第 135 回長崎県市長会議 会議次第

日時:令和6年8月26日(月)14時00分~

場所:雲仙温泉青雲荘

- I 開 会
- Ⅱ 会長あいさつ
- Ⅲ 開催市長あいさつ
- IV 議事
 - 1 審議事項
 - (1) 議案審議(国・県への提言)
 - (2) 九州市長会提出議案の選定について
 - (3) 令和5年度長崎県市長会収支決算書(案)について
 - 2 協議事項
 - (1) 口座振替促進キャンペーン等の連携実施について
 - (2) その他
 - 3 報告事項
 - (1) 副市長会からの報告について
 - 4 その他
- V 講 演

テーマ「休眠預金等を活用した部活動移動支援の取組みについて」

- 一般財団法人未来基金ながさき 理事長 山本 倫子 様 うんぜん部活動移動支援実証実験運営協議会 会長 溝口 昌喜 様 監事 西川 卓也 様
- VI 閉 会

(1)第135回長崎県市長会議案審議

ア 重点項目

国	県	件 名	市長会議 での説明市	
1	1	国土強靭化の計画的かつ着実な推進について	島原市	
2		地域生活交通の維持について		
3	2	保育料の完全無償化について	長崎市	
		中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について		
4	4	学校給食費の無償化について	西海市	

<u>イ</u>	養案	審議		
番号	国	県	件 名	(市長会議 での説明市)
1	都市	財政	の拡充強化に関する提言	
	1		都市財政の充実強化について〔一部新規〕	
		1-(5)	国土強靱化の計画的かつ着実な推進について〔新規〕	(重点:島原市)
	1-(6)	_	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税制度)の延長について〔新規〕	(大村市)
	3		地方消費者行政の拡充への支援等について 国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について [更新]	
	4		海化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について	
	5	3	公共下水道への財政措置の拡大について〔更新〕	
	6		廃棄物処理対策の強化について	
	0		海岸漂着物対策の財政支援措置について〔廃案〕	
	7		治水事業に対する財政措置等について	
	8		地方バス路線維持対策について	
	9		水道事業に対する財政措置の強化について〔更新〕	/==+\
	9 -(1) 10	_	再構築事業及び耐震化事業について〔更新〕 急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について	(平戸市)
	-	7	自然災害等対策事業に対する財源確保について	
	11	8	離島航路事業に対する財政支援の拡充等について	
ŀ	12		離島航空路線の維持について	
	13		離島地域における燃油コスト等の格差是正について〔更新〕	
	14		半島航路の維持・確保について	
	_		国指定・選定の文化財の保存等に係る財政支援について〔廃案〕	
	15		世界遺産保護のための財政支援措置について	
	16		市街地再開発事業に対する財政支援措置について	
	17		空き家対策への支援について 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について	
	18		公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)の期間撤廃について	
	19		ふるさと納税に係る返礼品について	
•	20	15	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	0	-	デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生拠点整備タイプ)の自由度向上について [廃案]	
	21	16	犯罪被害者等支援の充実について〔更新〕	
	22	17	ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について	
2	国民	健康	保険制度及び高齢者医療制度に関する提言	
	1	-	医療保険制度改革について〔更新〕	
	-	1	国民健康保険制度について〔更新〕	
	2	-	<u>当面の措置及び制度運営について</u> 国民健康保険制度に係る財政措置等について 「更新」	
	3		特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて〔更新〕	
3	地域		保健の充実強化に関する提言	
	1		地域医療提供体制の確保について	
			がんとの共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について	
4	子ど	ŧ.	子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言	
	1	1	子ども・子育て施策の充実強化について	
	1-(5)		保育料の完全無償化について	(重点:長崎市)
	2		福祉施策等の充実強化について〔一部更新〕〔一部廃案〕	
	3		障害者福祉施策の充実強化について	
5	介護		制度等に関する提言	
	1		第1号被保険者の保険料について〔更新〕	<u> </u>
	2		介護従事者の人材確保について〔更新〕	
6	生活	環境	の保全・整備等の充実に関する提言	
	1	-	九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターにおける火山観測・研究体制 の強化について	
7	九州	新幹	線等の整備促進に関する提言	
	1	1	九州新幹線西九州ルートの着実な整備について	
	2		県下幹線鉄道の整備改善について	
	3	3	地域鉄道に対する支援策の充実について	

番号	国	県	件 名	(市長会議 での説明市)
8	高速	道路	網等の整備促進に関する提言	
	1	-	道路整備の安定的財源確保について〔更新〕	
	2	1	道路網の整備について	
	3	-	道路事業における補助制度の拡充について	
	4	-	社会資本整備総合交付金事業(道路事業(舗装補修))の補助対象条件の緩和について	
	5		地方における無電柱化事業の促進について	
	6	3	港湾の整備促進について	
	7	-	公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記 <mark>や権利の抹消</mark> に係る印鑑登録証明書の交付手数料の 免除制度の拡充について	
9	農林	水産	業の振興に関する提言	
	1	1	農業の振興対策について「見直し」	
	2		水産業の振興対策について〔一部更新〕〔一部廃案〕	
	3		物価高騰対策の強化について	
10	地域	経済	の活性化に関する提言	
	1	1	地域経済牽引事業への支援措置について	
	2	-	国の直轄事業による砂防施設の「防災・減災」機能の継続について	
	-	2	工業団地の整備について	
	-		V・ファーレン長崎 <mark>及び長崎ヴェルカ</mark> への支援について〔更新〕	
	-	4	県と市町の連携による広域観光の活性化について	
11	学材	校教育	『の充実に関する提言	
	-	1	全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置の拡大について〔更新〕	
	-	2	少人数学級編制に伴う財政支援措置について〔更新〕	
	-	3	派遣指導主事の配置に伴う財政支援措置について「更新」	
	-	4	養護教諭の配置について「更新」	
	-	5	学校事務職員の配置について〔更新〕	
	-	6	小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)」等配置に係る財政支援措置について〔更新〕	
	-	7	学校栄養職員・栄養教諭の配置について〔更新〕	
	-	8	学校図書館充実のための司書教諭の配置について〔更新〕	
	-	9	ICT教育環境整備に係る教職員に対する研修の充実と ICT支援員配置のための支援 について〔更新〕	
	-	10	長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援について〔更新〕	
	-		特別支援学級編制基準の弾力化について	
	-		統合型校務支援システムの導入について	
	-		中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について	
	1	14	公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について	
	2		学校給食費の無償化について	(重点:西海市)
12	デジ	タル	化の推進に関する提言	
	1	_	自治体情報システムの標準化・共通化について	
	2		地域社会のデジタル化の推進について	
	3	-	社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について	
13			体の円滑な行政運営に関する提言〔廃案〕	
	0	-	「従うべき基準」を定めた省令の改正情報の事前周知等の徹底について〔廃案〕	

(2)九州市長会議提出議案の選定(5件以内を選定)

- 第 1 号議案 都市財政の拡充強化に関する提言
 - 1. 都市財政の充実強化について
 - 8. 地方バス路線維持対策について
- 第 4 号議案 子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言
- 第 7 号議案 九州新幹線等の整備促進に関する提言
- 第 9 号議案 農林水産業の振興に関する提言
- 第 11 号議案 学校教育の充実に関する提言

第135回長崎県市長会議議案審議目次

国へ	の提言(重点項目)	
1	国土強靭化の計画的かつ着実な推進について	
2	地域生活交通の維持について	
3	保育料の完全無償化について	P 7
4	学校給食費の無償化について	P 10
国へ	の提言	
第1号	議案 都市財政の拡充強化に関する提言	P 15
1	都市財政の充実強化について (一 <mark>部新規)</mark>	P 15
2	地方消費者行政の拡充への支援等について	P 18
3	国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について <mark>(更新)</mark>	P 19
4	浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について	
5	公共下水道への財政措置の拡大について (更新)	
6	廃棄物処理対策の強化について	
\circ	海岸漂着物対策の財政支援措置について(廃案)	P 24
7	治水事業に対する財政措置等について	P 24
8	地方バス路線維持対策について	P 25
9	水道事業に対する財政措置の強化について (<mark>更新)</mark>	P 26
10		
11		P 27
12		P 28
13		
14	to the LL mit. A shall be a state of	P 29
15		
16		
17	The state of the s	
18	公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)の期間撤廃について	P 31
19	ふるさと納税に係る返礼品について	P 31
20	自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について (更新)	P 31
\bigcirc	デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生拠点整備タイプ)の自由度	
	向上について (廃案)	P 32
21	犯罪被害者等支援の充実について (<mark>更新)</mark>	P 32
22	ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について	P 32
	関連資料(資料 1-1 ~ 資料 1-13)	
第2号	議案 国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言	P 53
1	医療保険制度改革について(更新)	
2	当面の措置及び制度運営について国民健康保険制度に係る財政措置等	
	について(更新)	P 54
3	特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて(更新)	
第3号	議案 地域医療保健の充実強化に関する提言	
1	地域医療提供体制の確保について	
2	がんとの共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について	P 58
	関連資料(資料 3-1)	

第4号議案 子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言	
1 子ども・子育て施策の充実強化について	P 60
2 福祉施策等の充実強化について (一部更新) (一部廃案)	P 61
3 障害者福祉施策の充実強化について	
関連資料(資料 4-1 ~ 資料 4-2)	P 64
第5号議案 介護保険制度等に関する提言	P 66
1 第1号被保険者の保険料について <mark>(更新)</mark>	P 66
2 介護従事者の人材確保について (更新)	P 66
関連資料(資料 5-1)	P 68
第6号議案 生活環境の保全・整備等の充実に関する提言	
1 九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターにおける	
火山観測・研究体制の強化について	P 69
第7号議案 九州新幹線等の整備促進に関する提言	P 70
1 九州新幹線西九州ルートの着実な整備について	P 70
2 県下幹線鉄道の整備改善について	P 70
3 地域鉄道に対する支援策の充実について	P 71
関連資料(資料 7-1)	P 72
第8号議案 高速道路網等の整備促進に関する提言	P 73
1 道路整備の安定的財源確保について (<mark>更新)</mark>	P 73
2 道路網の整備について	P 73
3 道路事業における補助制度の拡充について	P 75
4 社会資本整備総合交付金事業(道路事業(舗装補修))の補助対象条件の	
緩和について	P 76
5 地方における無電柱化事業の促進について	P 76
6 港湾の整備促進について	
7 公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記 <mark>や権利の抹消</mark> に係る印鑑登録	
証明書の交付手数料の免除制度の拡充について	P 77
関連資料(資料 8-1 ~ 資料 8-3)	
第9号議案 農林水産業の振興に関する提言	
1 農業の振興対策について (見直し)	P 86
2 水産業の振興対策について (一部更新) (一部廃案)	
3 物価高騰対策の強化について	
関連資料(資料 9-1)	P 91
第10号議案 地域経済の活性化に関する提言	P 92
1 地域経済牽引事業への支援措置について	P 92
2 国の直轄事業による砂防施設の「防災・減災」機能の継続について	
関連資料(資料 10-1)	P 93
第11号議案 学校教育の充実に関する提言	P 94
1 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について	P 94
2 学校給食費の無償化について	
第12号議案 デジタル化の推進に関する提言	
1 自治体情報システムの標準化・共通化について	
2 地域社会のデジタル化の推進について	
3 社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について	
第13号議案 地方自治体の円滑な行政運営に関する提言 (廃案)	
○ 「従うべき基準」を定めた省令の改正情報の事前周知の徹底について(廃案)	P 99

県へ	の提言(重点項目)	
1	国土強靭化の計画的かつ着実な推進について	
2	保育料の完全無償化について	P 104
3	中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について	P 107
4	学校給食費の無償化について	P 108
県へ	の提言	
第1号		
1	都市財政の充実強化について (一部新規)	P 113
2	浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について	P 115
3	公共下水道への財政措置の拡大について(<mark>更新)</mark>	P 116
4	廃棄物処理対策の強化について	
\bigcirc	海岸漂着物対策の財政支援措置について(廃案)	
5	治水事業に対する財政措置等について	P 120
6	地方バス路線維持対策について	
7	自然災害等対策事業に対する財源確保について	
8	離島航路事業に対する財政支援の拡充等について	
9	離島航空路線の維持について	
10		
\circ	国指定・選定の文化財の保存等に係る財政支援について(廃案)	
11	市街地再開発事業に対する財政支援措置について	P 125
12		
13		
14		
15		
16		
17	ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について	
	関連資料(資料 1-1 ~ 資料 1-9)	
第2号	議案 国民健康保険制度に関する提言	
1	国民健康保険制度について (更新)	
第3号		
1	地域医療提供体制の確保について	
2	がんとの共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について	
	関連資料 (資料 3-1)	
	議案 子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言	
1	子ども・子育て施策の充実強化について	
第5号		
1	第1号被保険者の保険料について (更新)	
2	介護従事者の人材確保について (更新)	P 148
ht o □	関連資料(資料 5-1)	P 150
第6号		
第7号		
1	九州新幹線西九州ルートの着実な整備について	
2	県下幹線鉄道の整備改善について	
3	地域鉄道に対する支援策の充実について	
	関連資料(資料 7-1)	P 154

第8号讀	義案 高速道路網等の整備促進に関する提言	P 155
1	道路網の整備について	P 155
2	地方における無電柱化事業の促進について	P 157
3	港湾の整備促進について	P 158
	関連資料(資料8-1~資料8-2)	P 159
第9号讀	義案 農林水産業の振興に関する提言	P 166
1	農業の振興対策について (<mark>見直し)</mark>	
2	水産業の振興対策について (一部更新) (一部廃案)	P 168
	関連資料(資料 9-1)	
第10号詞	···· = ··· = · · · · · · · · · · · · ·	
1	地域経済牽引事業への支援措置について	P 173
2	工業団地の整備について	P 173
3	V・ファーレン長崎 <mark>及び長崎ヴェルカ</mark> への支援について(更新)	P 173
4	県と市町の連携による広域観光の活性化について	
	関連資料(資料 10-1)	P 175
第11号詞	義案 学校教育の充実に関する提言	P 176
1	全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置	
	の拡大について (更新)	
2	少人数学級編制に伴う財政支援措置について (更新)	P 176
3	派遣指導主事の配置に伴う財政支援措置について (更新)	
4	養護教諭の配置について(更新)	P 177
5	学校事務職員の配置について (更新)	P 177
6	小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー(SC)、スクール	
	ソーシャルワーカー(SSW)」等配置に係る財政支援措置について(<mark>更新)</mark>	P 178
7	学校栄養職員・栄養教諭の配置について (更新)	P 178
8	学校図書館充実のための司書教諭の配置について(更新)	P 179
9	ICT教育環境整備に係る教職員に対する研修の充実と ICT支援員配置	
	のための <mark>財政</mark> 支援について(<mark>更新)</mark>	P 179
10	長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援に	
	ついて(更新)	
11	特別支援学級編制基準の弾力化について	
12	統合型校務支援システムの導入について	P 181
13	中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について	P 181
14	公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について	
15	学校給食費の無償化について	
	関連資料(資料11-1 ~ 資料11-6)	P 184

1 審議事項



国への提言

(重点項目)

提出市:島原市

1. 国土強靭化の計画的かつ着実な推進について

【提案・要望】

国においては、令和3年度から7年度までの「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、防災インフラの整備や交通ネットワークの強化を図っているが、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」同対策の最終年度となる令和7年度の予算を十分に確保するとともに、対策期間終了後も、切れ目なく継続的かつ安定的にな取組みを推進するため、国土強靱化基本法の改正によって位置付けられた「国土強靱化実施中期計画」を令和6年の早期に策定し、その実現に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。

【現状・問題点】

本県は、前線に伴う集中豪雨や台風の常襲地帯に位置していることに加え、急峻な山地や崖地が多く、全国で2番目に多い約3万6千箇所もの土砂災害警戒区域を抱えていることから、頻繁に洪水・浸水被害や土砂災害が発生している。また、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえると、多くの半島を抱え、高規格道路のミッシングリンクも存在する本県では、大規模災害の発生時に人流・物流が寸断する危険性が高くなっている。

頻発化・激甚化する自然災害から県民の生命・財産・暮らしを守り、地域社会の機能を維持するためにも国土強靱化基本法の改正によって位置付けられた予算・財源を確保することが重要な課題である。

- ○「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に伴う長崎県全体の予算額
 - ・令和3年度 約250億円
 - · 令和 4 年度 約 2 1 6 億円
 - ・令和5年度 約234億円

上記予算により、住民の生命・財産・暮らしを守る対策を実施しており、今後も 予算・財源の確保が必要である。

(選定理由)

・近年頻発する大規模災害に鑑み、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめとする取組みが着実に実施できるよう、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保する必要があり、また、改正国土強靭化基本法に基づき、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」期間終了後においても切れ目なく国土強靭化の取組みを進めるため選定するもの。

〔重点〕

提出市:島原市

2. 地域生活交通の維持について

【提案・要望】

地域生活交通の維持及び地域の振興を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

地域住民の日々の移動手段を持続的に確保するため、地方自治体が地域の実情に応じて独自に実施している交通施策に対して、積極的な支援策を講じるとともに、既存補助制度の補助限度額の引き上げや要件緩和や対象路線の拡充など必要な措置を講じること。

特に、地域独自で行うコミュニティバス乗合タクシーなどの運営維持・確保に必要な 運行費用及び車両の導入・更新に係る費用について、新たな国の補助制度を創設するこ と。

【現状・問題点】

路線バス路線は、地域住民の生活を支える重要な公共交通機関であるが、利用者の大幅な減少や昨今の燃料費高騰に加え、運転手不足の深刻化により路線の維持が困難になっており、特に中山間地域を有する地方において減便や路線の廃止が相次いでいる。

路線撤退後は、地方自治体が地域の実情に応じて独自にコミュニティバス乗合タクシー等を運行するなど、地域住民の日常生活に必要な移動手段を確保している状況である。

しかし、既存の補助制度では既に事業を開始している交通不便地区への取組みに対しては、既存の補助制度では対象外となり、 国庫補助を受けることができない現状にあることに加え、バス路線の廃止地域の拡大や、燃料費や人件費の高騰、人件費の上昇及び車両の更新などにより、年々自治体の財政負担が拡増大している。

また、近年、AIを活用したフルデマンド型のコミュニティバス乗合タクシー(区域運行)を導入する地方自治体が急増しているが、運行費用については特別交付税の算定対象にはなるものの、生活バス路線の損失補填のような目に見える形での国の直接的な補助金や車両更新に係る支援がない状況にあり、バス事業者に代わりこれまで地方自治体が支えてきた地域住民の移動手段の維持・確保が困難になっている。

○令和5年度 自治体が運営主体となるバス事業及びタクシー事業等 経費内訳 (決算額ベース)

(単位:千円)

+4	古光弗	財源内訳		団などのはいるの中部	スの仏母語の中間	
市名	事業費	国などの補助金	その他財源	一般財源	国などの補助金の内訳	その他財源の内訳
長崎市	147,667	16,646		131,021	地域公共交通確保維持改善事業費補 助金	
佐世保市	11,026	1,051	800	9,175	地域公共交通確保維持改善事業費補 助金	過疎債
島原市	52,967		155	52,812		ふるさと納税
諫早市	18,618			18,618		
大村市	25,104			25,104		
平戸市	64,827	14,110	5,399	45,318	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	バス使用料: 4,860千円 再エネ活用離島活性化基金: 415千円 病院事業会計繰入金: 124千円
松浦市	50,406			50,406		
対馬市	32,893	3,592	11,966	17,335	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	運賃収入:1,966千円 がんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金 繰入金:10,000千円
壱岐市	3,652		349	3,303		運賃収入
五島市	62,645	4,159		58,486	地域公共交通確保維持改善事業費補 助金	
西海市	41,833	5,340	3,230	33,263	特定防衛施設周辺整備調整交付金	運賃収入
雲仙市	40,859		40,212	647		過疎債:37,100千円 基金利子:3,112千円
南島原市	29,741		29,700	41		過疎債:22,000千円 ふるさと納税:7,700千円

(令和6年6月 長崎県市長会調べ)

(選定理由)

・国において「地域公共交通確保維持改善事業」が実施されているが、すでに事業を開始している取組みに対しては「事業の新規性」の要件を満たさないことや補助限度額が低い等の理由により、国からの十分な支援を受けられない状況である。路線バスの減便や路線の廃止に伴う乗合タクシー等の運営及び車両の導入・更新については、多くの市が一般財源による多額の財政負担が生じる。地域住民の生活を維持するためには地域公共通の維持が必要であり、地域公共交通の運営に必要な補助メニューがない現状を鑑み、重点項目として選定するもの。

提出市:長崎市

3. 保育料の完全無償化について

【提案・要望】

だれもが安心して子どもを産み育てる環境づくりの実現に関し、国の責任において 次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

保育料における全国的な動きとして、国による幼児教育・保育無償化の対象外となる子育で家庭の経済的負担の軽減を図るため、各自治体が独自に「完全無償化」や「第2子以降の無償化」等に取り組んでいる事例が見受けられるが、本来、こどもを産み育てる環境は、自治体間によって差異があることは望ましくないため、国の制度として保育料の完全無償化を実施すること。

【現状・問題点】

保育料については、令和元年 10 月から、 $3\sim5$ 歳の子ども及び市民税非課税世帯の $0\sim2$ 歳の子どもの保育料が無償化されているが、課税世帯等の 3 歳未満の子どもの 保育料は無償化されておらず、保育料の負担が生じている。

少子化の進行に歯止めがかからない中、保育料の「完全無償化」や「第2子以降の 無償化」など独自の子育て支援策を打ち出す自治体もあり、自治体の財政状況によっ て子育て施策に差異が生じる事態となっているが、各市において同様の無償化を実施 するためには、多額の財政負担を要することとなる。

○長崎県内全市(13市)が保育料の完全無償化を実施する場合の所要額見込み

市名	所要額	
111 211	(単位:百万円)	
長崎市	1, 240	
佐世保市	784	
島原市	169	
諫早市	344	
大村市	538	
平戸市	60	
松浦市	65	

市名	所要額 (単位:百万円)
対馬市	37
壱岐市	86
五島市	122
西海市	108
雲仙市	153
南島原市	141
合 計	3, 847

全市合計 約 38.5 億円

長崎県内各市の保育料負担軽減の取組み

【R6.7.1 現在】

長崎市	・小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目以降無料 ・市民税所得割課税額97,000円未満の世帯について、最年長の子ども(概ね18歳まで)を第1子とし、第2子以降無料
佐世保市	・保育料の階層別単価を国基準から平均25パーセント少ない金額に設定 ・副食費の第2子目以降の無償化を実施【令和2年4月1日~】 ・認可保育施設・認可外保育所における同時在園児の、第2子以降の1歳児および2歳児に 対する保育料無償化を実施【令和6年4月1日~】
島原市	・認可保育施設における所得制限と年齢制限を撤廃し、第2子以降の児童にかかる保育料の 完全無料化【令和元年10月~】 ・副食費の無償化を実施【令和元年10月~】
諫早市	・認可保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和5年4月~】
大村市	・認可保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【平成9年度~(平成9年当時は保育料軽減事業として実施)】 ・認可外保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和4年度4月~】 ・新たに保育料引き下げ【令和6年4月~】
平戸市	・認可保育施設における3歳未満児保育料の完全無料化を実施【令和5年4月~】 ・幼稚園における未就園児の保育料及び認可外保育施設における3歳未満児保育料の無料化 を実施【令和5年4月~】
松浦市	・2・3号支給認定児童について、認可保育施設を利用した場合の同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【平成27年4月~】 ・市町村の認定を受けた児童について、認可保育施設を利用した場合の同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和元年10月~】
対馬市	・認可保育施設における多子世帯が施設を利用する際の保育料について、満18歳以下の子どもが複数人いる場合は、第2子保育料を半額(市民税非課税世帯は無料)、第3子以降の無料化を実施【平成27年4月~】 ・保育料を国基準から平均30パーセント減額 ・副食費の無償化を実施
壱岐市	・保育施設(認可外含む)における各世帯の第2子以降の保育料無償化を実施【令和5年4月~】 ・副食費の一部助成を実施【令和5年4月~】
五島市	・保育料を国の徴収基準額から22パーセント減額【平成17年4月~】 ・多子計算(第1子、第2子等)の範囲を中学生までに拡大し、第3子以降を無料化。第2 子については、第1子と同時在園の場合は無料、同時在園以外の場合は半額【平成27年 4月~】 ・多子計算の範囲(年齢制限)を撤廃【平成29年4月~】 ・副食費の全額補助【令和元年10月~】
西海市	・同一世帯で、2人以上の子どもが保育所等を同時に利用している場合の利用料は、2人目以降は無料(市独自の基準。国の基準は、2人目は半額、3人目以降が無料) ・同一世帯に保護者の監護下にある子どもが3人以上いる場合、第3子以降の子どもの利用料は、無料(市独自の基準。国の基準は所得制限あり) ・副食費の無償化を実施【令和2年4月~】
雲仙市	・第2子以降の保育料の無料化を実施【平成28年4月~】 ・副食費の無償化を実施【令和元年10月~】
南島原市	・国基準額より負担を軽減した保育料を設定 ・2人以上の児童を扶養する多子世帯の第2子以降の保育料の無償化を実施【平成24年4 月開始、平成31年度からきょうだい児の年齢制限を撤廃】 ・副食費負担金の無償化を実施【令和元年10月~】

(選定理由)

・国の「こども未来戦略方針」において、これまで実施してきた幼児教育・保育の無償化に加え、 支援が手薄になっている妊娠・出産期から 2 歳児までの支援強化が盛り込まれているが、保育料 無償化の対象範囲の拡大については、関係府省と地方自治体による協議は進められていない。国の 制度として無償化を実施するよう、引き続き重点的に提言するため選定するもの。

提出市:長崎市

4. 学校給食費の無償化について

【提案・要望】

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を担っている。

社会全体で安心して子育てできる環境の確保及び少子化対策、保護者の負担軽減子ども・子育て支援の観点からも、学校給食費の無償化は社会全体で安心して子育てできる環境を確保し、保護者の負担軽減となることから、国の責任と財源による学校給食費の完全無償化実現に向け、必要な措置を講じること。

【現状・問題点】

学校給食は、各自治体において学校給食費を定め、保護者の負担により食材が賄われており、負担する額も自治体によりまちまちの状況である。

一部の市区町村においては、既に学校給食費を公費負担としている自治体もあるが、それぞれの自治体の財政状況に依存する。

各市において学校給食費の無償化を実施するためには、多額の財政負担を要することになる。

○令和6年度 長崎県内全市(13市)における学校給食費無償化の所要額見込み

(単位:百万円)

市名	小学校	中学校
長崎市	897	509
佐世保市	621	382
島原市	123	72
諫早市	362	252
大村市	345	200
平戸市	70	44
松浦市	50	33
対馬市	63	41
壱岐市	71	44
五島市	71	49
西海市	59	39
雲仙市	101	58
南島原市	94	57
全市合計	2, 927	1, 780

小中学校合計 約47.1億円

○長崎県内各市の学校給食費負担軽減の取組み

【R6.7.1 現在】

長崎市	・R4年度(9月~3月)食材価格高騰分を公費負担 ※財源:国の臨時交付金・R5年度(4月~3月)食材価格高騰分を公費負担 ※財源:国の臨時交付金・R6年度(4月~3月)食材価格高騰分を公費負担 ※財源:国の臨時交付金
佐世保市	・R5年度 物価高騰による給食費の値上げ相当分を公費負担 ・R6年度 物価高騰による給食費の値上げ相当分を公費負担 ・R6年度より市立の中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の生徒の給食費を無償化
島原市	・R6年度 市内小中学校に通う児童生徒の保護者に対して物価高騰分の食材費を補助 ※給食費据え置き、財源:国の臨時交付金28,000,000円
諫早市	・R6.4~市立小・中学校に通う児童・生徒(生活保護世帯を除く)の学校給食費を無償化 ※財源:固定資産税の課税免除見直しの効果等による税収の伸び及び歳出の見直し
大村市	・物価高騰に伴う給食費の増額分については、保護者負担が生じないよう一般財源で補う
平戸市	・R5年度から給食費(月額小4,800円、中5,600円)を増額し、激変緩和措置を講じているR5年度:第1子目、第2子目は月額400円控除、第3子目以上は据置(月額小4,300円、中5,000円) R6年度:第1子目、第2子目は月額300円控除、第3子目は月額400円控除、第4子目以上は据置R7年度:第1子目、第2子目は月額200円控除、第3子目は月額300円控除、第4子目は月額400円控除、第5子目以上は据置R8年度:第1子目、第2子目は月額100円控除、第3子目は月額200円控除、第4子目は月額300円控除、第5子目以上月額400円控除 ※激変緩和措置は、R11年度までの措置で、R12年度から全児童生徒月額小4,800円、中5,600円の徴収となる。(R12年度までの間に、物価高騰等によりさらに増額の可能性あり)※財源:ふるさと納税を原資とした基金
松浦市	・物価高騰による給食費の値上げ相当分を支援し、献立にかかる栄養バランスや質の確保及び保護者の負担軽減を図る。 ※財源:子育て支援基金繰入金
対馬市	・小学生(1食当たり50円×1.08)中学生(1食当たり60円×1.08)の市単独基本物資補助金あり・地場産使用時の食材費補助として市単独補助金(年額1,300万円)あり
壱岐市	・R5年度から市内の小中学校の児童・生徒を対象に以下の助成を実施 小学校の給食費月額4,900円 市助成2,900円 保護者負担2,000円 中学校の給食費月額5,800円 市助成3,300円 保護者負担2,500円
五島市	_
西海市	・H29年度から第3子以降の児童・生徒への学校給食費補助事業を実施 ※財源:一般財源と基金繰入金
雲仙市	・R6年4月から市内に住所を有する児童生徒の保護者への <mark>給食費の無償化・補助</mark> を実施 ※財源:ふるさと応援基金(一部)
南島原市	・学校給食費保護者負担軽減補助金(学校給食を喫食する第3子以降の無償化) ※財源:一般財源・学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金(児童生徒の給食費の値上がり分の半額を補助) ※財源:一般財源

(選定理由)

学校給食法第2条に規定する「適切な栄養の摂取による健康の保持促進」や「我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解」などの目的を達成することは、我が国の子どもたちの健やかな発達を保障することであり、すなわち国の責務であると考える。

しかしながら、学校給食費は、学校給食法に基づく保護者負担として各自治体において額を定め、食材費等に充てられており、その額は自治体により差異がある。

また、一部の自治体においては、保護者の負担軽減の観点から学校給食費を公費負担に切り替えるところもある。

本来、子どもは地域によらず等しく平等であるべきであり、自治体間で差異があることは望ましくないことから、国による学校給食費の無償化について、首長や教育長による協議会などあらゆる機会を通じて引き続き国や県に要望していくべきであり、重点項目とするもの。

国への提言



第1号議案

都市財政の拡充強化に関する提言

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 都市財政の充実強化について [継続1回]

- (1) 地方税財源の充実強化について
- ① 都市自治体が行う<u>住民サービスに直結した</u>行政サービス<u>の財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、</u>一般財源を充実確保する観点から、<u>地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の</u>偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- ② 法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっていることから、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

また、地方税制の改正に際しては、地方自治体の意見を聞くとともに、減収分については、代替財源を確保するなど、地方自治体の歳入に影響を与えないようにすること。

なお、平成27年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例が 創設され、寄附者の申告手続きの簡素化が図られているが、この措置におい て、国税からの控除分を地方自治体が負担する仕組みとなっていることから、 速やかに改め、国において補填すること。

③ ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、関係市町村にとっては貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、引き続きその現行制度を堅持すること。

(資料 1-1 参照)

④ 固定資産税については、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、 市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、 現行制度を堅持し、引き続きその安定的確保を図るとともに、新たな特例措 置を設けないこと。

また、<u>経済対策や各種政策的な措置は、国税や国庫補助金などにより実施</u>すべき性質のものであることから、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行わないこと。

(2) 一般財源の総額確保等について

① 国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による地方自治体間の財政力格差 是正と一定の行政水準を確保するために、地方交付税の持つ財源調整と財源 保障の両機能を強化すること。

また、地方交付税総額の算出基礎となる令和6年度の地方財政計画について、 定額減税による減収、こども・子育て政策の強化、給与改定等、自治体の施 設の光熱費高騰への対応が確保されている。

深刻さを増す少子化への対応や足元の物価高対策、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応はもとより、デジタル田園都市国家構想・地方創生の実現、脱炭素化の推進、頻発する大規模な災害等への対応や強靭な国土づくり、持続可能な社会保障制度づくりなどの本来的な課題解消を十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確保・充実すること。

- ② 地方財政における巨額の財源不足及び借入金残高に対しては、国の責務として確実に財源保障をすべきであり、臨時財政対策債によることなく地方交付税の法定率の引上げなどにより所要額を確保すること。
- ③ 地方交付税の算定にあたっては、多くの離島や半島を抱えるという本県の 特殊性を十分考慮したものとすること。

また、令和3年度の算定から令和2年の国勢調査人口が地方交付税に反映されることとなり、人口減少団体の交付税が急激に減少しないよう人口急減補正を行われているところであるが、継続的かつ急激な人口減少に直面している実態を踏まえ、制度の趣旨を鑑みて、更なる措置拡充をすること。

(3) 国庫補助負担金の見直し等について

- ① 国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、全国的に増加する社会資本の整備需要に対し、国の予算確保が十分にされていない状況が続いているが、地方では地方創生を推進するために都市基盤整備を進めており、今後とも財源が必要であることから、道路・公園・漁港、市街地再開発などの基盤整備を着実に実施するため、事業計画に計上されている所要の財源を確保すること。
- ② 国庫補助負担金の見直しや新制度の創設にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。

③ 国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の 措置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。

(4) 施設整備事業に対する財政措置等について

義務教育施設等、住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設については、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化に取り組んでいるところであるが、各自治体の財政規模も考慮しつつ、事業の円滑な執行が確保され、健全な財政運営が可能となるよう、十分な財政支援措置を講じること。

また、施設の廃止、統合などの再編を進めるため、不要となった公共施設の除却に係る地方債について、元利償還金に対する交付税措置を講じるとともに、財産処分基準の一層の弾力化を行うこと。

(5) 国土強靱化の計画的かつ着実な推進について〔新規〕(島原市ほか全市)

国においては、令和3年度から7年度まで「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、防災インフラの整備や交通ネットワークの強化を図っているが、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」同対策の最終年度となる令和7年度の予算を十分に確保するとともに、対策期間終了後も、切れ目なく継続的かつ安定的にな取組みを推進するため、国土強靱化基本法の改正によって位置付けられた「国土強靱化実施中期計画」を令和6年の早期に策定し、その実現に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。(島原市)

(説明)

提言する(島原市ほか全市)

- ・本県は、前線に伴う集中豪雨や台風の常襲地帯に位置していることに加え、急峻な山地や崖地が多く、全国で2番目に多い約3万6千箇所もの土砂災害警戒区域を抱えていることから、頻繁に洪水・浸水被害や土砂災害が発生している。また、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえると、多くの半島を抱え、高規格道路のミッシングリンクも存在する本県では、大規模災害の発生時に人流・物流が寸断する危険性が高くなっている。
- ・頻発化・激甚化する自然災害から県民の生命・財産・暮らしを守り、地域社会の機能 を維持するために、5か年加速化対策の最終年度となる令和7年度の予算を十分に確 保するとともに、5か年加速化対策期間の終了後においても、継続的かつ安定的に対 策を推進するため、国土強靱化基本法の改正によって位置付けられた「国土強靱化実 施中期計画」を令和6年の早期に策定し、その実現に必要な予算・財源を通常予算と は別枠で確保することが大変重要であるため要請するもの。(島原市)

(6) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税制度)の延長について 〔新規〕

(大村市ほか全市)

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税制度)については、現行の税額控

除割合を維持しつつ、令和6年度末までとしている適用期限を延長すること。 また、制度を延長する際には、地域再生計画の認定手続きの簡素化等、より制度の活用が促進されるよう見直しを行うこと。 (大村市)

(説明)

提言する (大村市ほか全市)

- ・地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)は、令和2年度税制改正による税額控除割合の引上げ等もあり、令和4年度の寄附実績は、金額が前年度比約1.5倍の約341.1億円と大きく活用が拡大されているところであるが、令和6年度末までの時限措置となっている。
- ・本制度は、都市自治体による自主的かつ自立的な取組により地域経済の活性化や地域における雇用機会の創出等を推進する制度であり、今後、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金・人の流れを高める必要があることから、制度の延長及び延長する際の制度活用の促進に向けた見直しを要望するもの。(大村市)

2. 地方消費者行政の拡充への支援等について [継続2回]

(1) 消費生活相談員の育成及び消費者被害防止対策について

近年、国民生活におけるデジタル活用が普及し、消費者問題は多様化、複 雑化している。自治体における消費生活相談員の役割はより重要性が増して おり、高度な知識と交渉力が求められている。

地方においては、消費者安全法に定める専門の資格を有する消費生活相談員の確保が困難な状況で<u>あり</u>、資格を有しない者を任用して育成し、資格取得を目指す事例が多い状況にある<u>ことから</u>、相談員の確保と育成に向けたオンデマンド研修の拡大や地方での講習会の開催などの研修機会の確保並びに資格試験の実施等について利便性の向上を図ること。

また、自治体は地方消費者行政強化交付金等を活用し、消費者への注意喚起、相談体制の整備に努めてきたところである。現行の補助金制度は強化事業の対象が限定され、地方の消費者行政の実情に沿ったメニューとは言い難い。また、推進事業は一般準則により補助の活用期間が限定されており、財政的基盤の弱い地方公共団体が消費者行政を安定的に推進させるためには、国の支援が必要不可欠であることから、対象事業の要件緩和に加え、更なる充実を図ること。推進事業の活用期間の制限を撤廃すること。(南島原市)

(資料 1-2 参照)

(説明)

賛同する(長崎市ほか全市)

- ・消費生活相談員協会や国民生活センターが実施する教育研修については、オンライン 受講ができる研修も増加しているものの、リアルタイム配信が多いため、オンデマン ドでの受講拡充を継続要望していくもの。
- ・推進事業について、一般準則による活用期間制限の撤廃を明記することで地方財政の 負担軽減を要望するもの。(南島原市)

(2)消費者生活相談のDX化について

消費者庁では消費生活相談 DX アクションプラン 2023 を策定し、継続して システム設計などの検討を進めているところであるが、消費生活相談員が現 場で求めているものと乖離が生じないよう情報共有と意見交換に基づくもの にすること。

<u>また、DX 化に伴う</u>い、新たに生じる導入<u>費用が発生する場合は、</u>及び DX 化後の維持費について、国において財政措置を講じること。(南島原市)

(説明)

賛同する(長崎市ほか全市)

・DX 化 (次期 PIO-NET※への移行) について、これまで PC 等の PIO-NET 関連機器も含めた必要な経費は、国が負担してきたところ、PC の本体の購入費やインターネットの接続にかかる通信費などを含む多くの経費が、自治体の負担に変更されることとなっている。自治体において新たに機器を調達・維持することは負担が大きいため、国の負担とするよう文言を修正するもの。

※ (パイオネット) 全国消費生活情報ネットワークシステム (南島原市)

3. 国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について [更新] (長崎市 ほか全市)

(1) 地方自治体負担経費の財政措置について

地方自治体が実施する国民保護のための措置に係る費用については、原則として国の負担とされているが、地方自治体の負担とされる職員の給与、管理及び行政事務の執行に要する費用等についても、国の責任において必要な財政措置を講じること。

また、有事に備えて、資機材の整備や、国、都道府県、市町村、関係機関が連携した訓練を継続するとともに、自治体独自の訓練の実施等に要する経費についても、原則、国の負担とすること。(長崎市)

(説明)

提言する(長崎市ほか全市)

・現在の国際情勢は、ロシアによるウクライナ侵攻や、北朝鮮によるミサイル発射等、 依然として緊張状態が続いており、その中にあって武力攻撃という最も重大な国家の 緊急事態に備えることは、国として当然の務めであり、法定受託事務として地方自治 体が行う経費については、すべて国の負担にすべきと考えることから引き続き要望す るもの。(長崎市)

(2) NBC (核・生物・化学) 攻撃に対する対応策の整備について

NBC (核・生物・化学) 攻撃による被害想定及びこれに基づく対応策について、国の責任において十分な研究を行い、早期に示すとともに、資機材

や特殊な薬品等の適切な備蓄、調達体制を早急に整備すること。 (長崎市)

(説明)

提言する(長崎市ほか全市)

・NBC兵器を用いた攻撃への対応は、被害想定及びこれに基づく対応策並びに備蓄する物資などが特殊なものであり、法定受託事務として地方自治体の対応が機能するために国において十分な研究に基づく被害想定及び備蓄、調達体制を整備すべきものと考えることから引き続き要望するもの。(長崎市)

4. 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について [継続 3回]

浄化槽設置にかかる市民の費用負担を軽減し、浄化槽の普及を図るため、補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大等、浄化槽整備に係る財政措置の拡充を強く要請する。

また、浄化槽維持管理費に関しても下水道使用料との差があり、不公平が生 じていることから、適正な浄化槽維持管理を実施してもらうための維持管理費 に対する財政措置の制度を拡充すること。(佐世保市)

(資料 1-3 参照)

(説明)

賛同する(佐世保市ほか全市)

・維持管理費に対しては、少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業として創設されたものの、当該事業における負担軽減の対象者は、浄化槽設置者の一部(65歳以上の2名以下の世帯)に限定されていることから、対象者の更なる拡充を行い、浄化槽の普及及び適正な維持管理の促進する必要があるため追記するもの。(佐世保市)

5. 公共下水道への財政措置の拡大について〔更新〕 (西海市、長崎市、佐世 保市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、雲仙市、南島原市)

(1) 公共下水道事業への財源確保について

下水道は、公共用水域の水質保全や浸水の防除を担う、極めて 公共性の高い社会資本であり、下水道事業を計画的かつ継続的に 遂行するためには、多額の費用と財源が必要である。

特に、近年災害が激甚化・頻発化していることから、地震対策、 浸水対策、老朽化対策は急務であるとともに、人口減少に伴う使 用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化、施設の 更新・維持管理費用の増大などにより経営環境は厳しさを増して きていることから、施設の広域化や維持管理の共同化等を進める ことで、持続可能な事業環境を確保していく必要がある。

このような状況の中、下水道事業を計画的かつ継続的に進めて

いくためには、国の安定した財政支援が不可欠であることから、現行の国庫補助制度を堅持するとともに、防災・安全交付金等予算を十分下水道事業を計画的、継続的に遂行するためには、多額の財源が必要であることから、財政的な支援を図るように要望する。特に、近年災害が激甚化・頻発化していることから、地震対策、浸水対策、老朽化対策等を重点的に支援するとしている防災・安全交付金予算を十分かつ安定的に確保すること。

(2) 下水道施設への接続率向上について

施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。 国の社会資本整備総合交付金は未普及対策について基幹事業として下水道整備推進重点化事業として支援するとされているが、接続率の向上は施設の適正な維持管理を図る上で重要であるため、接続者に負担が生じている各戸排水設備の設置等について、下水道整備が完了した自治体とともに併せて、財政支援措置と拡充についてを重点的に支援するとされており、その効果促進事業では、各戸排水設備の設置等についても加入促進事業への充当が可能とされているが、下水道整備が完了している自治体においても交付金の活用ができるよう新たな交付金の創設等、接続率の向上を図るための財政支援措置の拡充を講じること。

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、

(資料 1-4 参照)

(3)下水道事業に係る現行の国庫補助制度の堅持について

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会において、下水道事業に係る 現行の国庫補助制度について、水道事業の補助制度等を参考に見直しの議論 がなされ、平成29年12月22日、国土交通省から下水道事業に係る社会資 本整備総合交付金等の予算配分の考え方として、「アクションプランに基づ く下水道未普及対策事業」、「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」等の 事業については重点化の方針が示された。下水道は、公共用水域の水質保全 や浸水の防除を受けもつ、極めて公共性の高い社会資本であることから下水 道法においても明確に施設の設置そして改築に対して、国が地方公共団体に 補助できるとされており、その国庫補助金は、地方財政法上、国が義務的に 支出する負担金として整理されている。

また、平成5年度には下水道事業を含む公共事業に係る補助率等が閣議了解で恒久化されており、下水道事業を実施する地方公共団体は、恒久化された補助率の下での国庫補助制度を前提とし、下水道の管理運営を行っている。こうした下水道の特性を鑑み、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、現行の国庫補助制度を堅持すること。 ⇒ (1)と統合(西海市)

(説明)

提言する(西海市、長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、 雲仙市、南島原市)

- ・地方では、人口減少や節水意識の高まりから下水道使用料収入が減少しており、限られた職員数や財源での事業執行を強いられているため、施設の広域化や維持管理の共同化等を進めていく必要がある。また、近年災害が激甚化・頻発化していることから、地震対策、浸水対策、老朽化対策に係る改築・更新等も喫緊の課題となり、その対策には多額の事業費が必要となっている。
- ・下水道に接続することによる受益は接続者に限らず、生活環境の改善、浸水の防除及び公共用水域の水質保全等、市や県、国全体にも及ぶことから、下水道事業を計画的、継続的に遂行するために、地方公共団体及び市民の過度な負担とならないよう、現行の国庫補助制度の堅持とともに公共下水道への財政支援措置について強く要望するもの。(西海市)

6. **廃棄物処理対策の強化について** [継続2回]

(1) 廃棄物処理施設等について

① 旧焼却施設は、老朽化が進むことにより倒壊や環境汚染の恐れが高まることから、早急な解体撤去が必要である。施設の解体撤去工事は多額の費用を要するが、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない工事は国の循環型社会形成推進交付金の対象とはならないことから、厳しい財政状況の中、市単独事業として実施が困難であるのが現状である。

今後、特に市町村合併により廃止した旧焼却施設の老朽化がさらに進むなど、環境汚染のリスクが高まることから、早急な解体撤去を行うことができるようにするため、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付金の対象とすること。

また、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の財政措置を講じること。

② 一般廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に対する循環型社会形成推 進交付金の交付要件は、二酸化炭素排出削減をするものに限定されており、 延命化や施設の機能回復のための基幹的設備改良については交付の対象 となっていない。

また、特にマテリアルリサイクル推進施設は、循環型社会の形成及び推進をしていくうえで重要な施設であることから、施設の延命化等の基幹的設備改良についても交付要件を緩和し財政措置の対象とすること。

③ 多額の建設費用を要する一般廃棄物処理施設については、循環型社会形成推進交付金が事業費に応じた要望額どおり交付されなければ、厳しい財政状況の中、適正な廃棄物処理事業の遂行が困難になる可能性がある。ま

た、施設建設に対する地元住民との合意を得た中で、財源の不足により施設建設の遅れなどが生じることになれば、信頼を損なう恐れがあり、それがひいては市民生活に影響を及ぼす懸念がある。

一般廃棄物処理施設の建設等を適切に進め、一般廃棄物処理事業の計画 的な実施が可能となるよう、予算確保を図り、循環型社会形成推進交付金 制度の安定化を図ること。

(2) 循環型社会の構築について

① 小型家電再資源化における地域間格差の是正について

小型家電リサイクル制度による市町村から認定事業者への引渡しにおいて、全国的には有償で引き受ける事例が多い中、長崎県内特有の離島が多い等地理的な条件や廃プラスチック等残渣の処理費用の高騰により希少金属等の売却を上回る処理費用が生じる結果、逆有償での引渡しとなり、自治体の経済的負担が生じ、小型家電リサイクルの促進に支障をきたしている。

ついては、同じ小型家電のリサイクルに際して、有償で引き取られる地域との格差を是正するため、国又は製造者の責任による新たな補助制度等、逆有償となる自治体に経済的な負担が生じることのないような制度を創設すること。

② プラスチック資源の再商品化に対する支援制度の拡充について プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る経費については、特別 交付税措置を行ってもなお自治体の費用負担が過大となることから、更な る財政措置を講じること。

③ 再商品化製品の利用促進について

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に対応したプラス チック資源のリサイクル等新たな品目のリサイクルや既存品目の資源化 量の増加を図るうえで、処理費用が大きな支障となる。

<u>処理費用は、処理後の再商品化製品の取引価格に左右され、再商品化製</u>品の需要が高まることで、処理費用の低減につながる。

ついては、再商品化製品を原料として新たな製品を製造する者に対して 原料の使用率の目標値を設定するなど、循環経済が成り立つ制度を構築し、 再商品化製品の利用を促進すること。

7. 海岸漂着物対策の財政支援措置について [廃案] (壱岐市ほか全市)

<u>(1) 財政支援の継続について</u>

海岸漂着物処理推進法第29条に規定する「離島地域の処理経費に対する特別の配慮を行う」に基づき、海岸漂着物処理については、補助率10分の10の全額国費により賄われていたが、平成27年度から実施されている「海岸漂着物等地域対策推進事業」では、漂流ごみ・海底ごみの回収処理について、新たに補助対象に加えられたものの、その補助率が引き下げられた。よって、「海岸漂着物等地域対策推進事業」についても、従前の補助率10分の10に戻し、全額国費による対応とすること。

<u>(資料 1-5 参照)</u>

(2)支援措置の拡充について

海岸漂着物の効率的な処理を行うため、必要な処理施設の整備に対する支援措置の拡充を図るとともに、技術開発に関する支援措置を講じること。(壱岐市)

(説明)

提言しない (壱岐市ほか全市)

・補助率 10/10 への引き上げや、必要な処理施設の整備及び技術開発に関する支援措置 の拡充が実現すれば各市の財政負担軽減につながるものの、前回の更新から 7 回にわ たって提案しているにも関わらず進展がなく、実現性が低いことから、一旦取り下げ るもの。(壱岐市)

87. 治水事業に対する財政措置等について [継続 2 回]

(1) 河川の定期的な除草及び浚渫について

国及び県が管理する河川については、河川内に土砂などが堆積し、草木が繁茂している現状があることから、通水阻害に対する住民の不安意識は高く近年頻発している集中豪雨による河川氾濫や浸水被害が懸念されている。ついては、治水事業の一環として河川の定期的な除草や浚渫を行うこと。

(2) 治水事業に係る財政支援について

近年の頻発する集中豪雨による、河川氾濫や浸水被害が懸念されている中、国においては、令和6年度までの時限措置として、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川等に係る浚渫について、特例債を活用できる地方財政措置「緊急浚渫推進事業」を進めている。また、災害の発生や拡大防止を目的として実施している河川改修などの地方単独事業を対象とした「緊急自然災害防止対策事業」についても、令和7年度までの時限措置とし

て進めている。

しかしながら、自治体が管理している準用河川や普通河川の箇所は多く、継続的に実施する必要がある。よって、国においては、<u>治水事業全般に対す</u>る自治体への継続的な財政措置を図ること。

(資料 1-6 5 参照)

→8. 地方バス路線維持対策について [継続4回]

(1)補助要件の緩和について

平成23年度から「地域公共交通確保維持改善事業」を創設し、支援の充 実が図られているが、地域間幹線系統路線及び地域内フィーダー系統路線の 補助要件及び補助対象経費の緩和等、市町村が実施する路線撤退後の交通手 段確保に対する財政措置の充実・強化を図ること。

また、地域内フィーダー系統確保維持改善事業の市区町村毎の国庫補助上限額の引上げ等補助要件の緩和を図ること。

(2) バス料金の低廉化について

バスの利用拡大及びバス事業者の経営改善のため、路線バスの運賃についても、有人国境離島法の航路運賃の低廉化と同様にJR並み運賃となるように支援できる制度を構築すること。

(3) 特定有人国境離島地域の赤字路線バスに対する補助の特例措置について 特定有人国境離島地域の赤字バス路線に対する補助について、地域公共交 通確保維持改善事業における補助が受けられるよう特例措置を講じること。

(4) バス事業者の慢性的な運転手不足の解消について

人口減少や高齢化により、公共交通ネットワーク構築の必要性が高まっているが、公共交通の担い手となる運転手が慢性的に不足している。公共交通ネットワークの維持、サービス低下を防ぐため、給与・労働条件の待遇改善や大型二種免許の取得など、運転手の確保、育成につながる支援制度を構築すること。

(資料 1-7 6 参照)

(5) コミュニティバス乗合タクシー等の交通手段の確保に対する支援について

バス路線の撤退後など、地方自治体が地域の実情に応じて独自に運行する <u>コミュニティバス乗合タクシーなどの運営維持・確保</u>に必要な運行費用及び 車両の導入・更新に係る費用に対し、現状に対応した既存補助制度の見直し や新たな国の補助制度を創設すること。

109. 水道事業に対する財政措置の強化について (更新) (平戸市ほか全市)

(1) 再構築事業及び耐震化事業について

近年の水道事業は、高度経済成長期に整備された管を含む施設が一斉に法定耐用年数を迎え、更新需要の増大が見込まれている。また、東日本大震災、や熊本地震や宮崎県日向灘を震源とする地震など大規模地震が発生し、大きな被害をもたらしており、地震に備え、施設や管路の耐震化も喫緊の課題となっている。老朽化した施設の更新や耐震化については多額の費用を要し、人口減少に伴う収益減少等による厳しい財政状況等の理由から管路の経年化率は上昇する一方で、耐震化は思うように進んでいないのが現状であることから、水道基幹施設の再構築事業に対しては、浄水施設・送水施設等を始め、老朽化した施設や管の更新事業を含めた、耐震化事業に対する補助採択基準の拡大及び補助率の向上を行うこと。(平戸市)

(資料 1-8 7 参照)

(説明)

提言する(平戸市ほか全市)

・給水人口の減少や給水収益の減少及び法定耐用年数を経過した老朽施設の更新を迎える中、管路の耐震化及び更新は今後も継続し実施する必要がある。しかし、その更新需要に対する資金の確保が難しく、耐震化は思うように進んでいない状況である。 早期の耐震化事業に対する補助採択基準の拡大及び必要な予算額の確保を行うために引き続き提案するもの。(平戸市)

(2) 水道未普及地域解消事業について

本県の水道普及率は 99.199.0% (令和 3-4 年度末時点) と高いものの、全域的に平地が少なく山間部に人家が散在する等、多くの条件不利地を抱えており、そこで暮らす住民は未だ水道を利用できず表流水や地下水等を水源とした不安定な飲料水に頼らざるを得ない生活を余儀なくされている。

<u>このような水道</u>未普及地域は、近年の異常気象や土砂災害、鳥獣被害等により水源<u>の</u>枯渇<u>、水質悪化や管理住民の高齢化などに</u>より、水道施設の整備が必要となる事態に直面している。

ついては、厳しい財政状況にある市町の実情を考慮し、水道未普及地域の早期解消を図り、公衆衛生の向上及び生活環境の改善に資するため、水道未普及地域解消事業に対する補助採択基準の緩和及び補助率の向上について、特段の配慮がなされることを要請する。(平戸市)

(説明)

提言する (平戸市ほか全市)

・給水人口の減少や給水収益の減収が見込まれる中、補助採択基準を下回る未普及地域 は、ほとんどが地理的要因により多額の事業費を要するため、単独での資金の確保が 難しい。

早期の水道未普及地域解消に対する補助採択基準の拡大及び補助率の向上並びに必要な予算額の確保を行うために引き続き提案するもの。 (平戸市)

1110. 急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について [継続2回]

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効率的に事業を進めることとしているが、近年の「局地化・集中化・激甚化」した気象状況に鑑み、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るため、所要の財源の確保と事業採択要件の緩和について、格別の配慮がなされることを要請する。

また、緊急自然災害防止対策事業債においては、市町村施工主体分について も対象事業として拡充されてはいるが、期限付きであるため、市町の継続した 安定的な財源確保の観点から、新たな制度として確立されるよう格別な配慮が なされることを要請する。

(資料 1-9 8 参照)

1211. 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について [継続2回]

(1)補助制度の柔軟な対応等について

地域公共交通確保維持事業の離島航路運営費等補助においては、事前算定 方式による内定制度が採用されているが、事前算定時には計上されていなかった船舶の突発的な故障等、想定外の経費についても、補助の対象とするな ど、各航路の実態に沿った柔軟な対応を行うこと。

また、今後も更に離島航路補助への十分な財源を確保するとともに、ジェットフォイルや海上運送法第20条第2項に規定する人の運送をする不定期航路事業などについて離島航路補助制度を適用するよう見直しを行うこと。

(2) 旅客運賃低廉化の対象拡大について

旅客運賃の低廉化については、有人国境離島法(有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法)の対象地域に限らず全ての離島航路について JR 等本土交通機関を比較基準に見直し、支援制度の拡充を図ること。

また、離島住民だけでなく、観光客など離島航路を利用するすべての者に運賃低廉化が適用されるよう制度の拡充を図ること。

(3) 貨物輸送運賃の低廉化について

本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化について、輸送コスト支援事業の対象品目を増やすなど支援制度の拡大を図ること。

また、本土から離島へ生活物資などを輸送する際にも、貨物輸送運賃が低廉化されるよう新たな支援制度を創設すること。

(4) 貨物航路の安定的な運航について

ガソリン、プロパンガスなど住民の生活必需品を輸送する貨物航路について、航路変更又は廃止の場合における事前届け出の義務付けなど、航路の安定的運航の確保のために必要な法整備を行うこと。

(5) 離島航路における海上高速交通体系の維持について

離島航路は人・物の流通手段として生活及び産業経済活動に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

特に、ジェットフォイルは、高速かつ大量輸送が可能で住民にとって必要 不可欠な存在となっている。

県内の離島航路に就航しているジェットフォイルは、船齢がいずれも30年以上経過しており、更新時期を迎えているが、導入当時に比べ建造費が大幅に高騰しており、厳しい経営環境にある航路事業者の負担のみでジェットフォイルの更新を行うことは困難な状況にある。

ジェットフォイルの建造については、重要性をご理解いただき、建造が促進されるよう、改正離島振興法に基づき、高速度で安定的に航行することができるものその他の船舶の新造及び更新にかかる支援制度の創設を含めた航路事業者の負担軽減対策を早急に講じること。

(6) 有事における離島航路の維持について

本土と離島を結ぶ基幹航路は、島民の暮らしにおいての命綱であり、観光 事業など島の経済活動にも必要不可欠なものであることから、今般の新型コロナウイルス感染症の経験を活かし、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の基幹航路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

(資料 1-10 9 参照)

4312. 離島航空路線の維持について [継続 6 回]

本土と離島を結ぶ航空路は、島民にとっての命綱であり、市民生活はもちろんのこと、島の経済に多大な影響のある観光事業を始め、様々な経済活動に必要不可欠なものであることから、今般の新型コロナウイルス感染症に限らず、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の航空路を公共交通機関とし

て継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

(資料 1-1110 参照)

1413. 離島地域における燃油コスト等の格差是正について (更新) (壱岐市、

長崎市、対馬市、五島市、西海市)

離島のガソリン価格については、平成23年度から離島のガソリン流通コスト対策事業による補助制度が設けられ、補助単価の見直しも行われているが、依然として本土との価格差が大きい状況が続いている。

離島のように自家用車に大きく依存している地域においては、島民生活において大きな負担となっている。また、産業経済活動においてもガソリン価格差によるコスト増を販売価格等に転嫁できないため、本土との厳しい競争を余儀なくされている。

こうした状況を鑑み、地方財政に影響を及ぼさないよう配慮した上で、格差 是正のための制度の見直しと、離島における揮発油税ガソリン税の減免等、新 たな制度の早期創設に向けて、特段の措置を講じるよう強く要請する。 (壱岐 市)

(資料 1-1211 参照)

(説明)

提言する(壱岐市、長崎市、対馬市、五島市、西海市)

・本土との燃油格差が依然として大きく、市民生活はもちろんのこと、産業、経済、観光分野等においても影響を及ぼしている現状を踏まえ、継続しての要望するもの。(壱岐市)

1514. 半島航路の維持・確保について [継続2回]

国においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

(1) 価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

陸上交通と同等の経費水準への運賃割引等の取組に対する財政支援制度の 創設や、船舶建造費・改修費への助成による航路運賃の低廉化などを実施する こと。

(2) 船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施

省エネ化に資する改造等に対する更なる支援や、運航に要する船舶整備等に対する支援制度の創設又は運航欠損額に対する支援制度適用への支援などを 実施すること。

(3) 貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実 モーダルシフトの取り組みに対する支援など、施策の充実を図ること。

(4) 地方が実施する港湾使用料減免等の支援策に対する財政措置

減免額相当分に対する支援や、半島地域以外の対岸自治体への航路の確保維持に係る財政支援制度の創設などを行うこと。

(5) アフターコロナの旅行消費の掘り起こしを行うための施策の拡充

コロナで観光消費が落ち込んでいる半島地域に対する、食のブランド化の 推進や旅行支援の造成など、地域の魅力の掘り起こしや来訪を促す施策の拡 充を図ること。

(6) 燃油価格高騰の影響を受けている船舶事業者に対する公的支援の実施

燃油価格や物価高騰により運航コストが増大している船舶事業者に対し、事業継続を図るため公的支援を実施すること。

(資料 1-1312 参照)

1615. 世界遺産保護のための財政支援措置について [継続 5 回]

長崎県内には、平成27年に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・ 製鋼、造船、石炭産業」と平成30年に登録された「長崎と天草地方の潜伏キ リシタン関連遺産」の2つの世界遺産がある。

これら世界遺産の保護を万全なものにするため、世界遺産の構成資産の修復・公開・活用のための整備及びガイダンス施設等の整備に対し、優先的な財政支援措置を講じること。

(資料 1-1413 参照)

1716. 市街地再開発事業に対する財政支援措置について [継続 5 回]

市街地再開発事業は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を 図るとともに、老朽建築物の建替えによる大震火災等の災害の抑制につながる こととなり、地方都市における安全で快適な生活環境の実現、都市活力の維 持・向上に寄与する一方で、財政負担も非常に大きく予算措置に苦慮している ため、必要な財源の確保を行うこと。

1817. 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援に ついて [継続 2 回]

平成28年4月の熊本地震を教訓とし、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の本庁舎や総合支所等については、早期に建替えを実施する必要がある。

しかしながら、新庁舎や総合支所等の整備は、財政負担が大きく、 また、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必 要とする。

ついては、大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る恒久的な財政支援制度を新たに創設すること。

1918. 公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)の期間撤廃に ついて [継続 5 回]

公共施設の計画的な管理を進める中で、道路等の社会基盤施設(インフラ) 等の老朽化対策が全国的な課題となっており、インフラの長寿命化対策に向 けた財政措置として、社会資本整備総合交付金や公共施設等適正管理推進事 業債(長寿命化事業)等が講じられている。

このうち、インフラの長寿命化事業を対象とした公共施設等適正管理推進事業債について、平成29年度から令和3年度までの時限措置が令和8年度までの5年間延長されたところだが、長寿命化事業は計画的・継続的な取り組みが必要である。

このことから、早期に公共施設等適正管理推進事業債の期間を撤廃し、継続的な長寿命化事業への取り組みが可能となるようにすること。

2019. ふるさと納税に係る返礼品について [継続4回]

平成31年4月の地方税法改正に伴うふるさと納税制度に関する規制の中で、寄附額に占める経費率5割以下と定められた。この経費率には、返礼品の送料も含めることとされているが、関東からの寄附が半数を占める現状の中で、地方と関東近県とでは送料に大きな差がある。このことから、当該送料に関しては経費率の対象から除外すること。

2120. 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について

〔更新〕(松浦市、長崎市、佐世保市、諫早市、平戸市、五島市、西海市、雲仙市、壱岐市、対 馬市)

災害の激甚化・多発化により、避難所開設においては、より多くの避難所確保が求められている。また、地域の防災活動では行政のみならず、地域住民全体の取り組みによる自主防災組織の役割が重要となっている。避難所開設においては、ウイルス等の感染症発生により、3密を避けるために分散避難が重要となり、より多くの避難所確保が求められている。

従来の公設避難所での受け入れには限界がきているため加え、地区所有の自治公民館など民間施設を自主防災組織の運営により避難所として活用できるように、避難所としての安全性確保に向けた施設の改修費用に対する補助制度を創設すること。(松浦市)

(説明)

提言する(松浦市、長崎市、佐世保市、諫早市、平戸市、五島市、西海市、雲仙市、壱岐 市、対馬市)

・災害の頻発化により避難先の確保が重要だが、避難者が大幅に増加した場合においては、避難所確保が充分でない状況にある。民間所有の自治公民館は有効な避難先になり得るが、設備の補強など改修が必要な施設が多く、その財源確保に苦慮している。 迅速な施設改修を実施し住民の安全・安心な避難の実現を図るためには、国による補助制度の創設が必要であることから引き続き要望するもの。(松浦市)

22. デジタル田園都市国家構想交付金 (地方創生拠点整備タイプ) の自由度向上について (廃案) (長崎市ほか全市)

デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、従来の地方創生関係交付金を再編し、「デジタル田園都市国家構想交付金」が創設されたが、同交付金の地方創生拠点整備タイプにおいて行われる地方創生に資する先導的な施設整備等への支援については、一般に複数年の事業期間を要することから、十分な執行期間を確保できるよう、地方が必要とする総額を当初予算において確保するとともに、補正予算分についても複数年度にわたる施設整備事業が可能となるよう採択要件の緩和を図ること。(長崎市)

(説明)

提言しない (長崎市ほか全市)

・継続7回目で見直し対象であるが、新型コロナウイルス感染症を契機として当該交付 金の事故繰越が認められたことや、各市において現時点で地方創生拠点整備タイプの 活用事業はなく、廃案としても事業実施に支障が生じないため。(長崎市)

2321. 犯罪被害者等支援の充実について (更新) (長崎市、佐世保市、島原市)

国の犯罪被害者等給付金については、給付申請から給付までに時間がかかっていることから、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、早期に支給できるよう、更なる運用改善を図ること。(長崎市)

(説明)

提言する(長崎市、佐世保市、島原市)

・7回前から提案しているが、依然として給付金の支給までに時間を要しているため。 (長崎市)

2422. ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について

〔継続5回〕

ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政が一丸となった取組 みが求められている中で、再生可能エネルギー導入拡大をはじめとする各分野 の脱炭素社会の実現には、複数年にわたり「まちづくり」として一体的に実施 する必要がある。

脱炭素社会の実現に向けた取組みを継続的かつ着実に推進するため、次の事項について財政支援の拡充等を図ること。

(1) 既存の補助制度は、単年度ごとに補助対象が見直しとなり、複数年度にわたる長期的な計画を立て機動的に取り組むことが困難となっている。また、脱炭素先行地域では複数年にわたる継続的、包括的な支援がなされる仕組みがあるが、ゼロカーボンシティ宣言を行った自治体が<u>1,000</u>以上ある中では選定数が限られている。

このことから、省エネルギーの更なる推進や再生可能エネルギーの導入・ 拡大など、地域の特性や実情に応じた脱炭素地域づくりに取り組む自治体を 多年度にわたり安定的に支援できるよう、総合的な財政支援の拡充を図るこ と。

- (2) 地方財政計画において、各自治体が実施する脱炭素化に係る財政需要を適切に見込み、全ての自治体が脱炭素化に向けた取組みを着実に行うことができるよう、必要な一般財源を確保すること。
- (3) 地域の脱炭素化の推進については、地域の現状、特性を踏まえた政策立案が必要であり、専門的知見を有する人材の確保・育成が課題となっている。令和4年度より地方創生人材支援制度においてグリーン専門人材の派遣が行われているが、これは主にマッチング支援であり自治体側の費用負担も大きいことから、国において地域の特性に応じたきめ細やかな対応を行う相談窓口の設置や、更なる人材育成支援の充実を図ること。

県内各市の償却資産(機械及び装置)とゴルフ場利用税交付金の現状

(単位:千円)

	団体名	7	償却資産(機械及び装置)	置) ※税額試算(1.4%)	ゴルフ場利	用税交付金
			令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
長	崎	市	1,777,376	1,988,955	52,377	54,158
佐	世(保市	1,231,341	1,233,852	42,054	40,403
島	原	市	204,018	199,534	0	0
諫	早	市	2,917,126	3,999,583	39,486	39,336
大	村	市	907,586	1,447,165	21,186	20,237
平	戸	市	212,137	213,752	0	0
松	浦	市	178,997	176,925	0	0
対	馬	市	284,362	308,153	0	0
壱	岐	市	153,469	159,176	2,236	2,134
五	島	市	366,315	355,445	4,905	4,497
西	海	市	346,103	337,696	29,622	31,018
雲	仙	市	248,298	241,524	11,154	10,276
南	島	東 市	160,774	173,263	7,315	7,606
	県内13市の	合計	8,987,902	10,835,023	210,335	209,665

[※]償却資産(機械及び装置)の、「税額試算」は令和4年度及び令和5年度の概要調書上の価格(課税標準額:県より)に1.4%を乗じたものである。 また、償却資産(機械及び装置)については、大臣・知事配分を合算している。

資料1-2

消費者行政の状況調査

	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
推計人口(R6.4.1)	389,895	230,873	40,985	131,311	97,291	27,257	19,777	26,094	22,879	31,966	24,438	39,256	38,952
世帯数	185,617	102,670	17,000	54,909	41,391	11,718	8,577	12,167	9,378	15,973	10,934	15,380	15,672
(1)令和6年度消費者センター職員数(人)	26	9	3	6	6	2	2	3	1	5	2	5	7
(2) (1)うち、消費者行政に関する業務を行っている職員数(人)	11	9	3	6	6	2	2	2	1	2	2	4	6
(3) (2)うち、消費生活相談員数(人)	4	4	2	2	4	2	1	1	1	2	2	2	2
(4) (3)うち、資格保有者数(人)※1	4	4	1	2	2	1	0	0	1	2	2	2	1
令和6年度消費者行政に関する予算額(正規職員 の人件費、計量行政費は除く)(千円)	45,122	15,726	8,323	15,081	16,380	7,450	6,784	4,757	5,271	8,256	7,343	9,557	7,762
特定財源:消費者庁基金(交付金)からの 充当等(千円)	7,557	639	884	334	6,258	35	443	189	817	3,874	119	3,653	587
(対予算の割合)	16.75%	4.06%	10.62%	2.21%	38.21%	0.47%	6.53%	3.97%	15.50%	46.92%	1.62%	38.22%	7.56%
うち消費者行政推進補助金により 相談員の人件費に充当する額(千 円)	0	0	0	0	4,873	0	0	0	0	3,564	0	2,649	0
(対予算の割合)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	29.75%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	43.17%	0.00%	27.72%	0.00%
一般財源(千円)	37,412	15,087	7,439	14,676	10,122	7,415	6,341	4,568	861	4,382	7,224	5,864	7,148
(対予算の割合)	82.91%	95.94%	89.38%	97.31%	61.79%	99.53%	93.47%	96.03%	16.33%	53.08%	98.38%	61.36%	92.09%
消費生活相談員報酬(含む共済費)(千円) 【補助金+一財】	22,817	13,623	7,370	6,738	14,330	6,758	3,136	3,893	3,593	7,137	6,092	7,817	6,313
(対予算の割合)	50.57%	86.63%	88.55%	44.68%	87.48%	90.71%	46.23%	81.84%	68.17%	86.45%	82.96%	81.79%	81.33%
5年度相談件数(件)	2,948	1,795	133	743	792	209	152	42	101	258	85	266	263
4年度相談件数(件)	2,866	1,796	169	823	775	242	148	50	90	239	95	267	241

^{※1} 資格とは、①消費生活相談員 ②消費生活専門相談員 ③消費生活アドバイザー ④消費生活コンサルタント を指す。

^{※2} 壱岐市は、消費生活相談員報酬を消費者行政ではなく通常の人事予算から支出している。

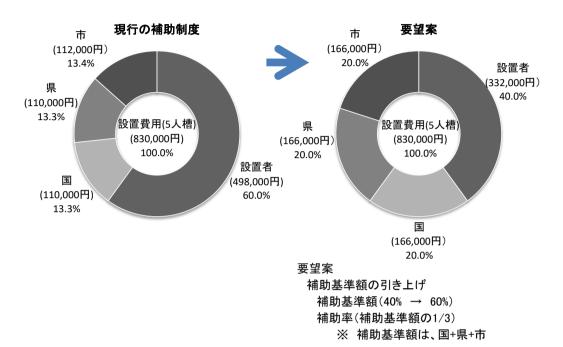
令和5年度 長崎県内(13市)における浄化槽基数等

				浄化槽基	基数(R6.3.3	31現在)				令和!	5年度実績
市名	住写	宅用途(基	数)	住宅用途以外(基数)			合計			国庫補助	国庫補助 対象経費
		合併	みなし		合併	みなし		合併	みなし	基数	(千円)
長崎市	2,761	2,441	320	459	322	137	3,220	2,763	457	16	5,856
佐世保市	13,517	10,310	3,207	1,994	1,075	919	15,511	11,385	4,126	184	81,512
島原市	7,052	6,277	775	1,179	955	224	8,231	7,232	999	434	301,925
諫早市	7,350	6,941	409	940	679	261	8,290	7,620	670	117	58,998
大村市	1,240	1,207	33	245	195	50	1,485	1,402	83	11	4,842
平戸市	3,729	3,091	638	665	415	250	4,394	3,506	888	75	32,376
松浦市	1,564	1,428	136	353	224	129	1,917	1,652	265	30	7,400
対馬市	2,029	1,839	190	323	107	216	2,352	1,946	406	33	19,209
壱岐市	2,614	2,494	120	343	275	68	2,957	2,769	188	60	16,502
五島市	9,009	7,496	1,513	1,004	491	513	10,013	7,987	2,026	244	145,186
西海市	2,526	2,445	81	640	517	123	3,166	2,962	204	21	7,518
雲仙市	3,518	3,251	267	541	390	151	4,059	3,641	418	100	55,503
南島原市	5,758	4,890	868	60	43	17	5,818	4,933	885	134	87,858
合計	62,667	54,110	8,557	8,746	5,688	3,058	71,413	59,798	11,615	1,459	824,685

○浄化槽設置整備事業の補助制度概要

現行の補助制度

区分	設置費用	設置者	玉	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	60.0%	13.3%	13.3%	13.4%	40.0%
5人槽	830,000 円	498,000 円	110,000 円	110,000 円	112,000 円	332,000 円
6~7人槽	1,035,000 円	621,000 円	138,000 円	138,000 円	138,000 円	414,000 円
8~10人槽	1,370,000 円	822,000 円	182,000 円	182,000 円	184,000 円	548,000 円



〇【参考】1世帯当たりの浄化槽維持管理経費(佐世保市の場合)

(単位:円)

						(十四:11)		
			法定	検査	維持管理経費合計			
人槽	保守点検	清掃	1年目	2年目以降	()は下水道使用料との差			
			<u>+</u>	2中日以降	1年目	2年目以降		
5人槽	16,800	21,900	10,000	5,000	48,700 (27,838)	43,700 (22,838)		
7人槽	16,700	24,400	10,000	5,000	51,100 (30,238)	46,100 (25,238)		
10人槽	24,000	35,000	10,000	5,000	69,000 (48,138)	64,000 (43,138)		

- ※1世帯当たりの平均下水道使用料(R5年度)···年間約20,862円 水道局営業課業務係確認
- ※維持管理費については、R5年度の維持管理委託契約書からの平均値
- ※法定検査料改訂(平成28年4月1日) 5~10人槽(1年目 10,000円 2年目以降 5,000円)

【参考】佐世保市の補助制度(申請者居住住宅 改築の場合)

区分	設置費用	設置者	玉	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	40.0%	13.3%	13.3%	33.4%	60.0%
5人槽	830,000 円	332,000 円	110,000 円	110,000 円	278,000 円	498,000 円
6~7人槽	1,035,000 円	414,000 円	138,000 円	138,000 円	345,000 円	621,000 円
8~10人槽	1,370,000 円	548,000 円	182,000 円	182,000 円	458,000 円	822,000 円

佐世保市の補助制度(改築の場合)



佐世保市浄化槽設置補助金額(国+県+市)

(単位:千円)

通常	申請者原	居住住宅	申請者居住住宅以外			
人槽区分	改築	新築	改築	新築		
5人槽	498	374	249	187		
6~7人槽	621	466	311	233		
8~50人槽	822	617	411	309		

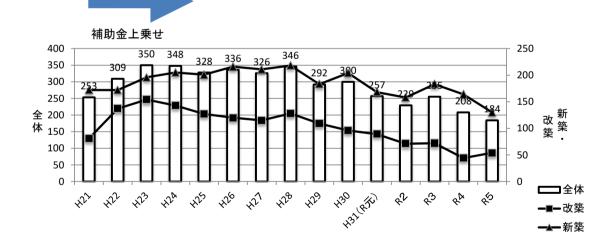
(単位:千円)

高度	申請者周	居住住宅	申請者居住住宅以外			
人槽区分	改築	新築	改築	新築		
5人槽	526	402	263	201		
6~7人槽	669	514	335	257		
8~50人槽	859	654	430	327		

◎平成22年度から補助金を上乗せした結果

(単位:基)

結果	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(R元)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
補助基数	253	309	350	348	328	336	326	346	292	300	257	229	255	208	184
うち改築	81	137	154	143	201	120	115	128	109	96	89	71	72	44	54
うち新築	172	172	196	205	127	216	211	218	183	204	168	158	183	164	130



資料1-4

公共下水道事業概要(R5.3.31現在)

項目	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
(1) 行政区域内人口(人)(A)	398,747	237,686	42,765	134,380	98,120	28,910	21,182	27,854	24,578	34,542	25,620	41,447	42,178
(2) 下水道処理区域内人口(人)(D)	376,668	144,093	計画廃止	90,774	88,603	未着手	5,194	未着手	3,390	計画廃止	3,323	13,713	5,536
(3) 水洗便所設置済人口(人)(E)	366,521	133,604		77,811	87,023		3,915		1,949		2,341	9,159	3,549
(4) 全体計画面積(ha)(H)	6,914	4,211		3,437	2,933		424		188		136	611	225
(5) 普及率													
ア 下水道普及率 D/A×100(%)	94.5	60.6		67.6	90.3		24.5		13.8		13.0	33.1	13.1
イ 接続率 E/D×100(%)	97.3	92.7		85.7	98.2		75.4		57.5		70.4	66.8	64.1
(6) 総事業費(千円)(J)	345,916,112	139,007,064		104,512,783	81,450,358		8,769,278		6,676,716		8,716,942	22,122,044	13,764,945
同上財源													
ア 国庫補助金(千円)	113,614,067	52,758,536		34,302,212	29,709,695		3,642,508		2,946,650		3,926,739	9,506,939	5,889,991
イ 企業債(千円)	183,927,953	72,055,340		52,446,366	41,585,859		4,168,500		3,053,000		3,997,483	9,968,500	5,655,400
ウ 受益者負担金(千円)	4,284,772	3,938,019		5,058,942	2,720,979		123,962		90,673		77,837	153,993	172,943
エ その他(千円)	44,089,320	10,255,169		12,705,263	7,433,825		834,308		586,393		714,883	2,492,612	2,046,611
同上のうち使途内訳													
ア 管きょ費(千円)	202,945,368	91,066,017		73,201,621	56,053,450		6,965,612		4,206,514		6,327,069	13,963,192	7,167,606
イ ポンプ場費(千円)	20,611,519	5,886,630		4,194,642	4,652,232				203,423			921,397	1,616,012
ウ 処理場費(千円)	107,529,734	40,080,037		20,954,061	20,135,868		1,770,801		2,248,079		2,389,873	6,808,854	3,907,577
工 流域下水道建設費負担金(千円)				4,553,412	285,099								
オ その他(千円)	14,829,491	1,974,380		1,609,047	323,709		32,865		18,700			428,601	1,073,750
(7) 補助対象事業費(千円)(K)	213,463,314	0		68,647,231	54,254,996		6,909,769		6,641,316		7,926,689	17,962,151	11,612,705
(8) 補対率K/J×100(%)	61.7	0.0		65.7	66.6		78.8		99.5		90.9	81.2	84.4
(9) 下水管布設延長(km)	1,845	707		539	518		48		43		46	177	72
(10) 終末処理場数(ヶ所)	11	4		5	1		1		2		2	4	2
(11) 計画処理能力(㎡/日)(L)	145,700	101,500		35,680	51,600		6,100		2,740		3,500	10,550	2,700

[※]算定根拠:令和4年度決算統計(令和5年3月31日)

資料1-5

◎各市における浚渫事業の現状

+	件	数	事業	費(千円)
市	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
長崎市	12	3	5, 187	682
佐世保市	7	11	37, 678	48, 460
島原市	1	1	18, 000	69, 000
諫早市	42	40	79, 362	75, 837
大村市	7	11	120, 000	73, 000
平戸市	5	4	4, 138	10, 000
松浦市	4	6	712	2, 143
対馬市	26	27	9, 009	7, 971
壱岐市	4	1	9, 089	3, 122
五島市	8	5	24, 813	25, 540
西海市	3	1	9, 718	10, 839
雲仙市	1	4	5, 113	21, 899
南島原市	27	24	171, 452	129, 772
計	147	138	494,271	478,265

[※]各市実績調査結果による。

令和5年度 地方バス路線維持対策に関する自治体補助実績一覧

1. 乗合バス事業者に対する補助

No.	市	国庫補助	路線に関する補助	県単補助	路線に関する補助	市単独補助	か路線に関する補助
INU.	נוו	路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)
1	長崎市	8	0	0	0	10	103,395,863
2	佐世保市	2	22,153,000	0	0	6	25,516,000
3	島原市	0	0	1	1,121,000	14	17,897,000
4	諫早市	6	57,788,000	0	0	62	267,729,000
5	大村市	2	5,082,000	0	0	13	109,461,000
6	平戸市	3	59,276,000	0	0	3	34,135,000
7	松浦市	2	36,661,000	0	0	11	74,988,000
8	対馬市	3	60,003,536	2	4,629,799	26	95,837,218
9	壱岐市	0	0	1	2,045,000	30	74,965,000
10	五島市	3	19,041,459	0	0	25	76,387,541
11	西海市	1	4,337,661	0	0	9	84,569,339
12	雲仙市	1	699,000	0	0	20	33,662,000
13	南島原市	0	0	1	5,836,000	22	36,459,000
	合計		265,041,656		13,631,799		1,035,001,961

2. 地域内フィーダー系統確保維持事業

No.	市	車両数	市補助額(円)
1	長崎市	31	27,745,114
2	佐世保市	2	4,208,186
3	島原市	0	0
4	諫早市	0	0
5	大村市	0	0
6	平戸市	0	0
7	松浦市	7	29,993,911
8	対馬市	5	1,930,448
9	壱岐市	0	0
10	五島市	1	3,921,584
11	西海市	0	0
12	雲仙市	0	0
13	南島原市	0	0
	合計	46	67,799,243

資料1-7

県内の水道管路の状況

	①上水道 管路延長(m)	②簡易水道 管路延長(m)	①+② ③合計(m)	④耐震適合 管路延長(m)	④/③耐震 率 (%)
長崎市	2, 596, 955	_	2, 596, 955	530, 408	20. 4%
佐世保市	1, 528, 934	382, 889	1, 911, 823	254, 294	13. 3%
島原市	346, 627	15, 176	361, 803	187, 739	51. 9%
諫早市	1, 008, 426	41, 165	1, 049, 591	294, 735	28. 1%
大村市	669, 673	-	669, 673	121, 495	18. 1%
平戸市	701, 614	-	701, 614	120, 571	17. 2%
松浦市	481, 293	-	481, 293	23, 185	4. 8%
対馬市	630, 264	-	630, 264	21, 895	3. 5%
壱岐市	793, 303	-	793, 303	4, 216	0. 5%
五島市	525, 228	80, 450	605, 678	31, 132	5. 1%
西海市	664, 011	32, 139	696, 150	27, 168	3.9%
雲仙市	545, 588	-	545, 588	75, 064	13. 8%
南島原市	874, 402	-	874, 402	100, 898	11. 5%
合 計	11, 366, 318	551, 819	11, 918, 137	1, 792, 800	15. 0%

[※] 令和4年度(令和5年3月末現在)長崎県水道事業概要より管路は導水管、送水管、配水管の計 ※ 耐震適合管路延長(耐震管+耐震適合管)については、令和4年度決算による

資料1-8

急傾斜地崩壊対策事業 市別箇所数一覧表

		令和4年度事業 実施箇所数	県営∙県	人費補助	令和5年度事業 実施箇所数	県営•県	費補助
4	E I 达士	36	県営	27	33	県営	26
1	長崎市	30	県費補助	9	33	県費補助	7
	/ +#/0 =	75	県営	44	70	県営	46
2	佐世保市	75	県費補助	31	79	県費補助	33
3	======================================	7	県営	1	8	県営	1
3	諫早市	7	県費補助	6	0	県費補助	7
4	+++=	0	県営	0	0	県営	0
4	大村市	0	県費補助	0	0	県費補助	0
F	自店士	0	県営	0	0	県営	0
5	島原市	0	県費補助	0	0	県費補助	0
6	₩ ₩	0	県営	0	0	県営	0
6	松浦市	0	県費補助	0	0	県費補助	0
7	が用士	2	県営	3	3	県営	3
'	対馬市	3	県費補助	0	3	県費補助	0
8	丰叶士	5	県営	4	5	県営	4
0	壱岐市	5	県費補助	1	5	県費補助	1
9	五島市	0	県営	0	1	県営	1
9	五岛山	O	県費補助	0	l	県費補助	0
10	平戸市	1	県営	0	0	県営	0
10	ナノリ	ı	県費補助	1	O	県費補助	0
11	南島原市	0	県営	0	0	県営	0
11	用局原川	O	県費補助	0	O	県費補助	0
12	雲仙市	0	県営	0		県営	0
12	유밀다	O	県費補助	0		県費補助	0
13	西海市	2	県営	1	2	県営	1
13	四海中	۷	県費補助	1	۷	県費補助	1
	合計	129	県営	36	131	県営	36
		123	県費補助	18	101	県費補助	16

2020年8月 現在

国内のジェットフォイル(22隻)

【川崎重工製】



KJ01 929-117 つばさ

建告: 1989年3月 運航: 佐渡汽船



KJ06 929-117 ロケット3

建造: 1990年7月

運航: 種子屋久高速船/コスモライン



KJ11 929-117 レインボージェット

建造: 1991年6月

保有: 隠岐広域連合 運航:隠岐汽船



KJ02 929-117 S.I. 友

建告: 1989年6月 運航: 東海汽船



KJ07 929-117 ペがさす2

建造: 1990年10月 運航: 九州商船



KJ12 929-117 トッピー2

建造: 1992年4月

運航: 種子屋久高速船/いわさき



KJ03 929-117 ビートル三世

HARD PROPERTY OF THE PARTY OF

KJ08 929-117 ビートル二世

建造: 1989年9月 運航: JR九州高速船

建造: 1991年2月

運航: JR九州高速船



KJ04 929-117 ペがさす

建告: 1990年3月 運航: 九州商船



KJ09 929-117 ヴィーナス

建造: 1991年3月 運航: 九州郵船



KJ14 929-117 **S.I. 大漁**

建造: 1994年6月

運航: 東海汽船



KJ05 929-117 ビートル

建告: 1990年4月 運航: JR九州高速船



KJ10 929-117 すいせい

建造: 1991年4月 運航: 佐渡汽船



KJ15 929-117 ロケット

建造: 1994年6月

運航: 種子屋久高速船/コスモライン



KJ16 929-117 S.I. 結

建造: 2020年6月 運航: 東海汽船





BJ11 929-115 FWE-7

建造: 1978年6月 運航: 種子屋久高深船/いわさき 運航: 佐渡汽船



BJ15 929-115 ぎんが 建造: 1979年11月



KJ13 929-117 トッピー3

運航: 種子屋久高速船/いわさき

建造: 1995年3月

BJ17 929-115 S.I. 愛

建造: 1980年8月 運航: 東海汽船



BJ19 929-115 S.I. II

建造: 1981年2月 川崎重工神戸工場にて上架中



BJ23 929-115 ロケット2

建造: 1984年6月 運航: 種子屋久高速船/コスモ



BJ25 929-117 ヴィーナス2

建造: 1985年4月 運航: 九州郵船

ジェットフォイルの就航状況

(2020年8月 現在)

川崎重工業建造ジェットフォイル

トッピー2

トッピー3

種子屋久高速船

種子屋久高速船

東海汽船

(13)

(14)

(15)

ボーイング社建造ジェットフォイル

NO.(KJ)	オペレーター	船名	引渡		<u>ボーイン:</u>	グ社建造ジェットフェ	<u> オイル</u>
NO.(KJ) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (0)	オペレーター 佐渡汽船 東海汽船 JR 九州高速船 九州商船 JR 九州高速船 和子屋久高速船 九州商船 JR 九州高速船 九州高端 た州商船 佐渡汽船	船名 つばさ セブンアイランド友 ビートル三世 ペがさす ビートル ロケット 3 ペがさす 2 ビートル ニサートル ニサートル ヴィーナス すいせい	引渡 1989 / 04 / 26 2013 / 03 / 14 2001 / 03 / 21 1990 / 03 / 06 1998 / 04 / 02 2006 / 04 / 18 1997 / 02 / 01 1991 / 03 / 25 1991 / 04 / 14 1991 / 04 / 28	NO.(B) 11 15 17 19 23 26	ボーイン オペレーター 種子屋久高速船 佐渡汽船 東海汽船 川重神戸工場にて上架 種子屋久高速船 九州郵船	船名 トッピー7 ぎんが セブンアイランド愛	<u>引渡</u> 2003 / 12 月 1986 / 01 月 2002 / 04 月 2020 / 08 月 2005 / 04 月 2000 / 12 月
(11)	隠岐汽船	レインボージェット	2014 / 01 / 07				

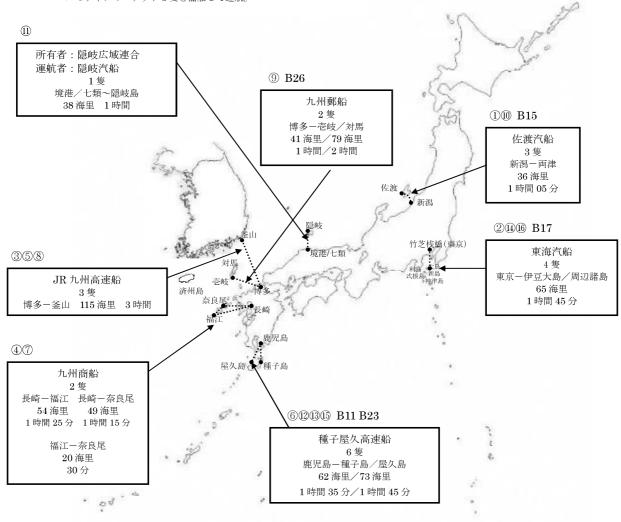
1992 / 04 / 29

1995 / 04 / 29

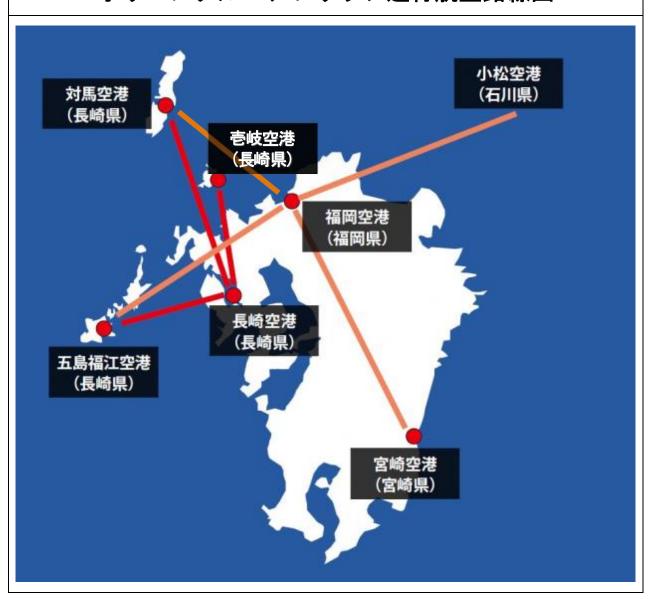
種子屋久高速船 ロケット 2004 / 10 / 15 ◎ 船主名上の丸番号は川崎重工業建造ジェットフォイル番号を、 東海汽船 セブンアイランド結 2020 / 06 / 30 B××はボーイング社ジェットフォイル番号を示す。

【注】種子屋久高速船はいわさきコーポレーションのトッピー3隻及び コスモラインのロケット3隻を傭船して運航。

セブンアイランド大漁 2014 / 12 / 25



オリエンタルエアブリッジ運行航空路線図



航空路線の機体整備による欠航の状況

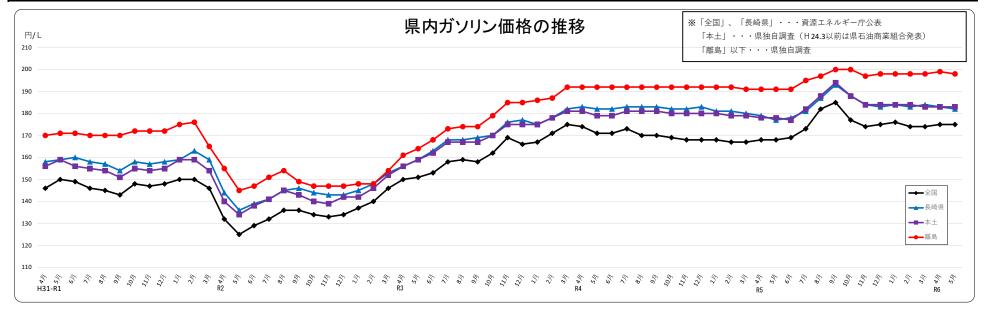
年度	対馬-長崎	対馬-福岡	壱岐-長崎	五島-長崎	五島-福岡	福岡一宮崎	福岡一小松	計
H27	5	_	2	1	5	_		1 3
H28	4		1	8	5			1 8
H29	1 1		7	1 2	2	2	1	3 4
H30	1 8		6	6	5	6	2	4 3
R1	1 6		7	1 0	4	2	2	4 1
R2	4	2	1 0	1 2	3	5	5	4 1
R3	8	1	1 1	1 4	4	3	3	4 4
R4	9	5	0	1	8	2	2	2 7
R5	6	3	7	5	2	5	1	2 9

レギュラーガソリンの店頭小売価格の推移

資料1-11

年度					平成	31年度	•令和元	;年度										令和:	2年度											令和3	3年度					
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	146	150	149	146	145	143	148	147	148	150	150	146	132	125	129	132	136	136	134	133	134	137	140	146	150	151	153	158	159	158	162	169	166	167	171	175
長崎県	158	159	160	158	157	154	158	157	158	159	163	159	144	136	139	141	145	146	144	143	143	145	148	153	156	159	163	168	168	169	170	176	177	175	178	182
本土	156	159	156	155	154	151	155	154	155	159	159	154	140	134	138	141	145	143	140	139	142	142	146	152	156	159	162	167	167	167	170	175	175	175	178	181
離島	170	171	171	170	170	170	172	172	172	175	176	165	155	145	147	151	154	149	147	147	147	148	148	154	161	164	168	173	174	174	179	185	185	186	187	192
下五島	169	169	169	169	169	169	170	172	172	178	178	172	165	158	158	158	158	160	160	163	163	163	163	168	174	174	174	179	179	179	185	190	190	190	190	195
上五島	181	181	181	181	181	176	179	179	179	170	185	175	168	158	158	164	164	169	169	169	169	169	174	175	180	180	180	186	186	186	191	197	197	197	197	202
壱岐	165	167	166	166	166	165	168	169	170	175	175	167	162	151	153	154	157	159	159	159	159	162	163	169	173	173	176	180	180	180	187	190	190	191	191	195
対馬	171	172	174	171	171	171	173	172	172	172	172	156	139	129	133	141	146	128	123	121	121	121	121	129	139	147	155	159	163	163	166	175	175	175	179	186
内ガソリン税	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8
消費税 内税表示	8%	8%	8%	8%	8%	8%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%

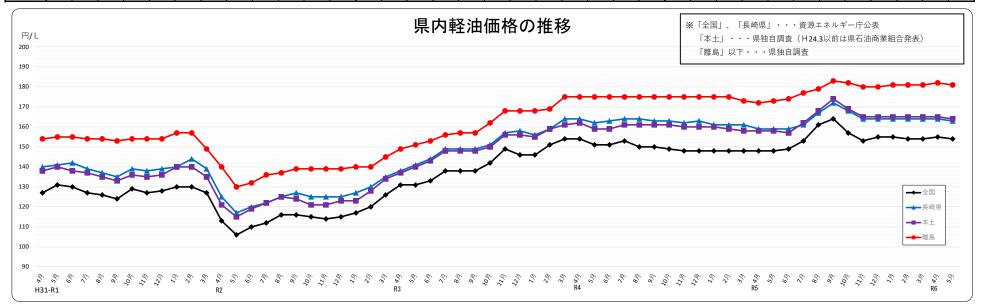
年度						令和	4年度											令和!	5年度											令和	6年度					$\overline{}$
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	174	171	171	173	170	170	169	168	168	168	167	167	168	168	169	173	182	185	177	174	175	176	174	174	175	175										
長崎県	183	182	182	183	183	183	182	182	183	181	181	180	179	177	178	181	187	193	188	184	183	184	183	184	183	182										
本土	181	179	179	181	181	181	180	180	180	180	179	179	178	178	177	182	188	194	188	184	184	184	184	183	183	183										
離島	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	191	191	191	191	195	197	200	200	197	198	198	198	198	199	198										
下五島	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	199	196	196	200	200	200	200	200	200	200	200										
上五島	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	208	213	203	203	203	203	208	208	208	208	208										
壱岐	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	189	189	189	191	194	198	206	199	199	200	200	200	200	204	200										
対馬	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	189	191	199	199	193	193	193	193	193	193	193										
内ガソリン税	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8										
消費税 内税表示	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%										



軽油の店頭小売価格の推移

_																																				(単位:
年度					平成	31年度·	·令和元	年度										令和2	年度											令和3	年度					
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	127	131	130	127	126	124	129	127	128	130	130	127	113	106	110	112	116	116	115	114	115	117	120	126	131	131	133	138	138	138	142	149	146	146	151	154
長崎県	140	141	142	139	137	135	139	138	139	140	144	139	125	117	120	122	125	127	125	125	125	127	130	135	138	141	144	149	149	149	151	157	158	156	159	164
本土	138	140	138	137	135	133	136	135	136	140	140	135	121	115	119	122	125	124	121	121	123	123	128	134	137	140	143	148	148	148	150	156	156	155	159	161
離島	154	155	155	154	154	153	154	154	154	157	157	149	140	130	132	136	137	139	139	139	139	140	140	145	149	151	153	156	157	157	162	168	168	168	169	175
下五島	154	154	154	154	154	154	155	156	156	162	162	156	149	142	142	142	142	144	144	147	147	147	147	152	158	158	158	163	163	163	169	174	174	174	174	179
上五島	167	167	167	167	167	162	164	164	164	164	169	160	152	142	142	147	147	153	153	153	169	153	158	158	164	164	164	169	169	169	175	180	180	180	180	186
壱岐	148	150	148	148	148	147	149	147	150	155	153	148	145	133	135	136	139	141	141	141	159	144	145	151	155	155	158	162	162	162	169	172	172	173	173	177
対馬	153	154	156	153	153	153	154	153	153	153	153	140	126	116	120	128	128	128	128	128	121	128	128	132	135	139	143	144	146	146	148	157	157	157	161	167
内軽油引取税	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1
消費税 内税表示	8%	8%	8%	8%	8%	8%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%

年度						令和	4年度											令和:	5年度											令和	6年度					$\overline{}$
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	154	151	151	153	150	150	149	148	148	148	148	148	148	148	149	153	161	164	157	153	155	155	154	154	155	154										
長崎県	164	162	163	164	164	163	163	162	163	161	161	161	159	159	159	161	167	172	168	164	164	164	164	164	164	163										
本土	162	159	159	161	161	161	161	160	160	160	159	158	158	158	157	162	168	174	169	165	165	165	165	165	165	164										i
離島	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	173	172	173	174	177	179	183	182	180	180	181	181	181	182	181										1
下五島	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	177	179	179	183	182	182	185	184	184	184	184	184	184	184										
上五島	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	191	197	188	188	188	188	191	191	191	191	191										
壱岐	177	177	177	177	177	177	177	177	177	177	177	170	170	170	172	175	179	187	182	182	183	183	183	183	188	185										1
対馬	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	169	171	179	179	174	174	174	174	174	174	174										
内軽油引取税	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1										
消費税 内税表示	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%										

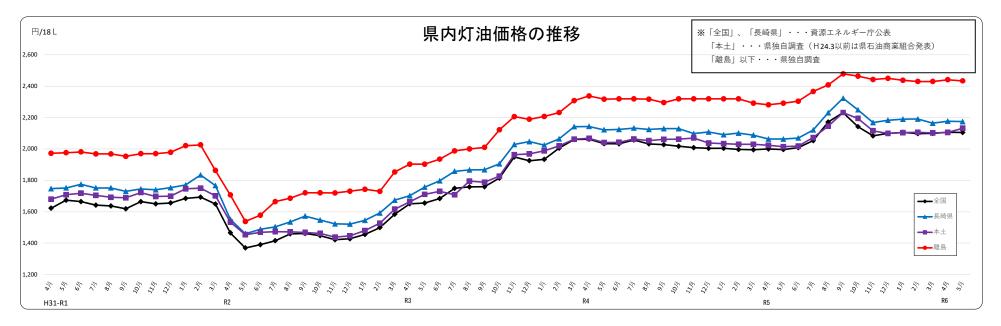


灯油の店頭小売価格の推移

付:	

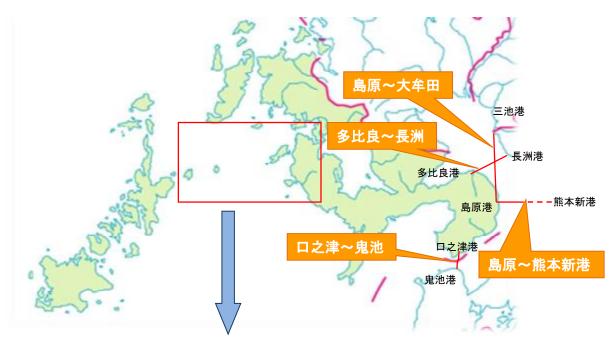
年度					平成	31年度	·令和元	年度										令和2	年度											令和3	年度					
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	1,622	1,674	1,665	1,642	1,637	1,619	1,665	1,650	1,656	1,685	1,693	1,649	1,465	1,369	1,390	1,415	1,459	1,461	1,448	1,422	1,428	1,455	1,499	1,584	1,651	1,655	1,684	1,749	1,758	1,759	1,814	1,949	1,925	1,934	2,005	2,060
長崎県	1,747	1,752	1,775	1,752	1,752	1,730	1,745	1,740	1,753	1,771	1,834	1,767	1,551	1,460	1,488	1,504	1,535	1,572	1,547	1,523	1,521	1,545	1,592	1,674	1,702	1,757	1,797	1,858	1,866	1,867	1,905	2,029	2,047	2,025	2,064	2,142
本土	1,680	1,708	1,718	1,704	1,692	1,689	1,722	1,697	1,699	1,746	1,750	1,701	1,534	1,454	1,469	1,473	1,472	1,468	1,461	1,438	1,446	1,480	1,527	1,616	1,663	1,711	1,730	1,708	1,795	1,788	1,827	1,963	1,968	1,988	2,019	2,062
離島	1,972	1,976	1,981	1,968	1,968	1,953	1,970	1,970	1,979	2,021	2,026	1,863	1,707	1,538	1,578	1,664	1,686	1,721	1,721	1,720	1,731	1,743	1,730	1,853	1,903	1,903	1,935	1,988	2,000	2,010	2,122	2,206	2,189	2,207	2,232	2,308
下五島	1,847	1,802	1,847	1,847	1,847	1,847	1,865	1,881	1,881	1,985	1,985	1,861	1,759	1,616	1,616	1,616	1,616	1,661	1,661	1,656	1,701	1,701	1,701	1,904	1,850	1,850	1,850	1,994	1,994	1,994	2,216	2,211	2,147	2,192	2,192	2,221
上五島	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,900	1,940	1,940	1,940	1,940	2,040	1,900	1,800	1,600	1,600	1,700	1,700	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,900	1,900	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,100	2,200	2,200	2,200	2,200	2,304
壱岐	1,980	2,016	1,989	1,989	1,989	1,980	1,980	1,980	2,016	2,088	2,061	1,971	1,890	1,710	1,737	1,764	1,809	1,854	1,854	1,854	1,854	1,899	1,799	2,052	2,124	2,124	2,179	2,250	2,250	2,250	2,376	2,430	2,430	2,457	2,457	2,529
対馬	2,040	2,058	2,058	2,025	2,023	2,023	2,043	2,033	2,033	2,027	2,027	1,780	1,520	1,350	1,440	1,617	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,670	1,760	1,760	1,807	1,807	1,837	1,863	1,897	2,054	2,054	2,054	2,120	2,220

年度	令和4年度					令和5年度							令和6年度																							
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	2,062	2,034	2,033	2,057	2,032	2,027	2,017	2,008	2,004	2,004	1,997	1,995	2,000	1,996	2,008	2,053	2,171	2,232	2,142	2,083	2,099	2,105	2,098	2,099	2,106	2,105										
長崎県	2,143	2,122	2,124	2,133	2,124	2,130	2,130	2,098	2,108	2,091	2,101	2,088	2,063	2,063	2,070	2,121	2,230	2,323	2,249	2,168	2,183	2,190	2,191	2,164	2,177	2,174										
本土	2,067	2,041	2,042	2,063	2,053	2,061	2,062	2,070	2,038	2,034	2,030	2,030	2,024	2,014	2,018	2,072	2,145	2,232	2,194	2,116	2,099	2,104	2,106	2,102	2,105	2,132										
離島	2,338	2,317	2,319	2,319	2,317	2,295	2,319	2,319	2,319	2,319	2,319	2,292	2,281	2,292	2,304	2,366	2,408	2,478	2,464	2,443	2,450	2,437	2,430	2,430	2,441	2,434										
下五島	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,221	2,266	2,266	2,362	2,349	2,349	2,419	2,410	2,410	2,410	2,381	2,381	2,381	2,381										
上五島	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,400	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400										
壱岐	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,421	2,421	2,421	2,466	2,511	2,583	2,727	2,601	2,601	2,628	2,628	2,628	2,628	2,673	2,646										
対馬	2,270	2,213	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,260	2,300	2,390	2,390	2,340	2,340	2,340	2,340	2,340	2,340	2,340										



資料1-12

半島航路の維持・確保について





明治日本の産業革命遺産製鉄・製鋼、造船、石炭産業

【構成資産一覧表】

	構成資産名	所在地
1	萩反射炉	山口県萩市
2	恵美須ヶ鼻造船所跡	"
3	大板山たたら製鉄遺跡	"
4	萩城下町	"
5	松下村塾	<i>''</i>
6	旧集成館	鹿児島県鹿児島市
7	寺山炭窯跡	"
8	関吉の疎水溝	"
9	韮山反射炉	静岡県伊豆の国市
10	橋野鉄鉱山·高炉跡	岩手県釜石市
11	三重津海軍所跡	佐賀県佐賀市
12	小菅修船場跡	長崎県長崎市
13	三菱長崎造船所第三船渠	<i>II</i>
14	三菱長崎造船所ジャイアント・カンチレバークレーン	<i>''</i>
15	三菱長崎造船所旧木型場	<i>''</i>
16	三菱長崎造船所占勝閣	<i>II</i>
17	高島炭坑	<i>''</i>
18	端島炭坑	<i>''</i>
19	旧グラバー住宅	<i>''</i>
20	三池炭鉱•三池港	福岡県大牟田市 熊本県荒尾市
21	三角西(旧)港	熊本県宇城市
22	官営八幡製鐵所	福岡県北九州市
23	遠賀川水源地ポンプ室	福岡県中間市

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産

【構成資産一覧表】

	構成資産名	所在地
1	原城跡	長崎県南島原市
2	平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳)	長崎県平戸市
3	平戸の聖地と集落(中江ノ島)	長崎県平戸市
4	天草の崎津集落	熊本県天草市
5	外海の出津集落	長崎県長崎市
6	外海の大野集落	長崎県長崎市
7	黒島の集落	長崎県佐世保市
8	野崎島の集落跡	長崎県北松浦郡小値賀町
9	頭ヶ島の集落	長崎県南松浦郡新上五島町
10	久賀島の集落	長崎県五島市
11	奈留島の江上集落 (江上天主堂とその周辺)	長崎県五島市
12	大浦天主堂	長崎県長崎市

第2号議案

国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言

国民健康保険制度及び高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 医療保険制度改革について [更新] (島原市ほか全市)

(1) 国民健康保険制度について

現在の国民健康保険の構造的課題に対応し、国民健康保険制度の将来的な安定化を図るため、都道府県と市町村の役割をはじめとする国民健康保険の運営について、引き続き市町村の意見を十分聞きながら、具体的な調整を行うこと。また、以前、国において、医療費適正化インセンティブ機能を強化する方向性が示され、既往の普通調整交付金の役割や配分方法を見直す検討がされていたが、今後もこれを見直すことなく必要な財政支援を行ったうえで、国民健康保険制度の財政基盤の強化を図ること。

あわせて、今後も引き続き国民健康保険制度のあり方について、地方との協議により見直しを行い、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。(島原市)

(説明)

提言する(島原市ほか全市)

・国民皆保険制度を担う国保の安定的な財政運営に鑑み、公費投入や制度の見直しにおいて、国が一方的に議論等を押し付けることなく市町村の意見を十分に反映してもらうよう要望するもの。また、公費のうち普通調整交付金は地方団体間の所得調整機能として極めて重要な役割を成しているため、国に対し現在の配分方法を堅持するよう要請するとともに、国保をめぐる構造的な問題については、公費拡充や都道府県化等では抜本的解決が困難との認識から、将来的に持続可能な医療保険制度への改革として制度一本化の実現を求めるもの。(島原市)

(2) 高齢者医療制度について

(島原市)

高齢者医療制度の見直しにあたっては、国民健康保険の負担とならないよう 十分検討すると同時に、細部にわたる制度設計の検証及び周知広報、国民の合 意を得るための期間や手法などについて、事前に市町村及び関係団体との協議 を行うなど、くれぐれも拙速な制度移行とならないよう十分に配慮すること。

(説明)

提言する(島原市ほか全市)

・前期高齢者に係る医療費や後期高齢者医療制度に対し負担する後期高齢者支援金など、 高齢者医療制度に係る負担金が国保財政に占める割合は非常に大きいものとなっている。 今後も高齢化の進展により高齢者の医療費はさらに拡大していくものと考えられ、後期 高齢者医療制度における見直し等の議論が行われる中、脆弱な国保財政の負担を軽減す るよう引き続き要望するもの。(島原市)

(3) 低所得者対策について

低所得者対策として保険料(税)の政令減額制度を抜本的に見直し、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。また、平成22年度から施行された非自発的失業者に係る保険料(税)の軽減措置については、県や市に負担を負わせるものであるため、全額、国において財政措置を講じるよう早期に見直しを行うこと。(島原市)

(説明)

提言する (島原市ほか全市)

・国において低所得者に係る軽減判定所得の見直しなど対策は講じられてきてはいるが、 被保険者の高齢化や長引く景気低迷による保険税収入不足などにより、現状において実 質的な赤字を抱える国保保険者が多い状況などを踏まえ、更なる財政支援の強化が必要 と考えるため継続して要望するもの。

また、非自発的失業者に係る保険料(税)の軽減措置については、問題の性質上、国が責任を持って対応すべきものであるため、県及び市の負担なく、全額国が負担するよう引き続き財政措置を求める必要があるため要望するもの。(島原市)

2. <u>当面の措置及び制度運営について</u>国民健康保険制度に係る財政措置等について (更新) (島原市ほか全市)

(1) 新たな財政措置について

将来にわたり国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、とりわけコロナ 福での景気後退に伴う被保険者の数や所得の減少など極めて厳しい状況にある国保財政に対し、都道府県化に伴う公費の確実な投入に加え、保険税(料)軽減につながる新たな制度や財源などの財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、必要な財政措置を講じること。

また、制度改正に当たっては、電算システムの改修経費等について必要な財政措置を講じるとともに、政省令等について早期に情報提供すること。(島原市)

(説明)

提言する(島原市ほか全市)

・高齢化の進展や長引く経済の停滞により、国保財政が極めて深刻な状況に直面する中、 脆弱な国保財政を将来も持続可能なものとし、国民皆保険を維持していくため、国庫負 担割合の引上げなど新たな財政措置を継続して要請する必要がある。 また、オンライン資格確認や事務の標準化・広域化に伴うシステムの導入など、システム改修経費等の必要経費については、国の責任において措置してもらうよう求める必要があるもの。(島原市)

(2) 国民健康保険税(料)における賦課・徴収制度について

現行の国民健康保険制度にあっては、保険税(料)は被保険者の住民基本台帳に記載された世帯主に賦課されることから、世帯主以外の被保険者に高額収入がある場合、世帯主の租税負担能力以上の賦課や高額滞納案件に繋がるケースが見受けられる。

税負担の公平性の観点から、収入・財産がある世帯主以外の被保険者に対する賦課・徴収ができるような制度改正を行うこと。(島原市)

(説明)

提言する (島原市ほか全市)

・国保財政基盤の強化のための国保税収納率の向上及び税負担の公平性の観点から、世帯 主以外からも賦課・徴収ができるように要望する必要がある。また、「令和5年地方から の提案等に関する対応方針」において、令和6年中に必要な措置を講ずる見込みとなっ ているが、具体的な内容が提示されていないことから、引き続き要望するもの。(島原市)

(3)治療用装具療養費委任払いについて

現行の現在、治療用装具についての保険給付は償還払いとなっているが、高額な製作費用が足枷となって治療を断念または中止することの阻止及び被保険者の利便性向上のため、治療用装具療養費委任払いの実施に向け、法制度の見直しも含めた制度設計を行うこと。(長崎市)

(説明)

提言する(長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市)

・治療用装具に係る療養費支給は国民健康保険法第54条に基づき現金給付(償還払い)を 行うこととなっているが、委任払いに係る根拠規定等は存在しないため、委任払いが実 施できない状況である。その中で、委任払いの実施を検討するにあたって、不正受給等 への対策も踏まえた慎重かつ丁寧な取扱いを定める必要があるため、継続して要望する もの。(長崎市)

3. 特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて _{[更新] (島}

原市ほか全市)

特定健康診査・特定保健指導の実施に係る費用については、実態に応じた助

(説明) (記明)

提言する(島原市ほか全市)

・特定健診・特定保健指導に要する費用に係る国の助成については、国が定める基準額の 範囲内での助成となっており、当該基準額を超える部分は市町が全額負担している状況 にある。国が推進する保健事業の重点項目である受診率の向上に関して、市町がより積 極的な取組みを進めるにあたり、着実に事業を実施できるよう国における必要な財源措 置を継続して求めるもの。(島原市)

第3号議案

地域医療保健の充実強化に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 地域医療提供体制の確保について [継続1回]

(1) 医師確保対策等について

全国的に医師や、看護師・助産師等の医療従事者が不足し、地域間や診療科目間で偏在している実態を踏まえ、医学部入学者の定員増や各種養成機関の充実、労働環境の改善を図るための支援策及び財政措置を講じること。

本県の離島、へき地や半島などでは、大変厳しい医師不足が生じている。特に離島や過疎地域などにおいては、医療体制についての不安が増しており、島内のみで、住民にとって必要な医療を提供することは、既に限界にきていると言っても過言ではない。その結果、島外の病院への入・通院を余儀なくされ、高齢化した住民の不安と経済的負担が大きくなっている。

安心で安定的な医療サービスを提供するためには、離島等への医師や看護師等の勤務の誘導策などが早急に必要であり、これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、新専門医制度については、医師偏在を助長することがないよう検証を 行うとともに必要な措置を講じること。

(資料 3-1 参照)

(2) 自治体病院・診療所への支援について

自治体病院・診療所は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域に 応じた医療はもとより救急や、民間医療機関による提供が困難な不採算部門の 医療を提供していることから経営状況が悪化している。

自治体病院・診療所が安定的に質の高い医療を提供することができるよう、 地域の実情に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措 置等を講じること。

また、地域医療構想に係る取組みの推進については、地域住民の不安や医療 現場の混乱を招かぬよう慎重かつ丁寧に行うとともに、地方の取組みに対する 必要な支援を行うこと。

特に、自治体病院が有床診療所化した場合においても、運営が成り立つよう

に診療報酬や医師確保等の対策を講じるとともに地方交付税所要額を確保する こと。

(3) 救急医療対策等に対する地方交付税所要額等の確保について

自治体病院は救急医療を担っているが、財政的負担が大きいため、自治体病 院事業に対する地方交付税所要額を確保すること。

また、病院群輪番制病院は、夜間・休日等の二次救急医療体制を担っており、 総合周産期母子医療センターは、24 時間体制で高度な周産期医療を提供するほか、地域の周産期医療機関との連携及び周産期医療を担う医師の人材育成など の重要な役割を担っているため、それらの医療提供体制整備等のために交付される「医療提供体制推進事業費補助金」について、所要額を確保すること。

さらに、病床の機能分化・連携の促進や在宅医療・介護サービスの充実などを行うための事業は、今後一層必要性が高まることから、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき、県が実施する基金事業の財源となる医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金についても、その所要額を確保すること。

(4) 感染症対策について

① 健康危機全般に対応できる保健所体制の確保について

保健所は住民生活と健康を守る公衆衛生の拠点であり、各行政機関、地域の医師会、関係医療機関との協力体制を堅持する上でも中心となる重要な機関であることから、新たな感染症等の流行<u>はもちろん、災害等の分野も含めた健康危機全般によって</u>保健所の業務が増大した場合等にあっても、保健所が機能不全に陥らないよう関係機関との人的支援を含めた協力体制を構築すること。あわせて、平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健師や臨床検査技師などの必要な人員の増員等<u>を含めた</u>体制強化<u>のための</u>財政支援の拡充を図ること。

2. がんとの共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について [継続3 回]

がん患者に対するアピアランスケアについては、診療連携拠点病院等との連携による相談支援体制の充実や情報提供等が進められてきているが、がん患者がかつらや乳房補正整具等のケア用品を購入する際の費用助成についても、国において支援措置を講じること。(長崎市)

(説明)

・誤字を訂正するもの。(長崎市)

資料3-1

従業地別医師数·施設数

医棒圈区八叫	1 🗆	医師数		内医療施設従業	施設数						
医療圏区分別	人口	(実数)	人口10万人対率	地別医師数	病院	一般診療所	有床	無床			
長崎医療圏	493,061	2,232	452.7	2,096	53	615	71	544			
佐世保北医療圏	299,971	1,285	428.4	779	34	268	58	210			
県央医療圏	263,449	870	330.2	842	32	249	51	198			
県南医療圏	122,776	260	211.8	249	17	106	30	76			
五島医療圏	33,233	83	249.8	80	4	39	7	32			
上五島医療圏	18,872	40	212.0	38	1	21	1	20			
壱岐医療圏	23,938	51	213.1	48	5	16	0	16			
対馬医療圏	27,271	57	209.0	55	2	34	1	33			
長崎県合計	1,282,571	4,878	380.3	4,187	148	1,348	219	1,129			
全国		339,623	269.2								

[※]厚生労働省医療統計(R4.10.1)より抜粋

[※]医師数(実数)には、その他の職業に従事する者及び無職の者も含む

第4号議案

子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言

だれもが地域の一員としてともに生きる社会の実現を図るため、安心して子どもを産み育てる環境づくりをはじめとする福祉施策の充実強化に関し、国の責任において次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1.子ども・子育て施策の充実強化について〔継続3回〕

(1) 子ども福祉医療費制度の創設について

各都道府県の要綱等に基づき実施している子ども福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。この制度は少子化対策として、子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、住んでいる自治体によって制度格差が生じないようにし、また、すべての子どもたちが全国一律に安心して医療を受けられるよう、国の制度として創設すること。

(2) 妊産婦医療費助成制度の創設について

だれもが安心して妊娠し出産できる環境づくりを国が責任をもって行うこと とし、妊産婦への医療費の助成について国の制度として創設すること。

(3) 保育所等への看護師の配置について

保育所等における医療的ケア児の受入れ体制の整備に対する財政措置に加え、 保育業務を兼務しない、看護業務専任の看護師を配置するための運営費の加算 措置を講ずること。

(4) 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について

放課後児童クラブの量の確保及び質の向上の推進を図るため、次の事項について、早急に措置を講じるよう強く要請する。

- ① 父母がいない児童、母子・父子家庭児童及び低所得世帯の経済的負担を軽減 するため、利用料の減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度 を創設すること。
- ② 小規模なクラブへの支援の拡充を行うこと。
- ③ 借家で運営しているクラブへの賃借料の助成について、子ども・子育て支援新制度以降に新設したクラブのみが補助対象となっているが、新制度開始前か

ら運営していた既存クラブについても補助制度の対象とすること。

(5) 保育料の完全無償化について

保育料における全国的な動きとして、国による幼児教育・保育無償化の対象外となる子育で家庭の経済的負担の軽減を図るため、各自治体が独自に「完全無償化」や「第2子以降の無償化」等に取り組んでいる事例が見受けられるが、本来、こどもを産み育てる環境は、自治体間によって差異があることは望ましくないため、国の制度として保育料の完全無償化を実施すること。

2. 福祉施策等の充実強化について (更新)

(1)国民年金被保険者の相談等に対応するための体制整備について [廃案]

国の責任において相談拠点を新設するとともに年金相談等の業務を行う市町 村に必要な情報を提供する体制を継続・充実するなど、国の責務としての執行 体制を十分に整備すること。

また、市町村が行う年金業務に変更がある場合は、国は市町村に対し事前に 十分な情報提供・協議を緊密に行うこと。(諫早市)

(説明)

提言しない(諫早市ほか全市)

・長崎県市長会議を構成する全13市が会員となっている九州都市国民年金協議会において、より具体的な要望を長期にわたり行っているが、期待するような回答や効果的な改善は得られておらず、長崎県市長会議において、同様の提言を継続しても、九州都市国民年金協議会への回答と異なる結果が得られるとは考えにくいため。(諫早市)

(21) 生活保護制度の費用負担について

生活保護に係る費用負担については、憲法に基づき、国が保障する事項であることから、全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、受給世帯増加による負担増に対し、国庫負担率の引き上げを行うなどの財政措置を講ずること。(諫早市)

(説明)

提言する(諫早市、長崎市、佐世保市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、五島市、西海市) ・急速な高齢化や単身世帯の増加など格差社会の進行により、貧困層の人たちが生活に困窮 し、生活保護を受けざるを得ない状況になっている。本県においても全国平均を上回る保 護率で推移していることから相当な費用負担を要する状況である。

生活保護制度は、日本国憲法第25条の理念に基づいて行われるものであり、国が責任を

持って費用負担をすべきであるとのことから、現行の国庫負担割合4分の3を全額国庫負担とするように提案するもの。 (諫早市)

(32) 民生委員・児童委員の担い手の確保について

急速な高齢化や単身世帯の増加などにより、民生委員・児童委員の担うべき役割は増加しているが、委員自身の高齢化や委員活動の負担増、制度周知不足などから全国的に担い手の確保が難しい状況にあるため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

- ① 活動費について、1人あたり60,200円の交付税措置がなされているが、民生委員・児童委員の負担を考慮し、現状に見合った活動費の抜本的な見直しを行うなど、必要な対策を講じること。
- ② 民生委員・児童委員制度への理解を深め協力を得られるよう、積極的な啓発活動を行うこと。 また、企業等に対して、労働者の委員就任など、積極的に協力できる職場の環境づくりに配慮するよう働きかけること。
- ③ 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりのため、国において活動の 基準を定めること。また、個人情報を扱う際の取扱基準等を定めること。(大 村市)

(資料 4-1 参照)

(説明)

提言する(大村市、長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、平戸市、松浦市、壱岐市、五島市、 西海市、雲仙市、南島原市)

・欠員地区の解消に向け、民児連と連携し、各町内会長に働きかけを行う等対策を講じているが、苦慮しているところである。現在ほとんどの市で欠員が生じている等、他市においても同じような状況であることから、引き続き民生委員・児童委員の担い手確保のための支援を提案するもの。(大村市)

(43) インボイス制度導入におけるシルバー人材センターへの適切な措置につい

て

令和5年10月から導入された「適格請求書等保存方式」(いわゆるインボイス制度)により、消費税の仕入額控除の取扱いが変更となったが、このことが収支相償を原則とするシルバー人材センターの運営やこれまで課税売上高1千万円以下の個人事業主として納税義務免除とされてきたセンター会員の活動に大きな影響を及ぼすことが見込まれることから、その公共性・公益性を十分踏まえ、安定的な事業運営となるよう適切な措置を講ずること。(五島市)

(説明)

提言する(五島市、長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、 西海市、雲仙市、南島原市)

・令和5年10月から導入されたインボイス制度について、従来の契約方法(発注者とシルバー人材センター(以下「センター」)との契約、その後センターから会員への再委託契約)のままでは、免税事業者であるセンター会員は適格請求書を発行することが困難なため、センターは仕入税額控除ができず新たに預かり消費税分の納税義務が生じることとなる。そこで国では発注者、センター、会員の三者間包括的契約への見直しの方針を示したが、その方法はセンター、会員ともに税負担は生じないものの発注者が税負担を行うといったものである。

この方法では、発注者の制度の理解を得ることは困難で、発注忌避に繋がることとなる。 受注件数が減少すると、会員が希望する就業の種類が限られることとなり、会員離れとなることは明らかで、シルバー人材センター存続の危機に陥ることが懸念される。 このことから、今の国からの提案では、根本的な解決に至っていないこと、契約方法の見直しにより、センター職員の事務作業量の増加など新たな問題が発生するため、センター会員の活動に大きな影響を及ぼすことが見込まれると考えており提言するもの。(五島市)

3. 障害者福祉施策の充実強化について [継続2回]

(1)地域生活支援事業に係る財政支援の強化について

地域生活支援事業については、県内全市において市負担額が本来の負担率を超える超過負担が生じており、安定した事業実施を担保するため、市町村の所要額を把握し、その総額に応じた国庫補助となるよう見直しや財源確保を行うとともに、市町村それぞれの実情に応じた必要な取り組みが充分に実施できるよう、財政支援を強化すること。

また、個別給付である移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス及びストマ装具給付については、利用者数が多く全国一律に保障すべき事業であるため、現行の地域生活支援事業ではなく自立支援給付として実施すること。

(資料 4-2 参照)

民生委員·児童委員推薦状況(R6.4.I現在)

市町名		定数			充足数		欠員数				
中型石	計	一般	主任	計	一般	主任	計	一般	主任		
長崎市	1,012	921	91	952	346	606	60	53	7		
佐世保市	628	560	68	598	265	333	30	29	I		
島原市	110	96	14	107	55	52	3	3	0		
諫早市	322	290	32	306	122	184	16	16	0		
大村市	191	179	12	164	65	99	27	27	0		
平戸市	121	101	20	121	58	63	0	0	0		
松浦市	94	82	12	93	61	32	I	_	0		
対馬市	137	124	13	128	81	47	9	9	0		
壱岐市	95	87	8	91	46	45	4	4	0		
五島市	168	146	22	154	85	69	14	=	3		
西海市	109	99	10	106	43	63	3	2	1		
雲仙市	136	122	14	136	77	59	0	0	0		
南島原市	147	131	16	147	71	76	0	0	0		
市計	3,270	2,938	332	3,103	1,375	1,728	167	155	12		
計(長崎市·佐世 保市 除く)	1,630	1,457	173	1,553	764	789	77	73	4		
県 計	3,270	2,938	332	3,103	1,375	1,728	167	155	12		

令和5年度 地域生活支援事業費(実績)

				事業費負担	为訳			負担超過額※		事業費の内、自立支援給付へ要望する事業			
市名	事業費	国 費	負担割合(%)	県費	負担割合(%)	市費	負担割合(%)	市の負担率 (事業費の1/4) との差額	ā l	移動支援事業	日中一時支援事業	訪問入浴サービス	ストマ装具給付
長崎市	356,556,002	107,898,000	30.3%	53,948,000	15.1%	194,710,002	54.6%	105,571,001	241,642,364	130,756,708	1,005,190	12,061,780	97,818,686
佐世保市	126,360,069	36,364,000	28.8%	18,424,000	14.6%	71,572,069	56.6%	39,982,052	86,683,755	7,916,275	2,783,560	8,828,750	67,155,170
島原市	34,080,095	10,700,000	31.4%	5,350,000	15.7%	18,030,095	52.9%	9,510,071	20,599,632	3,949,440	140,439	5,720,400	10,789,353
諫早市	84,436,987	26,020,000	30.8%	13,010,000	15.4%	45,406,987	53.8%	24,297,740	53,300,460	8,771,020	12,546,108	1,231,400	30,751,932
大村市	88,275,986	25,643,000	29.0%	12,821,000	14.5%	49,811,986	56.4%	27,742,989	25,334,111	6,009,293	6,280,129	0	13,044,689
平戸市	39,467,277	13,981,000	35.4%	6,990,000	17.7%	18,496,277	46.9%	8,629,458	25,429,957	17,119,306	0	517,500	7,793,151
松浦市	24,611,931	8,919,000	36.2%	4,459,000	18.1%	11,233,931	45.6%	5,080,948	20,599,859	13,536,220	395,919	1,875,000	4,792,720
対馬市	49,979,901	14,899,000	29.8%	7,449,000	14.9%	27,631,901	55.3%	15,136,926	29,248,722	18,352,692	1,986,190	2,137,500	6,772,340
壱岐市	70,896,028	20,371,000	28.7%	10,185,000	14.4%	40,340,028	56.9%	22,616,021	66,869,681	28,669,215	32,009,200	1,400,000	4,791,266
五島市	47,028,727	12,123,000	25.8%	6,061,000	12.9%	28,844,727	61.3%	17,087,545	9,445,700	1,013,500	1,959,930	0	6,472,270
西海市	14,599,314	4,990,000	34.2%	2,495,000	17.1%	7,114,314	48.7%	3,464,485	11,750,961	282,915	1,611,477	662,500	9,194,069
雲仙市	49,224,658	14,700,000	29.9%	7,350,000	14.9%	27,174,658	55.2%	14,868,493	22,583,708	12,714,865	1,662,785	0	8,206,058
南島原市	35,381,369	10,848,000	30.7%	5,529,000	15.6%	19,004,369	53.7%	10,159,027	14,890,622	1,220,640	646,725	3,659,610	9,363,647
合 計	1,020,898,344	307,456,000	30.1%	154,071,000	15.1%	559,371,344	54.8%	304,146,756	628,379,532	250,312,089	63,027,652	38,094,440	276,945,351

※地域生活支援事業の「負担超過額」は、国(50/100)、県(25/100)の補助を基準として算定。

第5号議案

介護保険制度等に関する提言

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について積極的に検討を加えるよう要請する。

1. 第1号被保険者の保険料について [更新] (諫早市ほか全市)

第1号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。(諫早市)

(資料 5-1 参照)

(説明)

提言する(諫早市ほか全市)

・少子高齢化の進展は、今後も給付費の増加とそれを支える現役世代の減少をもたらす。 現行の負担割合のままでは保険料の上昇は避けられず、第1号被保険者の負担能力を超 えた保険料となることや保険料未納者の増加が懸念されるなど、介護保険財政の持続的 かつ安定的な運営に支障をきたす恐れがある。国の責任において、財源構成を含め財政 的な対策を講じ、第1号被保険者の負担がこれ以上過重とならないように引き続き提案 するもの。(諫早市)

2. 介護従事者の人材確保について [更新] (長崎市ほか全市)

人口減少、少子高齢化の進展により、生産年齢人口の減少と介護ニーズが高い後期高齢者数の増加が見込まれるが、介護の現場においてでは慢性的な介護従事者の不足が問題になっている中、人口減少や高齢化が急速に進行しており、人材不足による介護サービス提供体制の確保への影響やサービスの質の低下やサービス提供体制の確保への影響が懸念されていることから、介護従事者の人材確保、育成及び定着と一層の処遇改善につながる対策に加えて、介護ロボット・ICTの導入による負担軽減、外国人材の受入れ及び申請手続の簡素化などの支援を引き続き確実に実施すること。(長崎市)

(説明)

提言する(長崎市ほか全市)

・介護サービスを支える人材は慢性的に不足しており、勤続3年未満の離職者が全体の6割を占め、介護サービス事業を運営する上で良質な人材の確保が難しい状況にある。また、長崎県では令和7年度以降75歳以上の後期高齢者数がピークを迎えることとなり、介護ニーズも高まってくることが想定されるが、介護従事者は令和8年度の推計値で1,470人の不足が見込まれる。

このような中、令和6年度介護報酬改定では、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、プラス1.59%の改定率となったものの、生産年齢人口の減少により人材不足はさらに深刻になると見込まれており、人材の確保、育成及び定着は引き続き厳しい状況が見込まれることから、より一層の処遇改善につながる対策を講じるとともに、介護ロボット・ICTの導入による負担軽減、外国人材の受入れ及び申請手続の簡素化などに係る支援についても確実に実施するよう提案するもの。(長崎市)

.....

資料5-1

長崎県内の介護保険料基準額の状況

(単位:円)

	第8期 (R3~R5)	段階数	第9期 (R6~R8)	段階数	改定率
長崎市	6,800	10	6,800	13	0.0 %
佐世保市	5,822	9	5,817	13	△ 0.1 %
諫早市	5,970	9	5,970	13	0.0 %
大村市	5,800	9	5,800	13	0.0 %
平戸市	5,875	9	5,508	13	△ 6.2 %
松浦市	5,700	11	5,500	13	△ 3.5 %
対馬市	6,400	10	6,500	14	1.6 %
壱岐市	6,490	9	6,490	13	0.0 %
五島市	6,660	9	6,780	13	1.8 %
西海市	5,925	9	5,925	13	0.0 %
島原地域広域市町村圏組合	6,500	9	6,300	13	△ 3.1 %
平均	6,177	_	6,126	_	△ 0.8 %

第6号議案

生活環境の保全・整備等の充実に関する提言

生活環境の保全・整備等の充実を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターにおける 火山観測・研究体制の強化について [継続 6 回]

雲仙岳の継続的な火山観測・研究活動は、災害に強いまちづくりを推進する上で 必要不可欠であることから、九州大学地震火山観測研究センターの存置により、雲 仙岳における火山観測・研究体制のさらなる充実・強化を図るよう強く要請する。 九州大学地震火山観測研究センターにおける雲仙・普賢岳の観測・研究体制の強 化と火山に関する専門人材の継続的な確保に向けた支援措置を講じるとともに、ジ オパークを核とした産業振興のため同センターの存続を図ること。(島原市)

(説明)

賛同する (雲仙市、南島原市)

・近年、活動火山において大規模噴火の可能性が指摘されるなど、火山活動が活発化した際の備えが急務となっている。活動火山対策特別措置法においても、火山に関する専門人材の継続的な確保が求められていることから、雲仙・普賢岳における観測・研究体制の強化に加え、専門人材の確保に向けた支援措置についても要望する必要がある。また、九州大学地震火山観測研究センターは令和4年度に再認定を受けたユネスコ世界ジオパークの活動にも多大なる貢献をいただいており、産業振興のためも同センターの存続は必須であることから、現状に即した内容に修正するもの。(島原市)

第7号議案

九州新幹線等の整備促進に関する提言

九州新幹線等の整備を促進することにより、九州における一体的な経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料 7-1 参照)

1. 九州新幹線西九州ルートの着実な整備について〔継続1回〕

九州新幹線西九州ルートに関しては、武雄温泉~長崎間が令和4年9月23日に開業を迎えたものの、新鳥栖~武雄温泉間については、未だに整備方針が決定していない。著しい人口減少が課題になっている各市にとって、全国の新幹線ネットワークとつながり交流人口を拡大させることは非常に重要であり、その実現には全線をフル規格で整備する必要があると考えるため、次の事項について特段の配慮をすること。

- (1) 国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという事情を考慮して、地方負担や並行在来線等、想定される課題の解決に向けた方策を示すこと。
- (2) 新鳥栖〜武雄温泉間が早期着工できるよう、関係者の理解を得て早急に環境 影響評価に着手すること。
- (3) 西九州新幹線(武雄温泉・長崎間)の開業を機に、沿線各市が取り組むまちづくりに関する各種公共事業及び県全体へ新幹線開業効果を波及させるための官民が行う取組への支援拡充を行うこと。

2. 県下幹線鉄道の整備改善について [継続1回]

九州新幹線西九州ルートの整備に際しては、JR佐世保線を新幹線鉄道直通線同等のものと位置付け、長崎県において平成4年11月に示された「九州新幹線(長崎ルート)等の整備に関する基本的考え方」を踏まえた佐世保線及び大村線の輸送改善のため次の事項の実現に努めること。

- (1) 西九州ルートの全線フル規格を進めていく場合は、佐世保~武雄温泉間を含めた並行在来線問題についても、一体的なものとして取り扱うこと。
 - (<u>2</u>) 長崎市〜福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときは、これまでの歴史的背景を踏まえ、佐世保市から運行時間が短縮できる西九州ルートへの直通運行を視野に入れた、佐世保線の輸送改善方策の推進を行うこと。

(3) 西九州新幹線の開業効果を県内全域に波及させるため、長崎県下の都市を結ぶ大村線の表定速度改善など、輸送力の強化を図ること。

3. 地域鉄道に対する支援策の充実について [継続1回]

鉄道輸送の安全確保のためには、車両を含めた一体的な鉄道施設の整備が必要 不可欠であるが、地域鉄道関連の国庫補助について予算が確保できず、要綱に基づ く確実な補助が受けられない状況となっている。

また、地域鉄道においては、慢性的な運転士不足により、ダイヤ削減が行われるなど、運行の維持が難しい状況に陥っている。

施設整備の補助制度においては、社会資本整備総合交付金の基幹事業として「地域公共交通再構築事業」が創設されたところであるが、引き続き、車両検査を含めた鉄道施設の整備に対し必要な予算を確保されるとともに鉄道運転士不足の解消に向け、次の事項の実現に努めること。

- (1) 国の要綱に定める補助率上限での補助交付
- (2) 地域鉄道支援に関する国庫補助事業の補助率嵩上げ
- (3) 施設整備費用の地方負担に係る財源措置の拡充
- (4) 鉄道運転士不足に対応した支援措置等の創設



暫定開業時の博多~長崎間の所要時間

最速 1 時間 20分(従来の「特急かもめ」最速 1 時間 50分より 30分短縮)

【国土交通省試算】

第8号議案

高速道路網等の整備促進に関する提言

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、 次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 道路整備の安定的財源確保について [更新] (島原市ほか全市) (資料 8-1 参照)

中央と地方における公共交通機関などの移動格差を十分認識した上で、地方が真に必要とする海路及び道路整備が推進できるように新たな財源を創出するなど必要な財源の充実強化を図ること。

地方創生に資する道路整備を重点的かつ計画的に推進するため、公共事業関係費 を増額するとともに安定的かつ持続的な道路整備に必要な予算を確保すること。 (島原市)

(資料 8-2 参照)

(説明)

提言する(島原市ほか全市)

・地方創生の実現は、人口減少に直面する多くの自治体の喫緊の課題である。また、地域 の交通ネットワークは、日常生活や経済活動に不可欠なインフラであり、都市と地方の 交流や新たな地域構造の形成等を目指す地方創生において、重要な役割を担うことが期 待されている。

また、多くの半島がある本県においては、地震をはじめとする大規模災害の発生時には、 人流・物流が寸断する危険性が高いため、インフラ整備にかかる予算確保は絶対に必要 であり、道路等財源の安定的確保は、県内各市が抱える普遍的な課題であるため継続し て提案するもの。(島原市)

2. 道路網の整備について [継続1回]

- (1) 高規格道路の整備について
- ① 西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

- ア 松浦佐々道路(松浦ICから佐々IC)の早期供用開始に向けた事業促進
- イ 佐世保道路(佐々ICから佐世保大塔IC)の4車線化の供用開始に向けた事業促進
- ウ 武雄佐世保道路(佐世保大塔 I C から武雄南 I C)の4車線化の早期着工

② 島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早IC間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

- ア 島原市出平町から有明町間の早期供用に向けた事業促進
- イ 島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期供用に向けた事業促進
- ウ 雲仙市瑞穂町から吾妻町間の早期供用に向けた事業促進
- エ 諫早市森山町から小野町間の早期供用に向けた事業促進
- オ 諫早市小野町から長野町の調査検討
- ③ 島原天草長島連絡道路(深江町~口ノ津港間)の早期事業化
- ④ 西彼杵道路、長崎南北幹線道路の整備促進

本路線は、<u>長崎県新広域道路交通計画</u>に位置付けられ、長崎市と佐世保市を約 1 時間で結び、西彼杵半島地域の自立的発展、さらには長崎県の<u>発展に</u>不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 西彼杵道路の整備促進

- (ア) 西海市西彼町平山郷から西海市西彼町白似田郷間の事業促進
- (イ) 残る調査中区間の事業化
- イ 長崎南北幹線道路の整備促進
 - (ア) 長崎市茂里町から長崎市滑石2丁目間の事業促進
 - (イ) 残る調査中区間の事業化
- ウ アクセス道路(主要地方道長崎畝刈線(長崎市滑石2丁目~時津 町野田郷間))の事業促進
- ⑤ 有明海沿岸道路(諫早市~鹿島市間)の調査検討
- ⑥ 東彼杵道路(佐世保市~東彼杵町)の早期事業化 (有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討)
- ⑦ 島原半島西回り道路(雲仙市~南島原市)の調査検討

(2) 幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動等に寄与するとともに交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

① 一般国道205号の早期整備

針尾バイパス4車線化(江上交差点からハウステンボス入口交差点)の整備 促進

- ② 一般国道57号の早期整備
 - ア 一般国道 5 7 号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備
 - イ 一般国道 5 7 号愛野町から小浜町までの現道改良による機能強化及び富津 防災事業の整備促進並びに愛野・小浜バイパスの調査検討
- ③ 一般国道34号の早期整備
 - ア 大村諫早拡幅の整備促進
 - イ 大村拡幅の早期完成
 - ウ 諫早北バイパスの4車線化の早期事業化
 - エ 新大工・馬町交差点改良事業の早期完成
- ④ 一般国道382号の整備促進
- ⑤ 一般国道384号の整備促進
- ⑥ 一般国道389号(雲仙市多比良港~南島原市口ノ津港間)の整備促進

(3) 架橋の実現について

架橋は、離島や半島の地域の経済・文化の発展、さらには、医療・教育の向上等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

- ① 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進
- ② 嫦娥三島大橋と原島大橋架橋の実現
- ③ 松島架橋の早期実現
- ④ 大村湾横断道路構想の推進

(資料 8-3 参照)

3. 道路事業における補助制度の拡充について [継続6回]

道路事業のうち、土地開発基金などにより先行取得した建物補償の買戻しについて、重要度の高い市街地部においては、より柔軟かつ円滑に交渉等の事務を進め、早期完成や計画的な進捗が図れるよう、街路事業と同様の補助の取扱いとすること。

4. 社会資本整備総合交付金事業(道路事業(舗装補修))の補助対象 条件の緩和について [継続 5 回]

公共施設の計画的な管理を進める中で、道路等の社会基盤施設(インフラ)等の老朽化対策が全国的な課題となっており、インフラの長寿命化対策に向けた財政措置として、社会資本整備総合交付金や公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)等が講じられている。

このうち、社会資本整備総合交付金事業における道路事業(舗装補修)について、平成30年度より大型車交通量(大型車250台/日・1方向未満)の条件が設けられたが、このことにより、対象となる路線が極めて少数であるため、バス路線等、住民の生活に重要な役割を果たす道路について、補助対象となるよう、条件の緩和を行うこと。

5. 地方における無電柱化事業の促進について [継続 5 回]

無電柱化事業においては、これまで歩道が広い幹線道路などを中心に整備が進められてきたが、近年の社会情勢の変化により、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成等を図る上でも事業の必要性はより一層増加している。さらには、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に、電柱倒壊による道路閉塞のリスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化が重点的に取り組むべき対策として盛り込まれた。また、令和3年5月には、無電柱化を一層推進するための新たな「無電柱化推進計画」が策定されている。

しかしながら、無電柱化事業の主な整備手法である電線類地中化は、事業コストが高く道路管理者及び電線管理者の財政負担も大きく、事業期間が長期にわたるなど、円滑な事業進捗に支障をきたしている。

また、地方においては、歩道が無く、狭小な道路が多く存在しており、地上機器の設置スペースなどの技術的な課題の解決が必要不可欠となっている。

このようなことから、国家的な重要プロジェクトである無電柱化を着実に推進するため無電柱化の推進を国家的重要プロジェクトに位置付け、関係予算を確保するとともに、無電柱化に係る技術的進歩を促し、地方の負担を軽減しながら無電柱化を促進するための総合的かつ積極的支援に取り組むこと。(平戸市)

(説明)

賛同する(長崎市、佐世保市、島原市、雲仙市)

・「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策に関する中長期目標一覧」及び令和 5年6月8日「無電柱化を推進する市区町村長の会」決議文の記載内容に文言を合わせ るもの。(平戸市)

6. 港湾の整備促進について [継続1回]

港湾は、産業活動や生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化や 産業再生、観光振興、離島振興等を進めていくためには、施設の維持管理を含め 港湾の整備が不可欠である。

このようなことから、整備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾及び地方港湾の整備促進を図ること。

- ・重要港湾(長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港)
- ・地方港湾(島原港、大村港など77港あり)

7. 公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記や権利の抹消に係る印鑑登録証明書の交付手数料の免除制度の拡充について [継続1回]

公共事業の用地買収に伴い、必要となる所有権移転登記<mark>や権利の抹消</mark>に係る印鑑登録証明書の交付手数料<u>の</u>免除制度<u>を国土交通省と総務省の連絡会議で調整し、</u>全国的な普及を図ること。(長崎市)

(説明)

賛同する(佐世保市ほか全市)

・抵当権などの権利の抹消についても、所有権移転登記の際と同様、契約に必要な印鑑登録証明書の交付手数料が国内どこに居住していても免除される制度となるよう、文言を追記するもの。(長崎市)

○道路整備の状況

		一般国道	都道府県道	市町村道	一般道路計	
長崎県	整備率	66.8	58.8	51.5	53.0	
文响乐	改良率	92.2	63.6	51.5	54.8	
全 国	整備率	71.7	60.8	60.1	60.7	
	改良率	93.2	71.2	60.1	62.8	

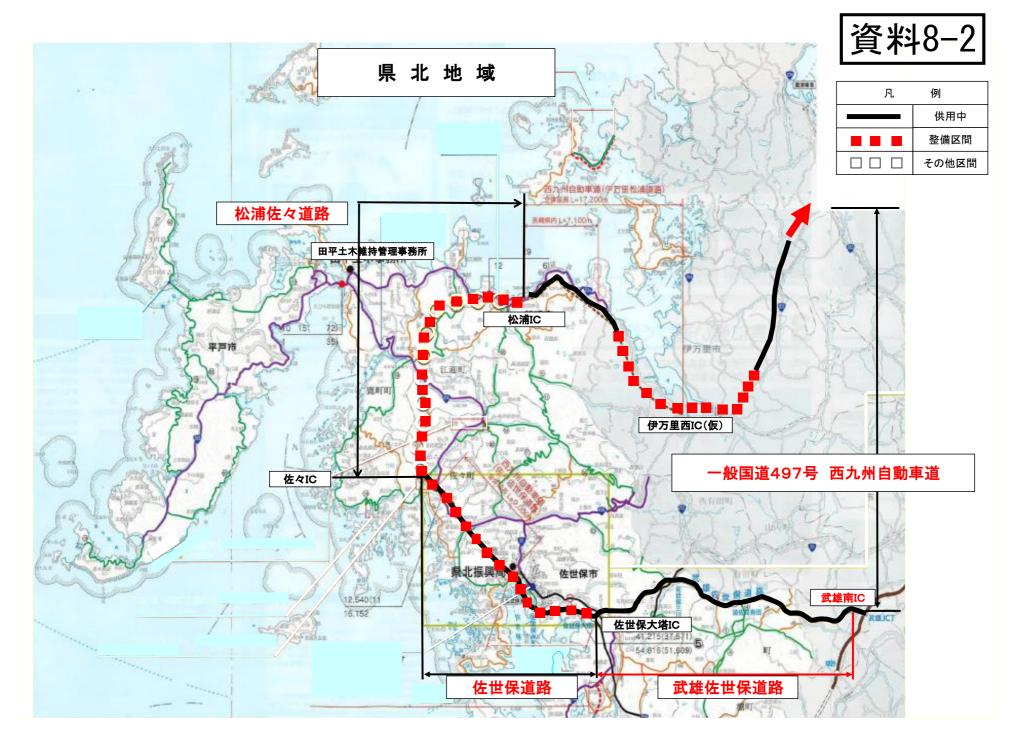
※道路統計年報より(令和4年3月31日現在)

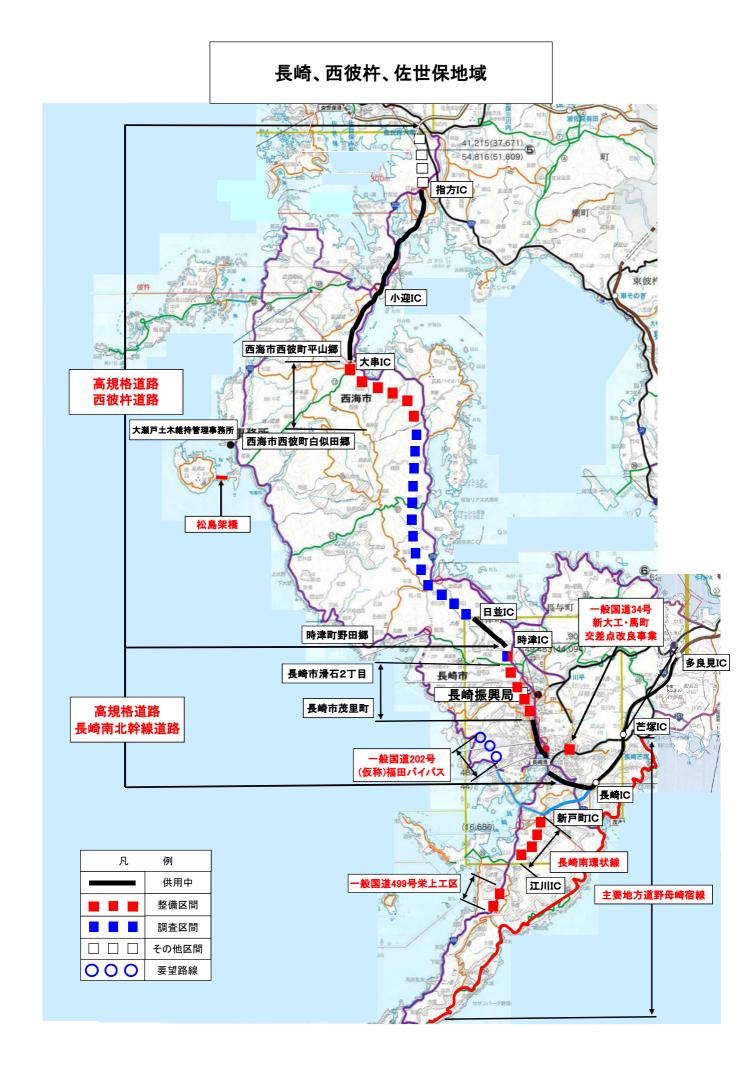
○道路関係経費の状況

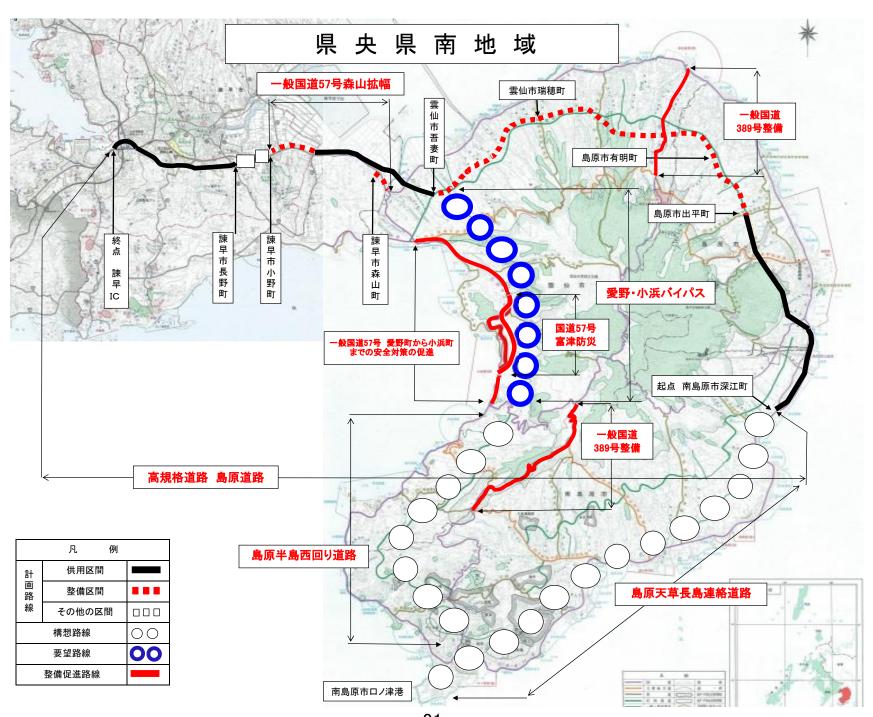
(千円)

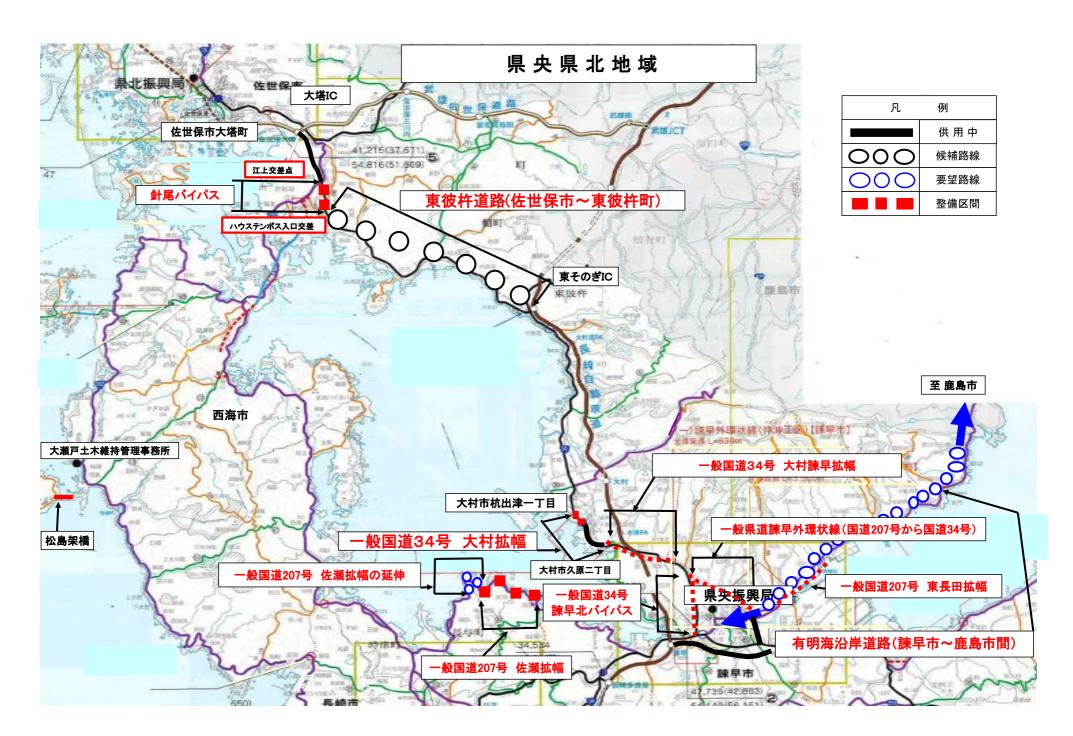
	経	費	差	
市名	令和 3 年度 (A)	令和 4 年度 (B)	(B)- (A)	(B)/(A)
長崎市	16,568,665	16,977,901	409,236	102.5%
佐世保市	5,883,769	7,162,095	1,278,326	121.7%
島原市	1,206,090	1,114,869	△ 91,221	92.4%
諫早市	3,427,674	3,202,595	△ 225,079	93.4%
大村市	1,929,784	2,824,571	894,787	146.4%
平戸市	2,296,598	1,955,941	△ 340,657	85.2%
松浦市	1,302,812	1,381,979	79,167	106.1%
対馬市	2,541,972	2,924,239	382,267	115.0%
壱岐市	1,888,005	2,213,684	325,679	117.2%
五島市	1,760,899	1,690,540	△ 70,359	96.0%
西海市	891,045	1,187,981	296,936	133.3%
雲仙市	1,573,619	1,561,193	△ 12,426	99.2%
南島原市	4,266,771	4,574,049	307,278	107.2%
合計	45,537,703	48,771,637	3,233,934	107.1%

※令和3・4年度地方財政状況調査(表70)より

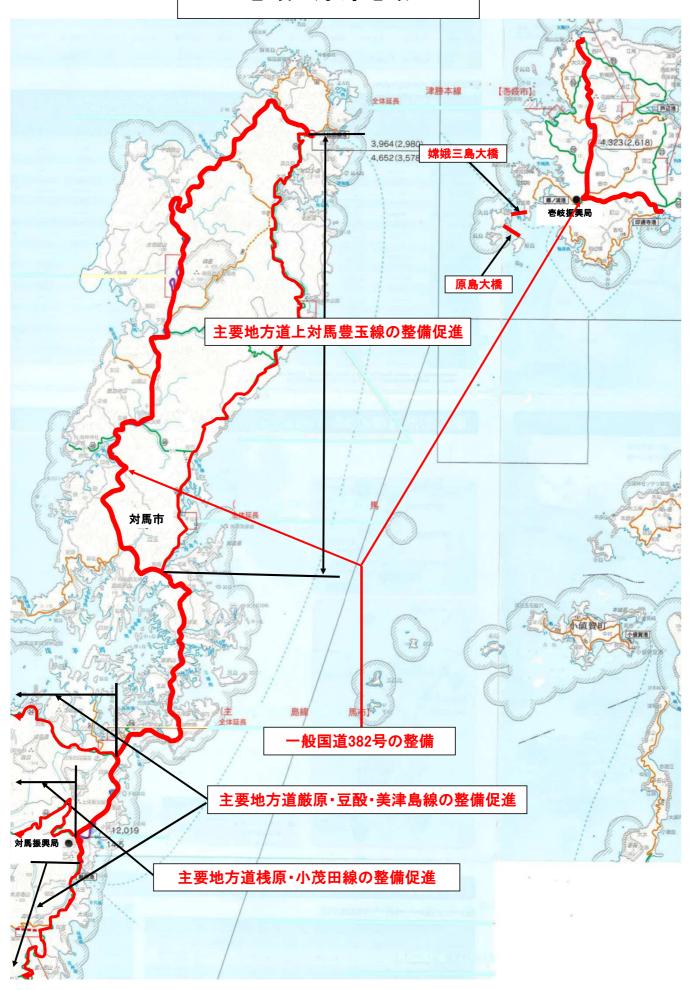






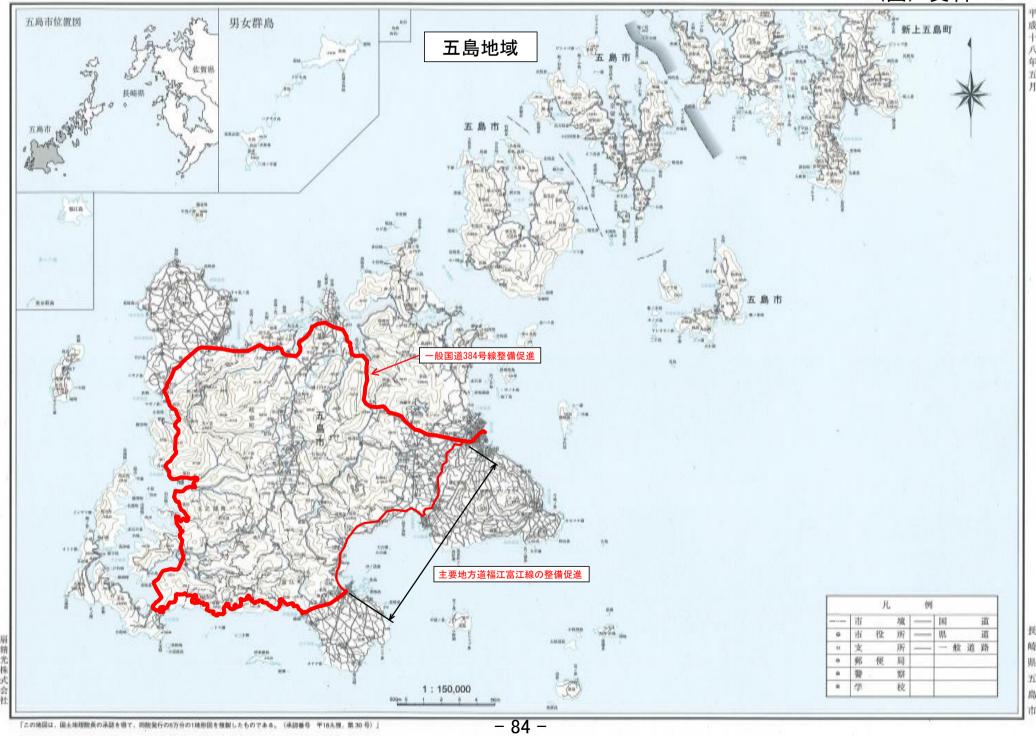


壱岐・対馬地域



五島市全図

(国) 資料8-2





第9号議案

農林水産業の振興に関する提言

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 農業の振興対策について _[更新]

(1)経営所得安定対策について

経営所得安定対策は、地域農業を支える中心的政策である。

同対策は、担い手農家の経営安定に資するようゲタ・ナラシ対策を実施し、また食料自給率の維持向上を図るため、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物や、地域特産品野菜等の転作に対し助成する制度となっており、市町は、関係機関で構成されている協議会の構成員として実施要綱で定めている役割に基づき、交付金の手続き等大きい事務負担を担っている。

国においては、土地利用型作物の生産が困難である中山間集落を多く抱える 長崎県の状況を踏まえ、地域の営農形態に合った制度対象作物の拡充を図ると ともに、農家が安心して加入できるよう制度を法制化し、市町の事務の負担軽 減を図ること。(五島市)

(説明)

提言する(五島市ほか全市)

- ・経営所得安定対策では、対象となる作物を生産する場合に面積に応じた交付金を交付 している。対象作物については拡大改善がなされているが、地域の実情を踏まえ、更 なる拡充を要望するもの。
- ・本交付金は、農家にとって制度や事務手続きが煩雑であり、申請にあたっては市町が 事務補助を行わざるを得ず、事務の負担の一因となっていることから負担軽減を求め るもの。(五島市)

(2)農業農村整備事業の安定的な予算の確保について

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適 正に管理するための農業農村整備事業については、計画的かつ円滑な事業実施の ため、当初予算での必要額の確保を図ること。(五島市)

(説明)

提言する (五島市ほか全市)

・補助事業(国、県)を活用した県営事業(県が事業主体)、団体営事業(市または土地 改良区が事業主体)により農地の基盤整備や老朽化した土地改良施設の更新を行うこ とで、担い手農家への農地の集積、営農の省力化、高収益作物の導入等により農業経 営の安定化が図られるため、今後も引き続き安定的な予算の確保を要望するもの。(五 息市)

(3) 有害鳥獣被害対策の予算確保及び早期の予算執行について

長崎県内における有害鳥獣による農作物被害金額は、ピークであった平成16年度と比較すると令和4年度で約21%に減少したものの、イノシシによる被害は全被害額の約6割となる約1億円と依然として深刻な状況にあり、また鳥害においての被害金額も依然多い状況にある。さらには、イノシシによる住宅地や通学路への出没や石垣の掘り起こし、家庭菜園を荒らす等の市街地周辺の生活環境被害も拡大している。

そのような中、各市は防護柵整備の拡充や新たに鳥害対策資材の補助、猟友会との連携による捕獲活動の強化等に取り組んできており、有害鳥獣被害対策支援の大きな柱となっている「鳥獣被害防止総合対策事業」は、継続的な取組みが不可欠であることから、充分な予算の確保と制度の充実を図ること。(五島市)

(資料 9-1 参照)

(説明)

提言する (五島市ほか全市)

・有害鳥獣による被害は依然として多い状況にあり、継続的な対策が必要であるが、本事業において国の交付金以外に財源が無く、国の予算が不足した場合、地区住民の負担となってしまうことから、当初予算による十分な財源の確保を要望するもの。(五島市)

(4)農業用機械及び施設の更新や長寿命化に係る支援について [見直し]

.....

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、 既存事業で導入した施設・農業用暖房器等の付帯設備・農業用機械等の更新や長 寿命化についても、例えば、今後10年程度の地域農業維持が可能であることな どの要件を付して補助事業の対象とすること。(五島市)

(説明)

提言する (五島市、長崎市、島原市、諫早市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市)

・既存事業で購入した施設・機械等の更新や施設の長寿命化について補助の対象となっていないため、引き続き要望するもの。(五島市)

(5)環境保全型農業直接支払交付金の予算の確保について

地球温暖化防止など自然環境の保全に効果の高い農業生産活動を支援するための環境保全型農業直接支払交付金については、取組主体や取組面積が拡大する中、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図ること。

(五島市)

(説明)

提言する(五島市ほか全市)

・環境保全型農業直接支払交付金は、堆肥の施用や有機農業の取り組みなど環境負荷を 低減する取組に対し、その圃場面積に交付単価を掛けた額の交付金を交付するもので ある。しかし、国の予算不足から、算定額から減額されての支給となっていることか ら、算定額満額が交付されるよう、予算確保を要望するもの。(五島市)

2. 水産業の振興対策について [更新] (松浦市ほか全市)

(1) 養殖魚の国内外での消費拡大と養殖共済の充実・加入促進について

新型コロナウイルス感染症が5類感染症<u>へ</u>移行後、消費活動の活発化、国内 経済の回復により、水産物の国内需要が回復してきているが、昨今の燃油・配 合飼料等の価格高騰により、養殖業者にとって厳しい状況が続いている。

また、赤潮の発生により甚大な被害が発生しているが、共済単価と実勢価格との乖離が大きく、共済金のみでは生産の再開が著しく困難な状況にある。

一方、世界の人口増加に伴い、海外における国産水産物へのニーズは高まっている。

こうした状況を踏まえ、養殖魚の国内外での消費拡大に向け、ブランド化や産 地PRなど、販売活動への支援を行うこと。併せてそれを支える養殖業者の経 営安定を図るため、安心して経営を継続できるように、養殖共済の国の掛金補 助の補助限度率を引き上げ、共済単価を実態に即した金額に見直すなど、共済 制度の充実を図るとともに、養殖共済への加入を促進すること。

令和5年7月末から8月にかけて、長崎市や雲仙市の沿岸の橘湾で大規模な赤潮が発生し、トラフグやマダイなど養殖魚が大量にへい死した。赤潮による被害額はおよそ11億円に上り県内の赤潮被害としては過去最大を記録した。

また、赤潮による被害は橘湾だけに限らず、県北部の伊万里湾や佐世保市の沿岸等においても発生しており、県内の各地において甚大な被害をもたらしている。 被害を受けた養殖業者の早期経営再建のためには中間魚を購入するなど再建に係るまとまった資金が必要であり、養殖業者が安心して養殖業を営むためには充実した共済制度が必要である。

近年、県内の沿岸等で大規模な赤潮が発生しており、トラフグやマダイなど養殖魚が大量にへい死し、多額の被害が発生している。

しかしながらそのような中、共済掛金が高額であり、物価高騰の影響など漁業経営が苦しい経営体においてはを取り巻く環境は厳しく、漁業共済への加入することが困難な状況にあり、加入率を下げている要因となっているうえに。また、養殖共済については、加入していたとしても、共済単価と実勢価格との間に乖離があり、養殖漁業者が安心して経営を再建できるとは言い難い状況にある。ひと

たび赤潮による大規模な被害が発生すれば、そのため、フグ類やクロマグロなど 全国有数の生産量を誇る本県の養殖産地の存続に関わる問題となりかねない。

こうした状況を踏まえ、養殖業者の経営安定を図るため、安心して経営を継続できるように、養殖共済の国の掛金補助の補助限度率を引き上げ、共済単価を実態に即した金額に見直すなど、共済制度の充実を図るとともに、養殖共済への加入を促進すること。(松浦市)

(説明)

提言する(松浦市ほか全市)

・養殖共済の共済単価と実勢価格との間の乖離が大きく、補助限度額が60~75%となっており養殖業者の早期経営再建に支障をきたす恐れがあることから引き続き要望するもの。(松浦市)

(2) 放置船等に関する対策について 〔廃案〕(松浦市ほか全市)

船舶等が放置されることによる漁業活動や環境、景観等への影響が懸念される中、各市において監視や指導に永年取り組んできたが、多大な行政コストが課題となっており、現行制度では放置船削減の実行性が不十分である。

このため、次のような対策及び制度の充実を図ること。

- ① 海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則の強化
- ② 登録抹消や変更登録等の申請時における当該船舶の確実な状況確認
- ③ 船舶購入時における登録制度の強化(係船許可証明、所有後の船舶売買の報告義務等)

(貧料 9-2 参照)

(説明)

提言しない(松浦市ほか全市)

・要望事項に対する一定の回答を得られているため提言を取り下げるもの。(松浦市)

(<mark>3</mark>2) 漁業就業者対策の充実について

経営体育成総合支援事業の長期研修期間終了後は、漁船取得など過大な出費があり、自らの漁業収入では生計が成り立たず、漁業を断念する就業者も少なくない状況である。農業においては営農開始後の支援制度があることから、漁業においても新規漁業就業者に対して経営確立を支援する制度を創設すること。

漁業者の高齢化、後継者不足などにより漁業就業者数は減少の一途をたどっており、漁業の担い手確保は喫緊の課題である。またさらに、漁場環境の変化や資源の減少に加え、漁業資材の高騰などにより、漁業経験の浅い新規就業者を取り

巻く環境は厳しい状況にある。

漁業においては、経営体育成総合支援事業などの長期研修終了後、独立して新規に漁業経営を始める者には漁船取得など相当な資金が必要であり、漁業開始から自らの漁業収入だけでは生計がままならない状況である。

農業においては、おける営農開始後の支援制度があることから、と同様に、 漁業においても新規漁業就業者に対して経営確立を支援する制度を創設するこ と。(松浦市)

(説明)

提言する(松浦市ほか全市)

・新規漁業就業者の実践研修後、漁船取得など過大な出費があり、生計が成り立つまで 漁業への定着に不安要素がある。経営が安定するまで支援が必要であることから引き 続き要望するもの。(松浦市)

3. 物価高騰対策の強化について [継続4回]

現在、特例として措置されている農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置及び農林漁業用軽油引取税の免税措置については、農林漁業者の税負担軽減による経営の安定化を図るため、恒久的な制度とすること。併せて、漁業経営セーフティネット構築事業及び施設園芸セーフティネット構築事業の補てん金に係る国と生産者の負担割合については、一律3:1に見直したうえで、事業を継続すること。

また、世界的な情勢の変化により飼料や肥料などの生産資材が高騰し、生産コストが上昇しているものの、農水産物の市場価格に十分反映されず、価格決定権を有しない農漁業者の経営を圧迫している状況にあることから、農業の肥料価格高騰対策については、施設園芸セーフティネット構築事業や配合飼料価格安定制度と同様の制度の構築を図り、加えて、現行の農業・水産業の飼料高騰対策制度における生産者負担の軽減などの積極的な支援を行うこと。

令和4年度野生鳥獣による農作物の被害状況

THE TOTAL PROPERTY OF THE PARTY OF THE PARTY

【県内の被害状況】

	被害面積(ha)				被害量(t)				被害金額(千円)			
鳥獸種類別	R3	R4	R4-R3 增減	(前年度出)	R3	R4	R4-R3 增減	(前年度比)	R3	R4	R4-R3 增減	(前年後注)
イノシシ	108	68	▲ 41	62%	883	604	▲ 279	68%	141, 437	99, 800	▲ 41,637	719
カラス	7	4	▲ 2	64%	77	67	▲ 11	86%	16, 985	15, 827	▲ 1,158	939
ヒヨドリ	1	2	1	250%	7	20	13	303%	1, 331	4, 544	3, 213	3419
シカ	4	3	▲ 1	74%	79	19	▲ 60	24%	3, 933	3, 013	▲ 920	779
アナグマ	1	2	1	160%	17	23	6	133%	4, 177	10, 649	6, 472	2559
タヌキ	0	. 1	1	857%	1	16	15	1333%	263	5, 492	5, 229	20889
アライグマ	1	2	1	229%	9	25	16	265%	2, 105	7, 243	5, 138	3449
スズメ	0	0	0	235%	1	2	1	238%	197	499	302	2539
カモ	44	38	▲ 7	85%	329	188	▲ 141	57%	36, 512	24, 668	▲ 11,844	689
その他の鳥獣類	1	1	▲ 0	89%	6	2	▲ 4	32%	4, 065	1,080	▲ 2,985	279
合 計	166	118	▲ 48	71%	1409	966	▲ 444	69%	211, 005	172, 815	▲ 38,190	829

[※] データの標記について、表示単位未満で四捨五入しています。 「0」は四捨五入して1に達しないものを示しています。

主要鳥獣の年別農作物被害状況 (平成5~令和4年度)

(被害金額、単位:千円)

年 度	イノシシ	シカ	カラス	その他	合 計
Н 5	56, 160	84, 030	201,000	146, 810	488, 000
H 6	55, 850	104, 630	333, 500	140, 120	634, 100
H 7	103, 650	131, 700	258, 020	128, 350	621, 720
Н8	143, 890	178, 310	196, 990	231, 610	750, 800
H 9	149,000	155, 870	225, 590	123, 470	653, 930
H10	136, 640	150, 230	207, 230	256, 350	750, 450
H11	158, 330	143, 510	189, 110	63, 910	554, 860
H12	203, 070	169, 070	186, 790	77, 680	636, 610
H13	225, 120	104, 460	228, 750	73, 100	631, 430
H15	250, 030	75, 980	272, 890	54, 720	653, 620
H16	457, 220	25, 100	234, 080	105, 790	822, 190
H17	307, 590	22, 790	162, 200	44, 790	537, 370
H18	380, 358	27, 330	132, 205	23, 738	563, 631
H19	209, 897	15, 513	69, 293	19, 230	313, 933
H 20	266, 213	4, 491	93, 380	35, 685	399, 769
H21	191, 603	12, 514	49, 449	36, 978	290, 544
H22	405, 539	11, 724	47, 537	61, 448	526, 248
H 23	398, 271	8, 829	60, 898	31, 174	499, 172
H24	327, 644	12, 851	26, 377	33, 618	400, 490
H 25	239, 298	4, 695	21, 938	21, 309	287, 240
H26	193, 029	17, 591	19, 110	31, 807	261, 537
H27	191, 418	6, 632	9, 002	22, 652	229, 704
H28	230, 477	6, 523	10, 883	53, 057	300, 940
H 29	143, 662	9, 906	15, 420	47, 384	216, 372
H30	141, 744	7, 837	8, 430	50, 403	208, 414
R1	81, 573	4, 855	14, 689	40, 721	141, 838
R2	190, 834	6, 841	16, 578	81, 155	295, 408
R3	141, 437	3, 933	16, 985	48, 650	211, 005
R4	99, 800	3, 013	15, 827	54, 175	172, 815
備考	県内全域で 被害が発 生。	五島市、対馬 市、長崎市、 佐世保市、新 上五島町で被 害が発生	県内全域で 被害が発 生。		

第10号議案

地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

1. 地域経済牽引事業への支援措置について [継続1回]

<u>民間設備投資の推進等のために</u>地方税を減免した自治体への<u>支援として、</u>普通交付税の減収補てん措置の対象となる資産に償却資産(機械及び装置)を追加すること。

(資料 10-1 参照)

2. 国の直轄事業による砂防施設の「防災・減災」機能の継続に ついて [継続6回]

雲仙砂防管理センターによる砂防施設の直轄管理を機動的に実施するための機能や体制の充実を図り、「防災・減災」機能を継続すること。

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 (通称:地域未来投資促進法)」(平成29年7月31日施行)

<主な支援措置>

- ①税制による支援措置
 - 〇地方税の減免に伴う補てん措置
 - ・固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん

(対象資産:土地、建物、構築物)

- ○課税の特例
- ・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置
 - ⇒機械・装置等:40%特別償却、4%税額控除

(上乗せ要件を満たす場合50%特別償却、5%税額控除)

- ⇒建物等 : 20%特別償却、2%税額控除
- ②予算による支援措置
 - ○地域中核企業・中小企業等連携支援事業
 - ・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援
 - ○地方創生推進交付金の活用
 - ・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画について は、内閣府と連携し、重点的に支援
- ③金融による支援
 - ○資金供給の円滑化
 - ・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期(20年、7年以内)かつ固定金利での融資
 - ・地域経済活性化支援機構、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設
 - ・信用保証協会による債務保証
- ④情報に関する支援措置
 - ○候補企業の発掘等のための情報提供
 - ・地域経済分析システム(RESAS)等を活用
- ⑤規制の特例措置等
 - ○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応
 - ・工場立地法の環境施設面積率、緑地面積率の緩和
 - 一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加
 - ○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮
 - ○事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

◆固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん措置の対象資産 対象資産:土地、建物、構築物



機械及び装置が補てん対象となっていない

第11号議案

学校教育の充実に関する提言

学校教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について [継続5回]

各自治体では、老朽化した施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送る ための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められているところであり、計 画的な改修・整備を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このことから、児童生徒の安全で安心な教育環境を着実に整備できるよう財源の確保及び補助単価の増額、補助率の嵩上げを図ること。

(1)校舎等の外壁改修、屋上防水改修については、改修周期から同時期に実施するが、 長寿命化改良事業については、補助対象となっているものの、防災機能強化事業に ついては、外壁改修のみ補助対象となっていることから、屋上防水改修についても 補助対象とすること。

また、学校施設を支える法面については、学校建設当初から手を加えていない箇所がほとんどであり、近年の大雨災害の激甚化を鑑みると、崩落などにより施設そのものや近隣住宅などへ被害を与える恐れがあるものもあるため、法面の整備についても、防災機能強化事業として補助対象とすること。

- (2) 学校施設の新増改築について、補助単価の嵩上げ措置がなされたものの、労務単価や資材単価の上昇傾向は続いており、いまだ実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。
- (3)特別支援の対象となる子どもたちの入学に併せて設置するエレベーターなどの障害児等対策については、入学予定の子どもたちの状況を事前に把握し、設置に合わせて国庫補助の申請を行っている。しかし、入学予定の子どもが事故等により急に肢体不自由になったり、また、市外からの転校などにより、急きょエレベーターを設置する必要性が生じた場合、国庫補助の内示後に事業に着手すると、迅速な対応ができなくなるため、緊急的な事業の実施が必要な場合は、個別に補助手続きを可能にする枠組みを設けるなど、柔軟な対応を行うこと。

また、エレベーターの増設工事について、実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

(4)屋内運動場への空調設備の整備については、断熱性確保工事と併せて補助対象とされているが、既存の屋内運動場の多くは断熱性確保工事が必要となり、現行の大規模改造空調整備事業における補助対象工事費上限額を超えることが見込まれる。補助単価の嵩上げは行われているものの実工事費との乖離が大きいため、補助対象工事費上限額の引上げ及び補助単価の増額を行うこと。

<u>また、空間上部など必要のない部分を除き、断熱性確保工事を行わずとも必要な活動範囲のみに効果を行き届かせることができるスポット的な空調設備</u>の整備についても補助対象とするなど、補助要件の緩和を行うこと。

2. 学校給食費の無償化について [継続2回]

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を担っている。

社会全体で安心して子育てできる環境の確保及び少子化対策、保護者の負担軽減子ども・子育て支援の観点からも、学校給食費の無償化は社会全体で安心して子育てできる環境を確保し、保護者の負担軽減となることから、国の責任と財源による学校給食費の完全無償化実現に向け、必要な措置を講じること。

第12号議案

デジタル化の推進に関する提言

デジタル化の推進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 自治体情報システムの標準化・共通化について [継続5回]

(1)移行困難システムに対する財政措置等について

令和5年9月に「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が改定されたが、現在の補助制度においては、令和8年3月31日までの財政支援措置となっており、令和8年度以降に実施する移行作業の経費については補助対象外となっている。

標準化への対応は国の施策であることから、デジタル基盤改革支援補助金については、自治体の負担が生じないよう導入費用の全額について財政措置を講じること、移行困難システムのについても移行完了まで確実に財政措置することとし、移行困難システムの対象となる要件等についても、自治体の状況に応じて柔軟に対応すること。

また、標準準拠システムへの対応や開発状況など、事業者の取組状況については、国において一元的に情報収集を行い、最新の情報を自治体へ提供する仕組みを構築すること。(長崎市)

(説明)

賛同する(佐世保市ほか全市)

・標準化対応に係る経費については、総務省の令和5年度補正予算において基金の増額があり、令和6年3月5日付で新しい補助対象上限額が示されたが、標準化対応に係る経費に対し補助額が十分ではないため財政支援を求めるもの。(長崎市)

(2)整備費用に対する財政措置について

標準化に係る計画立案からシステム選定、移行に至るまでの整備費用については、標準化対象<u>システム</u>と密接に連携する<u>標準化対象外</u>システム<u>を、標準化対象システムと併せて</u>移行<u>する際</u>に必要となる費用も含め財政支援措置を講じること。

また、各自治体からガバメントクラウドに接続する際に使用するネットワークについては、整備に係る費用及び運用経費など必要経費を国が全額負担する

とともに、ガバメントクラウド利用料等の運用経費についても、標準化移行後 に新たな財政負担増とならないよう、国において適切な財政支援を行うこと。

2. 地域社会のデジタル化の推進について〔継続5回〕

地方財政対策において、「地域デジタル社会推進費」を令和5年度から令和7年度まで事業期間を延長し計上されているが、地域社会のデジタル化を進めるためには十分な事業期間及び財政措置とは言い難いものであることから、デジタル化推進の動きを止めないよう、事業期間の更なる延長と財政措置を行うこと。

3. 社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について [継続 5 回]

(1) マイナンバーカード(個人番号カード)の申請・交付事務について

マイナンバーカードの交付については、現状の交付事務処理手順では、地方公共 団体情報システム機構で作成されたカードに、交付前に市町村側で設定処理を加え る必要があり、市町村に送付されてすぐに対象者に交付できるものではないことか ら、迅速かつ円滑なカード交付を行えるよう、市町村における事務処理負担の軽減 を図り、事務処理手順の簡素化等の見直しを早急に行うこと。

市町村が共同利用するシステムにおいては、安定稼働が円滑な事務処理につながることから、全国的に窓口の混雑が予想される連休明けの午前中であっても交付前設定等の操作可能時間の制限及び障害や窓口業務の遅延が発生しにくいシステムを構築し、安定した運用を図ること。

また、マイナンバーカードの申請・交付に係る経費について、令和56年度もマイナンバーカード交付事務費補助金予算が計上されているが、市町村負担が生じることのないような財源措置を今後とも引き続き講じるとともに、普通交付税の算定項目のひとつである戸籍住民基本台帳費においても、市町村の実態に即した職員数を適切に反映させ、マイナンバーカードの普及促進に向けた取り組みを円滑に進めるための支援の充実を図ること。(長崎市)

(詩明)

賛同する(佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市)

・時点修正を行うもの。(長崎市)

(2) マイナンバー制度に係るシステム整備費補助について

地方自治体では、住民基本台帳システムを始めとするマイナンバー制度に係るシステムの改修を行ったが、全額国庫負担の対象とされていたにもかかわらず、 国から示された所要事業費を大きく上回り、地方負担が発生した。

今後も、毎年度のデータ標準レイアウト変更や制度改正等によるシステム改修

が予定され、新たな費用が生じる見込みであることから、地方自治体におけるシステム改修等の状況をさらに把握・分析した上で、必要な財政措置を講じること。

(3) 自治体情報セキュリティ対策に係るシステム運営費等の財政支援について

地方自治体では、マイナンバー制度への対応にあたり、国の求める情報セキュリティ対策の抜本的強化を行っているが、自治体の情報セキュリティ対策を安定かつ適切に維持するためには、継続的な更新及び運用管理コストが必要であることから、大きな地方負担となる。

国においては、地方自治体の実情を把握・分析した上で、財政措置も含めた必要な各種措置を講じること。

第13号議案

地方自治体の円滑な行政運営に関する提言 [廃案]

地方自治体の円滑な行政運営と計画的な地域振興を図るため、次の事項について 特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 「従うべき基準」を定めた省令の改正情報の事前周知等の徹底につ

₩ [廃案] (長崎市ほか全市)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、義務付け・枠付けの見直しが行われ、地方自治体自らの判断と責任において行政を実施することができるよう、条例制定権の範囲が拡大された。このうち「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、当該基準を定めた省令が公布されれば、条例の改正を必ず行う必要がある。

しかしながら、この「従うべき基準」を定めた省令の公布時期が事前に周知されない、公布した省令に誤りがある、また、その誤りを正す対応時期が示されない場合などがあり、特に地方において、議会中に急遽省令の改正がなされるなど、条例改正の追加議案を提出する事態となっている。

ついては、地方の議会の開会期間等を考慮し、省令改正について、改正内容や時期を、事前周知のうえ、条文に誤りがないよう十分精査し、早期の公布を徹底する こと。(長崎市)

(説明)

提言しない(長崎市ほか全市)

- ・これまでは法律の規定に基づき、基準省令に準じ、基準条例を制定していたが、それらの内容は、基本的に基準省令と同じ内容を基準条例で規定したものとなっていたため、 基準条例の規定形式を見直し、基準省令に準拠する形式へ変更したことで、基準条例の 改正に係る事務処理を効率化でき、追加議案の提出も不要となった。
- ・改正内容や時期を、事前周知のうえ、条文に誤りがないよう十分精査し、早期の公布を 徹底することは望むものの、最も支障となっていた条例改正に係る事務に与える影響が 大幅に小さくなったことから、本件については提言しないこととしたい。(長崎市)

県への提言

(重点項目)



提出市:島原市

1. 国土強靭化の計画的かつ着実な推進について

【提案・要望】

国においては、令和3年度から7年度までの「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、防災インフラの整備や交通ネットワークの強化を図っているが、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」同対策の最終年度となる令和7年度の予算を十分に確保するとともに、対策期間終了後も、切れ目なく継続的かつ安定的にな取組みを推進するため、国土強靱化基本法の改正によって位置付けられた「国土強靱化実施中期計画」を令和6年の早期に策定し、その実現に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保するよう、国へ働きかけること。

【現状・問題点】

本県は、前線に伴う集中豪雨や台風の常襲地帯に位置していることに加え、急峻な山地や崖地が多く、全国で2番目に多い約3万6千箇所もの土砂災害警戒区域を抱えていることから、頻繁に洪水・浸水被害や土砂災害が発生している。また、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえると、多くの半島を抱え、高規格道路のミッシングリンクも存在する本県では、大規模災害の発生時に人流・物流が寸断する危険性が高くなっている。

頻発化・激甚化する自然災害から県民の生命・財産・暮らしを守り、地域社会の機能を維持するためにも国土強靱化基本法の改正によって位置付けられた予算・財源を確保することが重要な課題である。

- ○「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に伴う長崎県全体の予算額
 - ・令和3年度 約250億円
 - · 令和 4 年度 約 2 1 6 億円
 - ・令和5年度 約234億円

上記予算により、住民の生命・財産・暮らしを守る対策を実施しており、今後も 予算・財源の確保が必要である。

(選定理由)

・近年頻発する大規模災害に鑑み、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめとする取組みが着実に実施できるよう、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保する必要があり、また、改正国土強靭化基本法に基づき、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」期間終了後においても切れ目なく国土強靭化の取組みを進めるよう、国への働きかけを求めるため選定するもの。

〔重点〕

提出市:長崎市

2. 保育料の完全無償化について

【提案・要望】

だれもが安心して子どもを産み育てる環境づくりの実現に関し、国の責任において 次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

保育料における全国的な動きとして、国による幼児教育・保育無償化の対象外となる子育で家庭の経済的負担の軽減を図るため、各自治体が独自に「完全無償化」や「第2子以降の無償化」等に取り組んでいる事例があり、他県では県内統一して「第2子以降の無償化」に取り組む事例も見受けられるが、本来、こどもを産み育てる環境は、自治体間によって差異があることは望ましくないため、全国一律の制度として実施するよう、国に働きかけるとともに、こと。

また、国が保育料の完全無償化について措置するまでの間、県内自治体の格差是正を図るためにも県独自の支援制度を設け、県内自治体の格差を是正すること。

【現状・問題点】

保育料については、令和元年 10 月から、 $3\sim5$ 歳の子ども及び市民税非課税世帯の $0\sim2$ 歳の子どもの保育料が無償化されているが、課税世帯等の 3 歳未満の子どもの保育料は無償化されておらず、保育料の負担が生じている。

少子化の進行に歯止めがかからない中、保育料の「完全無償化」や「第2子以降の 無償化」など独自の子育て支援策を打ち出す自治体もあり、自治体の財政状況によっ て子育て施策に差異が生じる事態となっているが、各市において同様の無償化を実施 するためには、多額の財政負担を要することとなる。

長崎県においても、人口減少による地域活力低下など、将来の不安や憂いを払拭し、 本県への誇りや未来への期待感を持ち、新しい長崎県を築いていきたいとの思いから 新しい長崎県づくりのビジョンとして、こども施策を基軸とした「未来大国」を策定 して、取り組みを進めている。

県と市町においては、人口減少や少子高齢化など本県各自治体が抱える課題について共通認識・危機感はあるものの、県全体が一体となった取り組みには至っていないため、自治体ごとに対応が異なり、格差が生じている。

○長崎県内全市(13市)が保育料の完全無償化を実施する場合の所要額見込み

市名	所要額
111 12	(単位:百万円)
長崎市	1, 240
佐世保市	784
島原市	169
諫早市	344
大村市	538
平戸市	60
松浦市	65

市名	所要額 (単位:百万円)
対馬市	37
壱岐市	86
五島市	122
西海市	108
雲仙市	153
南島原市	141
合 計	3, 847

全市合計 約 38.5 億円

(選定理由)

国の「こども未来戦略方針」において、これまで実施してきた幼児教育・保育の無償化に加え、支援が手薄になっている妊娠・出産期から2歳児までの支援強化が盛り込まれているが、保育料無償化の対象範囲の拡大については、関係府省と地方自治体による協議は進められていない。国の制度として無償化を実施するよう県に働きかけを求め、併せて、まずは長崎県と連携して県内の格差を是正するため、県独自の支援制度を要望する必要があることから選定するもの。

副市長会議での協議結果を受け、一部文言の表現について修正し、【現状・問題点】に県のこど も施策について文言を追加するもの(事務局)

○長崎県内各市の保育料負担軽減の取組み

【R6.7.1 現在】

第1子とし、第2子以降無料 - 保育料の階層別単価を国基準から平均25パーセント少ない金額に設定 - 副食賣の第2子目以降の無酸化を実施【令和2年4月1日~】 - 認可保育施設・認可外保育所における同時在園屋の、第2子以降の1歳児および2歳児に対する保育料画館とを実施【令和6年4月1日~】 - 認可保育施設・認可外保育所における同時企園屋の、第2子以降の児童にかかる保育料の完全無料化【令和元年10月~】 - 副食賣の無償化を実施【令和元年10月~】 - 副食賣の無償化を実施【令和元年10月~】 - 認可保育施設における同時在園屋の第2子保育料の無料化を実施【令和5年4月~】 - 認可保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和4年度4月~】 - 認可保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和4年度4月~】 - 認可保育施設における司時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和4年度4月~】 - 認可保育施設における3歳未満児保育料の第2子保育料の無料化を実施【令和4年度4月~】 - 部の保育施設における3歳未満児保育料の完全無料化を実施【令和5年4月~】 - ・ 部の保育を設定について、認可保育施設を利用した場合の同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和5年4月~】 - 市町村の認定を受けた児童について、認可保育施設を利用した場合の同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【字成27年4月~】 - 市町村の認定を受けた児童について、認可保育施設を利用した場合の同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【中元年10月~】 - 部可保育施設における子仕書の第2子保育経で、第3子以降の無料化を実施【令和5年4月~】 - 保育料を国基準(平成27年4月~】 - 保育料を国基準(平成27年4月~】 - 保育料を国本の経費と実施【令和5年4月~】 - 銀費の無償化を実施【令和5年4月~】 - 銀費の無償化を実施【令和5年4月~】 - 多子計算の範囲(年齢制限)を撤産【平成29年4月~】 - 副食費の金額補助【令和元年10月~】 - 同一世帯に保護者の監護下にある子とらが3人以上いる場合、第3子以降の子どもの利用料は、2人目は注解、3人目以降の保育料の無料に急用の基準は、2人目は半額、3人目以降の子どもの利用料は、2人目以上の場合と実施【令和元年10月~】 - 副食費の無償化を実施【や和2年4月~】 - 副食費の無償化を実施【や和2年4月~】 - 副食費の無償化を実施【平成28年4月~】 - 副食費の無償化を実施【平成28年4月~】 - 第2子以降の保育料の無料とを実施【平成28年4月~】 - 第2子以降の保育料の無料とを実施【平成28年4月~】 - 第2子以降の保育料の無料とを実施【平成28年4月~】 - 第2子以降の保育料の無料とを実施【平成28年4月~】 - 第2日以上の児童の生養社会よろ名工程か200円を24年4年4~1 - 国を損失の生産を生養よろ第2日との児育の生産性を実施【平成28年4月~】 - ・ 第2子以降の保育料の無償化を実施【平成28年4月~】 - ・ 第2子以降の保育料の無償化を実施【平成28年4月~】 - ・ 第2子以降の保育料の無償化を実施【平成28年4月~】 - ・ 第2子以降の保育料の無償化を実施【平成27年4月~】 - ・ 第2子以降の保育料の無償化を実施【平成27年4月~】 - ・ 第2日に対したいに、第2日に対したいに、第2日に対していたいに、第2日に対したいに、第2日に対したいに、第2日に対したいに、第2日に対したいに、第2日に対したいに、第2日に対していたいに、第2日に対したいに、第2日に対しに、第2日に対したいに、第2日に対したいに、第2日に対したいに、第2日に対したいに、第2日に対したいに、第2日に対したいに、第2日に対したいに、第2日に対したいに、第2日に対したいに、第2日に対したいに、第2日に対したいに、第2日に対したいに、第2日に対したいに、第2日に対しに、第2日に対したいに、第2日に対したいに、第2日に対しに、第2日に対したいに、第2日に対しに、第2日に対しに、第2日に対しに、第2日に対していいに、第2日に対しに、第2日に対しに、第2日に対しに、第2日に対しに、第2日に対しに、第2日に対しに、第2日に対しに、第2日に対しに、第2日に対しに、第2日に対しに、第2日に対しに、第2日に対しに、第2日に対しに、第2日に対しに、第2日に対しに、第2日に対しないに、第2日に対しないに、第2日に対しないに、第2日に対しないに、第2日に対しないに、第2日に対しないに、第2日に対しないに、第2日に対しないに、第2日に対しないに、第2日に、第2日に対しないに、第2日に、第2日に対しないに、第2日に対しないに、第2日に対しないに、第2日に対しないに、第2日に対しない		
無世保市	長崎市	に2人目以降無料 ・市民税所得割課税額97,000円未満の世帯について、最年長の子ども(概ね18歳まで)を
無原市 完全無料化【合和元年10月~】 ・副食費の無償化を実施【令和元年10月~】 ・認可保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和5年4月~】 ・認可保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和5年4月~】 ・認可保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和4年度4月~】 ・記可外保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和4年度4月~】 ・ 記可外保育施設における3歳未満児保育料の完全無料化を実施【令和5年4月~】 ・ 設可保育施設における3歳未満児保育料の完全無料化を実施【令和5年4月~】 ・ 必種園における3歳未満児保育料の完全無料化を実施【令和5年4月~】 ・ 必種園における未就園児の保育料及び認可外保育施設における3歳未満児保育料の無料化を実施【令和5年4月~】 ・ 作育料の無料化を実施【令和元年10月~】 ・ 認可保育施設における多子世帯が施設を利用した場合の同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和元年10月~】 ・ 認可保育施設における多子世帯が施設を利用する際の保育料について、満18歳以下の子どもが複数人いる多子世帯が施設を利用する際の保育料について、満18歳以下の子どもが複数人いる多子世帯が施設を利用する際の保育料について、満18歳以下の子どもが複数人の無料化を実施【中和元年10月~】 ・ 保育施設における多子世帯が施設を利用する際の保育料について、満18歳以下の子どもが複数人の場合は、第2子保育料を半額(市民税非課税世帯は無料)、第3子以降費の無料化を実施【中和5年4月~】 ・ 保育施設における多子世帯が第2子以降の保育料無償化を実施【令和5年4月~】 ・ 保育を国の際収基準額から22パーセント減額【平成17年4月~】 ・ 多子計算の範囲(年齢制限)を旅房【平成17年4月~】 ・ 多子計算の範囲(年齢制限)を旅房【平成29年4月~】 ・ 副食費の無間の「年齢制限」を旅屋「平成29年4月~】 ・ 同一世帯で、2人以上の子どもが保育所等を同時に利用している場合の利用料は、2人目以降は無料)・同一世帯で、2人以上の子ともが基準に関る大学、3人目以降が無料)・同一世帯に保護者の監護下にある子どもが3人以上いる場合、第3子以降の子どもの利用料は、無料(市独自の基準(合和元年10月~】	佐世保市	・副食費の第2子目以降の無償化を実施【令和2年4月1日~】 ・認可保育施設・認可外保育所における同時在園児の、第2子以降の1歳児および2歳児に
・認可保育施設における同時在國児の第2子保育料の無料化を実施【平成9年度~(平成9年当時は保育科経被事業として実施)】 ・認可外保育施設における同時在國児の第2子保育料の無料化を実施【令和4年度4月~】 ・新たに保育料引き下げ【令和6年4月~】 ・認可保育施設における3歳未満児保育料の完全無料化を実施【令和5年4月~】 ・幼稚園における未就園児の保育料及び認可外保育施設における3歳未満児保育料の無料化を実施【令和5年4月~】 ・幼稚園における未就園児の保育料及び認可外保育施設における3歳未満児保育料の無料化を実施【平成27年4月~】 ・保育料の無料化を実施【平成27年4月~】 ・保育料の無料化を実施【中成27年4月~】。保育料の無料化を実施【令和5年4月~】・保育料の無料化を実施【令和5年10月~】 ・認可保育施設における多子世帯が施設を利用した場合の同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【平成27年4月~】・保育料を国基準から平均30ペーセント減額・副食費の無償化を実施【令和5年4月~】・保育料を国基準から平均30ペーセント減額・副食費の無償化を実施【令和5年4月~】・多子計算(第1子、第2子等)の範囲を中学生までに拡大し、第3子以降を無料化。第2子については、第1子と同時在園の場合は無料、同時在園以外の場合は半額【平成27年4月~】・多子計算の範囲(年齢制限)を撤廃【平成29年4月~】・多子計算の範囲(年齢制限)を撤廃【平成29年4月~】・調食費の全額補助【令和元年10月~】 ・同一世帯で、2人以上の子どもが保育所等を同時に利用している場合の利用料は、2人目以降は無料(市独自の基準、国の基準は、2人目は半額、3人目以降が無料)・同世帯に保護者の監護下にある子どもが3人以上いる場合、第3子以降の子どもの利用料は、無料(市独自の基準、国の基準は所得制限あり)・副食費の無償化を実施【令和2年4月~】 ・副食費の無償化を実施【令和2年4月~】 ・副食費の無償化を実施【令和2年4月~】 ・調整理解と収容を持養する多子世帯の第2子以降の保育料の無償化を実施【平成24年4月間開始、平成31年度からきょうだい児の年齢制限を撤廃】	島原市	完全無料化【令和元年10月~】
大村市 年当時は保育料軽減事業として実施	諫早市	・認可保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和5年4月~】
平戸市	大村市	年当時は保育料軽減事業として実施)】 ・認可外保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和4年度4月~】
 ・本町の無料化を実施【平成27年4月~】 ・市町村の認定を受けた児童について、認可保育施設を利用した場合の同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和元年10月~】 ・認可保育施設における多子世帯が施設を利用する際の保育料について、満18歳以下の子どもが複数人いる場合は、第2子保育料を半額(市民税非課税世帯は無料)、第3子以降の無料化を実施【中成27年4月~】 ・保育料を国連準から平均30パーセント減額、副食費の無償化を実施【令和5年4月~】 ・副食費の一部助成を実施【令和5年4月~】 ・保育料を国の徴収基準額から22パーセント減額【平成17年4月~】 ・多子計算(第1子、第2子等)の範囲を中学生までに拡大し、第3子以降を無料化。第2子については、第1子と同時在園の場合は無料、同時在園以外の場合は半額【平成27年4月~】 ・多子計算の範囲(年齢制限)を撤廃【平成29年4月~】 ・副食費の全額補助【令和元年10月~】 ・同一世帯で、2人以上の子どもが保育所等を同時に利用している場合の利用料は、2人目以降は無料(市独自の基準。国の基準は、2人目は半額、3人目以降が無料)・同一世帯に保護者の監護下にある子どもが3人以上いる場合、第3子以降の子どもの利用料は、無料(市独自の基準。国の基準は所得制限あり)・副食費の無償化を実施【令和2年4月~】 ・前食費の無償化を実施【令和2年4月~】 ・割食費の無償化を実施【平成28年4月~】 ・副食費の無償化を実施【平成28年4月~】 ・副食費の無償化を実施【平成24年4月~】 ・国とり以上の児童を挟養する多子世帯の第2子以降の保育料の無償化を実施【平成24年4月開始、平成31年度からきようだい児の年齢制限を撤廃】 	平戸市	・幼稚園における未就園児の保育料及び認可外保育施設における3歳未満児保育料の無料化
が馬市 どもが複数人いる場合は、第2子保育料を半額(市民税非課税世帯は無料)、第3子以降の無料化を実施【平成27年4月~】 ・保育料を国基準から平均30パーセント減額 ・副食費の無償化を実施 ・保育施設(認可外含む)における各世帯の第2子以降の保育料無償化を実施【令和5年4月~】 ・副食費の一部助成を実施【令和5年4月~】 ・保育料を国の徴収基準額から22パーセント減額【平成17年4月~】・多子計算(第1子、第2子等)の範囲を中学生までに拡大し、第3子以降を無料化。第2子については、第1子と同時在園の場合は無料、同時在園以外の場合は半額【平成27年4月~】・多子計算の範囲(年齢制限)を撤廃【平成29年4月~】・多子計算の範囲(年齢制限)を撤廃【平成29年4月~】・副食費の全額補助【令和元年10月~】 ・同一世帯で、2人以上の子どもが保育所等を同時に利用している場合の利用料は、2人目以降は無料(市独自の基準。国の基準は、2人目は半額、3人目以降が無料)・同一世帯に保護者の監護下にある子どもが3人以上いる場合、第3子以降の子どもの利用料は、無料(市独自の基準。国の基準は所得制限あり)・副食費の無償化を実施【令和2年4月~】・第2子以降の保育料の無料化を実施【平成28年4月~】・副食費の無償化を実施【令和元年10月~】 ・国基準額より負担を軽減した保育料を設定・2人以上の児童を扶養する多子世帯の第2子以降の保育料の無償化を実施【平成24年4月の無償化を実施【平成24年4月~】・別分と収入の児童を扶養する多子世帯の第2子以降の保育料の無償化を実施【平成24年4月間始、平成31年度からきょうだい児の年齢制限を撤廃】	松浦市	料の無料化を実施【平成27年4月~】 ・市町村の認定を受けた児童について、認可保育施設を利用した場合の同時在園児の第2子
 ・副食費の一部助成を実施【令和5年4月~】 ・保育料を国の徴収基準額から22パーセント減額【平成17年4月~】 ・多子計算(第1子、第2子等)の範囲を中学生までに拡大し、第3子以降を無料化。第2子については、第1子と同時在園の場合は無料、同時在園以外の場合は半額【平成27年4月~】 ・多子計算の範囲(年齢制限)を撤廃【平成29年4月~】 ・副食費の全額補助【令和元年10月~】 ・同一世帯で、2人以上の子どもが保育所等を同時に利用している場合の利用料は、2人目以降は無料(市独自の基準。国の基準は、2人目は半額、3人目以降が無料)・同一世帯に保護者の監護下にある子どもが3人以上いる場合、第3子以降の子どもの利用料は、無料(市独自の基準。国の基準は所得制限あり)・副食費の無償化を実施【令和2年4月~】 ・副食費の無償化を実施【や和2年4月~】 ・・ 第2子以降の保育料の無料化を実施【平成28年4月~】 ・・ 副食費の無償化を実施【令和元年10月~】 ・・ 国基準額より負担を軽減した保育料を設定・2人以上の児童を扶養する多子世帯の第2子以降の保育料の無償化を実施【平成24年4月開始、平成31年度からきょうだい児の年齢制限を撤廃】 	対馬市	どもが複数人いる場合は、第2子保育料を半額(市民税非課税世帯は無料)、第3子以降の無料化を実施【平成27年4月~】 ・保育料を国基準から平均30パーセント減額
・多子計算(第1子、第2子等)の範囲を中学生までに拡大し、第3子以降を無料化。第2子については、第1子と同時在園の場合は無料、同時在園以外の場合は半額【平成27年4月~】 ・多子計算の範囲(年齢制限)を撤廃【平成29年4月~】 ・副食費の全額補助【令和元年10月~】 ・同一世帯で、2人以上の子どもが保育所等を同時に利用している場合の利用料は、2人目以降は無料(市独自の基準。国の基準は、2人目は半額、3人目以降が無料)・同一世帯に保護者の監護下にある子どもが3人以上いる場合、第3子以降の子どもの利用料は、無料(市独自の基準。国の基準は所得制限あり)・副食費の無償化を実施【令和2年4月~】 ・第2子以降の保育料の無料化を実施【平成28年4月~】 ・副食費の無償化を実施【令和元年10月~】 ・国基準額より負担を軽減した保育料を設定・2人以上の児童を扶養する多子世帯の第2子以降の保育料の無償化を実施【平成24年4月開始、平成31年度からきょうだい児の年齢制限を撤廃】	壱岐市	月~】
四海市 以降は無料(市独自の基準。国の基準は、2人目は半額、3人目以降が無料) ・同一世帯に保護者の監護下にある子どもが3人以上いる場合、第3子以降の子どもの利用料は、無料(市独自の基準。国の基準は所得制限あり) ・副食費の無償化を実施【令和2年4月~】 ・第2子以降の保育料の無料化を実施【平成28年4月~】 ・副食費の無償化を実施【令和元年10月~】 ・国基準額より負担を軽減した保育料を設定 ・2人以上の児童を扶養する多子世帯の第2子以降の保育料の無償化を実施【平成24年4月開始、平成31年度からきょうだい児の年齢制限を撤廃】	五島市	・多子計算(第1子、第2子等)の範囲を中学生までに拡大し、第3子以降を無料化。第2子については、第1子と同時在園の場合は無料、同時在園以外の場合は半額【平成27年4月~】 ・多子計算の範囲(年齢制限)を撤廃【平成29年4月~】
・副食費の無償化を実施【令和元年10月~】 ・国基準額より負担を軽減した保育料を設定 ・2人以上の児童を扶養する多子世帯の第2子以降の保育料の無償化を実施【平成24年4月開始、平成31年度からきょうだい児の年齢制限を撤廃】	西海市	以降は無料(市独自の基準。国の基準は、2人目は半額、3人目以降が無料) ・同一世帯に保護者の監護下にある子どもが3人以上いる場合、第3子以降の子どもの利用 料は、無料(市独自の基準。国の基準は所得制限あり)
南島原市 ・2人以上の児童を扶養する多子世帯の第2子以降の保育料の無償化を実施【平成24年4 月開始、平成31年度からきょうだい児の年齢制限を撤廃】	雲仙市	
	南島原市	・2人以上の児童を扶養する多子世帯の第2子以降の保育料の無償化を実施【平成24年4 月開始、平成31年度からきょうだい児の年齢制限を撤廃】

〔重点〕

提出市:大村市

3. 中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について

【提案・要望】

学校教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

中学校の教頭は、学校の要として、事務処理や対外的な対応、人的管理、教育課程の管理等を担っている。また、不登校児童生徒や問題行動関連の生徒指導、保護者への対応に時間を要し、勤務時間が増加するなど働き方改革に逆行している状況である。 さらに、高等学校の教頭と異なり、授業準備や成績処理などの教科指導を行わなければならず、教頭の業務負担軽減が喫緊の課題となっている。

ついては、中学校教頭を教科別現員数の定数外として配置すること。

【現状・問題点】

教頭は、日頃、学校の要として校内の連絡調整や教員への指導助言等の人的管理、 校舎の開錠や施錠を含め学校施設の管理を行っている。

また、「開かれた学校づくり」のもと、地域やPTA、外部機関の対応など対外的な役割も担っている。

そのような中、年々増加傾向にある不登校児童生徒や家庭でのトラブルを含む問題行動関連の生徒指導、特に保護者への対応等に時間を要しており、その結果、勤務時間外に事務処理や授業準備、成績処理等を行っている現状がある。

このように教頭の業務が、多忙化・多様化していることから、中学校教頭の教科別現員数の定数外配置が必要である。

(選定理由)

・文部科学省は令和6年度において、5,660人の教職員定数改善を行い、さらに定年引上げに伴う 4,331人の特例定員の定数改善を行うとしている。しかし、教頭が行う通常の授業に加え、生徒 指導や対外的な対応など業務負担は大きく未だ負担軽減の見通しは立っていない。県においても 義務標準法の定数内で教科定数から外した配置ができないか検討している段階であり、早期実現 に向けて働きかけていく必要があり、重点的に要望するもの。

提出市:長崎市

4. 学校給食費の無償化について

【提案・要望】

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであり、全ての子どもたちに対して国の責任において実施すべきであると考えることから、保護者が負担する学校給食費を無償とし、国の負担とするよう、引き続き国に働きかけるとともに、こと。

また、一部都県においては、すでに給食費無償化に取り組む自治体への助成を行っていることから、国が措置するまでの間、本県においても県内自治体の格差是正を図るためにも、国が学校給食費の無償化について措置するまでの間、県独自の支援制度を設け、県内自治体の格差を是正すること。

【現状・問題点】

学校給食は、各自治体において学校給食費を定め、保護者の負担により食材が賄われており、負担する額も自治体によりまちまちの状況である。

一部の市区町村においては、既に学校給食費を公費負担としている自治体もあるが、それぞれの自治体の財政状況に依存する。

各市において学校給食費の無償化を実施するためには、多額の財政負担を要することになる。

長崎県においても、人口減少による地域活力低下など、将来の不安や憂いを払拭し、 本県への誇りや未来への期待感を持ち、新しい長崎県を築いていきたいとの思いから 新しい長崎県づくりのビジョンとして、こども施策を基軸とした「未来大国」を策定 し、その実現に向けて取り組みを進めている。

県と市町においては、人口減少や少子高齢化など本県各自治体が抱える課題について共通認識・危機感はあるものの、県全体が一体となった取り組みには至っていないため、自治体ごとに対応が異なり、格差が生じている。

○令和6年度 長崎県内全市(13市)における学校給食費無償化の所要額見込み

(単位:百万円)

市名	小学校	中学校
長崎市	897	509
佐世保市	621	382
島原市	123	72
諫早市	362	252
大村市	345	200
平戸市	70	44
松浦市	50	33
対馬市	63	41
壱岐市	71	44
五島市	71	49
西海市	59	39
雲仙市	101	58
南島原市	94	57
全市合計	2, 927	1, 780

小中学校合計 約47.1億円

(選定理由)

学校給食法第2条に規定する「適切な栄養の摂取による健康の保持促進」や「我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解」などの目的を達成することは、我が国の子どもたちの健やかな発達を保障することであり、すなわち国の責務であると考える。

しかしながら、学校給食費は、学校給食法に基づく保護者負担として各自治体において額を定め、食材費等に充てられており、その額は自治体により差異がある。

また、一部の自治体においては、保護者の負担軽減の観点から学校給食費を公費負担に切り替えるところもある。

本来、子どもは地域によらず等しく平等であるべきであり、自治体間で差異があることは望ましくないことから、国による学校給食費の無償化について、首長や教育長による協議会などあらゆる機会を通じて引き続き要望していくべきである。しかし、国による制度設計の見通しが立たないことから、まずは長崎県と連携して県内の格差を是正するため、県独自の支援制度も求めていく必要があり、重点項目とするもの。

副市長会議での協議結果を受け、全国的な事例の追加及び一部文言の表現について修正し、【現状・問題点】に県のこども施策について文言を追加するもの(事務局)

○長崎県内各市の学校給食費負担軽減の取組み

【R6.7.1 現在】

長崎市	・R4年度(9月~3月)食材価格高騰分を公費負担 ※財源:国の臨時交付金・R5年度(4月~3月)食材価格高騰分を公費負担 ※財源:国の臨時交付金・R6年度(4月~3月)食材価格高騰分を公費負担 ※財源:国の臨時交付金
佐世保市	 R5年度 物価高騰による給食費の値上げ相当分を公費負担 R6年度 物価高騰による給食費の値上げ相当分を公費負担 R6年度より市立の中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の生徒の給食費を無償化
島原市	・R6年度 市内小中学校に通う児童生徒の保護者に対して物価高騰分の食材費を補助 ※給食費据え置き、財源:国の臨時交付金28,000,000円
諫早市	・R6.4~市立小・中学校に通う児童・生徒(生活保護世帯を除く)の学校給食費を無償化 ※財源:固定資産税の課税免除見直しの効果等による税収の伸び及び歳出の見直し
大村市	・物価高騰に伴う給食費の増額分については、保護者負担が生じないよう一般財源で補う
平戸市	・R5年度から給食費(月額小4,800円、中5,600円)を増額し、激変緩和措置を講じているR5年度:第1子目、第2子目は月額400円控除、第3子目以上は据置(月額小4,300円、中5,000円) R6年度:第1子目、第2子目は月額300円控除、第3子目は月額400円控除、第4子目以上は据置R7年度:第1子目、第2子目は月額200円控除、第3子目は月額300円控除、第4子目は月額400円控除、第5子目以上は据置R8年度:第1子目、第2子目は月額100円控除、第3子目は月額200円控除、第4子目は月額300円控除、第5子目以上月額400円控除 ※激変緩和措置は、R11年度までの措置で、R12年度から全児童生徒月額小4,800円、中5,600円の徴収となる。(R12年度までの間に、物価高騰等によりさらに増額の可能性あり)※財源:ふるさと納税を原資とした基金
松浦市	・物価高騰による給食費の値上げ相当分を支援し、献立にかかる栄養バランスや質の確保及び保護者の負担軽減を図る。 ※財源:子育て支援基金繰入金
対馬市	・小学生(1食当たり50円×1.08)中学生(1食当たり60円×1.08)の市単独基本物資補助金あり・地場産使用時の食材費補助として市単独補助金(年額1,300万円)あり
壱岐市	・R5年度から市内の小中学校の児童・生徒を対象に以下の助成を実施 小学校の給食費月額4,900円 市助成2,900円 保護者負担2,000円 中学校の給食費月額5,800円 市助成3,300円 保護者負担2,500円
五島市	
西海市	・H29年度から第3子以降の児童・生徒への学校給食費補助事業を実施 ※財源:一般財源と基金繰入金
雲仙市	・R6年4月から市内に住所を有する児童生徒の保護者への <mark>給食費の無償化・補助</mark> を実施 ※財源:ふるさと応援基金(一部)
南島原市	・学校給食費保護者負担軽減補助金(学校給食を喫食する第3子以降の無償化)※財源:一般財源・学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金(児童生徒の給食費の値上がり分の半額を補助)※財源:一般財源

県への提言



第1号議案

都市財政の拡充強化に関する提言

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう、引き続き国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 都市財政の充実強化について [継続1回]

- (1) 地方税財源の充実強化について
- ① 都市自治体が行う住民サービスに直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- ② 法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっていることから、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

また、地方税制の改正に際しては、地方自治体の意見を聞くとともに、減収分については、代替財源を確保するなど、地方自治体の歳入に影響を与えないようにすること。

なお、平成27年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例が創設され、寄附者の申告手続きの簡素化が図られているが、この措置において、国税からの控除分を地方自治体が負担する仕組みとなっていることから、速やかに改め、国において補填すること。

③ ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、関係市町村にとっては貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、引き続きその現行制度を堅持すること。

(資料 1-1 参照)

④ 固定資産税については、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、現行制度を堅持し、引き続きその安定的確保を図るとともに、新たな特例措置を設けないこと。

また、経済対策や各種政策的な措置は、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものであることから、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行わないこと。

(2) 一般財源の総額確保等について

① 国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による地方自治体間の財政力格差是 正と一定の行政水準を確保するために、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の 両機能を強化すること。

また、地方交付税総額の算出基礎となる令和<u>6</u>年度の地方財政計画について、 <u>定額減税による減収、こども・子育て政策の強化、給与改定等、</u>自治体の施設の 光熱費高騰への対応が確保されている。

深刻さを増す少子化への対応や足元の物価高対策、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応はもとより、デジタル田園都市国家構想・地方創生の実現、脱炭素化の推進、頻発する大規模な災害等への対応や強靭な国土づくり、持続可能な社会保障制度づくりなどの本来的な課題解消を十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確保・充実すること。

- ② 地方財政における巨額の財源不足及び借入金残高に対しては、国の責務として確実に財源保障をすべきであり、臨時財政対策債によることなく地方交付税の法定率の引上げなどにより所要額を確保すること。
- ③ 地方交付税の算定にあたっては、多くの離島や半島を抱えるという本県の特殊性を十分考慮したものとすること。

また、令和3年度の算定から令和2年の国勢調査人口が地方交付税に反映される こととなり、人口減少団体の交付税が急激に減少しないよう人口急減補正を行わ れているところであるが、継続的かつ急激な人口減少に直面している実態を踏ま え、制度の趣旨を鑑みて、更なる措置拡充をすること。

(3) 国庫補助負担金の見直し等について

- ① 国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、全国的に増加する社会資本の整備需要に対し、国の予算確保が十分にされていない状況が続いているが、地方では地方創生を推進するために都市基盤整備を進めており、今後とも財源が必要であることから、道路・公園・漁港、市街地再開発などの基盤整備を着実に実施するため、事業計画に計上されている所要の財源を確保すること。
- ② 国庫補助負担金の見直しや新制度の創設にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。
- ③ 国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の措

置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。

(4) 県単独補助金等の見直しについて

長崎県は、中期財政見通しを踏まえたさらなる収支改善対策の中で県単独補助金等の見直しを進めている。

一方、県内市町においては、厳しい財政状況の中、人口減少対策をはじめと した地方創生の取り組みを進めているところであり、長崎県の財政健全化を目 的として、一方的に補助金が削減されれば、住民生活に大きく影響し、その負 担が市町に転嫁されることにもなりかねない。

このようなことから、地域経済や住民生活に影響のある補助金の削減などは行わないこと。

(5) 国土強靱化の計画的かつ着実な推進について〔新規〕(島原市ほか全市)

国においては、令和3年度から7年度まで「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、防災インフラの整備や交通ネットワークの強化を図っているが、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」同対策の最終年度となる令和7年度の予算を十分に確保するとともに、対策期間終了後も、切れ目なく継続的かつ安定的にな取組みを推進するため、国土強靱化基本法の改正によって位置付けられた「国土強靱化実施中期計画」を令和6年の早期に策定し、その実現に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保することを国へ働きかけること。(島原市)

: (説明)

提言する(島原市ほか全市)

・本県は、前線に伴う集中豪雨や台風の常襲地帯に位置していることに加え、急峻な山地や 崖地が多く、全国で2番目に多い約3万6千箇所もの土砂災害警戒区域を抱えていること から、頻繁に洪水・浸水被害や土砂災害が発生している。また、令和6年能登半島地震の 教訓を踏まえると、多くの半島を抱え、高規格道路のミッシングリンクも存在する本県で は、大規模災害の発生時に人流・物流が寸断する危険性が高くなっている。

頻発化・激甚化する自然災害から県民の生命・財産・暮らしを守り、地域社会の機能を維持するために、5か年加速化対策の最終年度となる令和7年度の予算を十分に確保するとともに、5か年加速化対策期間の終了後においても、継続的かつ安定的に対策を推進するため、国土強靱化基本法の改正によって位置付けられた「国土強靱化実施中期計画」を令和6年の早期に策定し、その実現に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保することが大変重要であるため国へ働きかけていただくことをお願いするもの。(島原市)

2. 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について [継続3回]

浄化槽設置整備事業が生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するという

大きな目的を担っていることに鑑み、住民の要望に応えていくために、補助制度の維持・拡充を国に強く働きかけること。

また、浄化槽維持管理費に対する財政措置の制度を拡充するよう国に働きかけるとともに、県補助金に対する補正係数の減額措置について復元を行うこと。(佐世保市)

(資料 1-2 参照)

(説明)

賛同する(佐世保市ほか全市)

- ・浄化槽の維持管理費に対する国の財政支援制度が創設されたものの、当該事業における負担軽減の対象者は、浄化槽設置者の一部(65歳以上の2名以下の世帯)に限定されていることから、対象者の更なる拡充を行い、浄化槽の普及及び適正な維持管理の促進する必要があることから国への働きかけを求めるもの。(佐世保市)
- 3.公共下水道への財政措置の拡大について〔更新〕(西海市、長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、雲仙市、南島原市)
- (1)公共下水道事業への財源確保について

下水道は、公共用水域の水質保全や浸水の防除を担う、極めて公共性の高い社会資本であり、下水道事業を計画的かつ継続的に遂行するためには、多額の費用と財源が必要である。

特に、近年災害が激甚化・頻発化していることから、地震対策、浸水対策、老朽化対策は急務であるとともに、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化、施設の更新・維持管理費用の増大などにより経営環境は厳しさを増してきていることから、施設の広域化や維持管理の共同化等を進めることで、持続可能な事業環境を確保していく必要がある。

このような状況の中、下水道事業を計画的かつ継続的に進めていく ためには、国の安定した財政支援が不可欠であることから、現行の国 庫補助制度を堅持するとともに、防災・安全交付金等予算を十分に下水道事業を計画的、継続的に遂行するためには、多額の財源が必要であることから、財政的な支援を図るように要望する。特に、近年 災害が激甚化・頻発化していることから、地震対策、浸水対策、老朽 化対策等を重点的に支援するとしている防災・安全交付金予算を十分 かつ安定的に確保するよう、国に働きかけること。

(2) 下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国の社会資本整備総合交付金は未普及対策について基幹事業として下水道整備 推進重点化事業として支援するとされているが、接続率の向上は施設の適正な維 持管理を図る上で重要であるため、接続者に負担が生じている各戸排水設備の設 置等について、下水道整備が完了した自治体とともに併せて、財政支援措置と拡 充についてを重点的に支援するとされており、その効果促進事業では、各戸排水 設備の設置等についても加入促進事業への充当が可能とされているが、下水道整 備が完了している自治体においても交付金の活用ができるよう新たな交付金の創 設等、接続率の向上を図るための財政支援措置の拡充を講じるよう、国に働き かけること。

(資料 1-3 参照)

(3) 下水道事業に係る現行の国庫補助制度の堅持について

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会において、下水道事業に係る現 行の国庫補助制度について、水道事業の補助制度等を参考に見直しの議論がな され、平成29年12月22日、国土交通省から下水道事業に係る社会資本整備総 合交付金等の予算配分の考え方として、「アクションプランに基づく下水道未普 及対策事業」、「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」等の重点化の方針が示さ れた。

下水道は、公共用水域の水質保全や浸水の防除を受けもつ、極めて公共性の高い社会資本であることから下水道法においても明確に施設の設置そして改築に対して、国が地方公共団体に補助できるとされており、その国庫補助金は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されている。

また、平成5年度には下水道事業を含む公共事業に係る補助率等が閣議了解で恒久化されており、下水道事業を実施する地方公共団体は、恒久化された補助率の下での国庫補助制度を前提とし、下水道の管理運営を行っている。

こうした下水道の特性を鑑み、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、現行の国庫補助制度を堅持すること。→ (1) と統合(西海市)

(説明)

提言する(西海市、長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、 雲仙市、南島原市)

・地方では、人口減少や節水意識の高まりから下水道使用料収入が減少しており、限られた 職員数や財源での事業執行を強いられているため、施設の広域化や維持管理の共同化等を 進めていく必要がある。また、近年災害が激甚化・頻発化していることから、地震対策、 浸水対策、老朽化対策に係る改築・更新等も喫緊の課題となり、その対策には多額の事業 費が必要となっている。

下水道に接続することによる受益は接続者に限らず、生活環境の改善、浸水の防除及び公共用水域の水質保全等、市や県、国全体にも及ぶことから、下水道事業を計画的、継続的に遂行するために、地方公共団体及び市民の過度な負担とならないよう、現行の国庫補助制度の堅持とともに公共下水道への財政支援措置について国に働きかけを求めるもの。(西海市)

4. 廃棄物処理対策の強化について [継続2回]

- (1) 廃棄物処理施設等について
- ① 旧焼却施設は、老朽化が進むことにより倒壊や環境汚染の恐れが高まることから、早急な解体撤去が必要である。施設の解体撤去工事は多額の費用を要するが、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない工事は国の循環型社会形成推進交付金の対象とはならないことから、厳しい財政状況の中、市単独事業として実施が困難であるのが現状である。

今後、特に市町村合併により廃止した旧焼却施設の老朽化がさらに進むなど、環境汚染のリスクが高まることから、早急な解体撤去を行うことができるようにするため、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付金の対象とするよう国に働きかけること。また、県単独補助についても検討すること。併せて、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の財政措置を講じること。

② 多額の建設費用を要する一般廃棄物処理施設については、循環型社会形成推進交付金が事業費に応じた要望額どおり交付されなければ、厳しい財政状況の中、適正な廃棄物処理事業の遂行が困難になる可能性がある。また、施設建設に対する地元住民との合意を得た中で、財源の不足により施設建設の遅れなどが生じることになれば、信頼を損なう恐れがあり、それがひいては市民生活に影響を及ぼす懸念がある。

一般廃棄物処理施設の建設等を適切に進め、一般廃棄物処理事業の計画的な 実施が可能となるよう、予算確保を図り、循環型社会形成推進交付金制度の安 定化を図るよう国へ働きかけること。

(2)循環型社会の構築について

① 小型家電再資源化における地域間格差の是正について

小型家電リサイクル制度による市町村から認定事業者への引渡しにおいて、 全国的には有償で引き受ける事例が多い中、長崎県内特有の離島が多い等地理 的な条件や廃プラスチック等残渣の処理費用の高騰により希少金属等の売却を <u>上回る処理費用が生じる結果、逆有償での引渡しとなり、自治体の経済的負担</u>が生じ、小型家電リサイクルの促進に支障をきたしている。

ついては、同じ小型家電のリサイクルに際して、有償で引き取られる地域と の格差を是正するため、国又は製造者の責任による新たな補助制度等、逆有償 となる自治体に経済的な負担が生じることのないような制度を創設するよう国 に働きかけること。

② プラスチック資源の再商品化に対する支援制度の拡充について

プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る経費については、特別交付税措置を行ってもなお自治体の費用負担が過大となることから、更なる財政措置を講じるよう国に働きかけること。

③ 再商品化製品の利用促進について

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に対応したプラスチック資源のリサイクル等新たな品目のリサイクルや既存品目の資源化量の増加を図るうえで、処理費用が大きな支障となる。

処理費用は、処理後の再商品化製品の取引価格に左右され、再商品化製品の 需要が高まることで、処理費用の低減につながる。

ついては、再商品化製品を原料として新たな製品を製造する者に対して原料 の使用率の目標値を設定するなど、循環経済が成り立つ制度を構築し、再商品 化製品の利用を促進するよう国に働きかけること。

5. 海岸漂着物対策の財政支援措置について [廃案] (壱岐市ほか全市)

(1) 財政支援の継続について

海岸漂着物処理推進法第29条に規定する「離島地域の処理経費に対する特別の配慮を行う」に基づき、海岸漂着物処理については、補助率10分の10の全額国費により賄われていたが、平成27年度から実施されている「海岸漂着物等地域対策推進事業」では、漂流ごみ・海底ごみの回収処理について、新たに補助対象に加えられたものの、その補助率が引き下げられた。

よって、「海岸漂着物等地域対策推進事業」についても、従前の補助率10分 の10に戻し、全額国費による対応とするよう、国に働きかけること

(資料 1-4 参照)

<u>(2) 支援措置の拡充について</u>

海岸漂着物の効率的な処理を行うため、必要な処理施設の整備に対する支援措置の拡充を図るとともに、技術開発に関する支援措置を講じることを国に働きかけること。

65. 治水事業に対する財政措置等について [継続2回]

(1) 河川の定期的な除草及び浚渫について

国及び県が管理する河川については、河川内に土砂などが堆積し、草木が繁茂している現状があることから、通水阻害に対する住民の不安意識は高く、近年頻発している集中豪雨による河川氾濫や浸水被害が懸念されている。ついては、治水事業の一環として県管理河川の定期的な除草や浚渫を要請する。

(2) 治水事業に係る財政支援について

近年の頻発する集中豪雨による、河川氾濫や浸水被害が懸念されている中、国においては、令和6年度までの時限措置として、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川等に係る浚渫について、特例債を活用できる地方財政措置「緊急浚渫推進事業」を進めている。また、災害の発生や拡大防止を目的として実施している河川改修などの地方単独事業を対象とした「緊急自然災害防止対策事業」についても、令和7年度までの時限措置として進めている。

しかしながら、自治体が管理している準用河川や普通河川の箇所は多く、継続的に実施する必要がある。よって、県においては、治水事業全般に<u>対する自治</u>体への継続的な財政措置について国へ働きかけるよう要請する。

(資料 1-5 4 参照)

76. 地方バス路線維持対策について [継続4回]

(1)補助要件の緩和について

平成23年度からの国の改正補助制度では、大幅な補助要件の緩和がなされていることから、現在の県単独補助制度についても、県内の乗り合いバスの状況を踏まえつつ、キロ程10km以上、収益率20分の11の廃止等の補助要件の緩和に加え、年々厳しくなっている輸送量についての緩和も行うなど、必要に応じて制度の見直しを図り、より実効性のある制度となるよう対応すること。

また、収益率や輸送量が補助要件を下回った場合においては、国庫補助金の交付に準じ激変緩和を考慮して、実績に応じた段階的な補助を行うこと。

(2) 生活交通路線の維持・確保について

生活交通路線の維持・確保について、市が維持すべきと判断した路線について 地域の課題や運行の実態に即し、その運行費用について助成すること。

(3) 交通不便地区におけるコミュニティバス乗合タクシー等の運行に対する<u>支援措</u> 置について 地域にとって生活を支える基盤となる路線バスやコミュニティバス乗合タクシー等の維持を図るため、公共交通の維持確保に向け、支援<u>措置の拡充を図るとと</u>もに、国にも働きかけること。

(4) バス料金の低廉化について

バスの利用拡大及びバス事業者の経営改善のため、路線バスの運賃についても、 有人国境離島法の航路運賃の低廉化と同様にJR並み運賃となるように支援できる制度を構築するよう国に要望すること。

(5) 特定有人国境離島地域の赤字路線バスに対する補助の特例措置について

特定有人国境離島地域の赤字バス路線に対する補助について、地域公共交通確保維持改善事業における補助が受けられるよう特例措置の新設を国に要望すること。

(6) バス事業者の慢性的な運転手不足の解消について

人口減少や高齢化により、公共交通ネットワーク構築の必要性が高まっているが、 公共交通の担い手となる運転手不足が深刻化している。公共交通ネットワークの 維持、サービス低下を防ぐため、運転士の給与・労働条件の処遇改善や確保、育 成につながる新たな支援制度を構築すること。

(資料 1-6 5 参照)

87. 自然災害等対策事業に対する財源確保について [継続2回]

(1) 急傾斜地崩壊対策事業について

災害防止のため急傾斜地崩壊防止工事の実施、さらには、土砂災害防止法に基づく災害警戒区域等の指定と警戒避難体制づくりといったソフト面での対策も進めているが、危険箇所数が多いため、いまだ十分とはいえない状況にある。

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効果的に事業を進めることとされているが、近年の「局地化・集中化・激甚化」した気象状況に鑑み、急傾斜地崩壊対策事業の推進を図り、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るため、県においては、県下市町の逼迫した財政状況に配慮し、市町の地元負担率を低減すること。<u>また</u>、市事業の進捗に影響<u>の</u>ないよう、要望どおりの事業費を確保すること。

また、緊急自然災害防止対策事業債において、市町村<u>施工</u>分についても対象事業として拡充されているが、<u>令和7年度までの</u>期限付きである<u>ため、安定的な</u>財源確保の観点から、継続的な新たな制度確立を国へ働きかけること。

(資料 1-7 6 参照)

(2) 海岸保全施設などの整備・復旧について

本県は、多くの海岸線を抱えるという地理的条件により、台風等の自然災害により海岸保全施設への被害が頻発している。特に離島部及び海岸沿いの低地に居住する住民は、高潮や波浪による浸水被害に、日々不安を覚えながら生活している状況にある。

ついては、「安心して暮らせるまち」の実現は、最も基本的かつ優先して実現されるべき課題であるので、県において計画的に整備を進められているが、事業の 進捗を図るため、十分な事業費の確保と迅速な対策事業を実施すること。

98. 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について [継続2回]

(1)補助制度の柔軟な対応等について

地域公共交通確保維持事業の離島航路運営費等補助においては、事前算定方式による内定制度が採用されているが、事前算定時には計上されていなかった船舶の突発的な故障等、想定外の経費についても、補助の対象とするなど、各航路の実態に沿った柔軟な対応を行うよう国に働きかけること。

(2) 旅客運賃低廉化の対象拡大について

旅客運賃の低廉化については、有人国境離島法(有人国境離島地域の保全及び 特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法)の対象地域に 限らず全ての離島航路について JR 等本土交通機関を比較基準に見直し、支援制 度の拡充を図るよう国に働きかけること。

また、離島住民だけでなく、観光客など離島航路を利用するすべての者に運賃低廉化が適用されるよう制度の拡充を図ること。

(3) 貨物輸送運賃の低廉化について

本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化について、輸送コスト支援事業の対象品目を増やすなど支援制度の拡大を国に働きかけること。

また、本土から離島へ生活物資などを輸送する際にも、貨物輸送運賃が低廉化されるよう新たな支援制度の創設を国に働きかけること。

(4) 離島航路における海上高速交通体系の維持について

離島航路は人・物の流通手段として生活及び産業経済活動に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

特に、ジェットフォイルは、高速かつ大量輸送が可能で住民にとって必要不可欠な存在となっている。

県内の離島航路に就航しているジェットフォイルは、船齢がいずれも30年 以上経過しており、更新時期を迎えているが、導入当時に比べ建造費が大幅に 高騰しており、厳しい経営環境にある航路事業者の負担のみでジェットフォイルの更新を行うことは困難な状況にある。

ジェットフォイルの建造については、重要性をご理解いただき、建造が促進されるよう、改正離島振興法に基づき、高速度で安定的に航行することができるものその他の船舶の新造及び更新にかかる支援制度の創設を含めた航路事業者の負担軽減対策を早急に講じること。

(5) 有事における離島航路の維持について

本土と離島を結ぶ基幹航路は、島民の暮らしにおいての命綱であり、観光事業など島の経済活動にも必要不可欠なものであることから、今般の新型コロナウイルス感染症の経験を活かし、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の基幹航路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

(資料 1-8 7 参照)

109. 離島航空路線の維持について [継続6回]

交流人口の拡大を目指し、航空路線を有効活用するため、壱岐空港においては、大型機材の就航が可能となる滑走路の延長、対馬空港においては、平成30年10月まで就航していたジェット機の代替機が離着陸できる滑走路距離を確保するため整備を早急に実施すること。福江空港においては、就航率アップのためグライドパス及び滑走路視距離観測装置の整備を実施すること。

併せて、滑走路端安全区域 (RESA) の性能を満足させるための対策を早急に実施すること。

また、本土と離島を結ぶ航空路は、島民にとっての命綱であり、市民生活はもちろんのこと、島の経済に多大な影響のある観光事業を始め、様々な経済活動に必要不可欠なものであることから、今般の新型コロナウイルス感染症に限らず、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の航空路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。(壱岐市)

(資料 1-9 8 参照)

(説明)

賛同する(対馬市、五島市)

・福江空港は、天候不良などによる欠航が年間約200便あるため、グライドパス及び滑走 路視距離装置を整備することで、欠航に対しての気象条件が緩和される。(壱岐市)

1110. 半島航路の維持・確保について [継続2回]

県においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について、国

への働きかけと併せて積極的な措置を講じるよう強く要請する。

(1) 価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

陸上交通と同等の経費水準への運賃割引等の取組に対する財政支援制度の創設 や、船舶建造費・改修費への助成による航路運賃の低廉化などを実施すること。

(2) 船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施

省エネ化に資する改造等に対する更なる支援や、運航に要する船舶整備等に対する支援制度の創設又は運航欠損額に対する支援制度適用への支援などを実施すること。

- (3) 貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実 モーダルシフトの取り組みに対する支援など、施策の充実を図ること。
- (4) 燃油価格高騰の影響を受けている船舶事業者に対する公的支援の実施 燃油価格や物価高騰により運航コストが増大している船舶事業者に対し、事業継続を図るため公的支援を実施すること。

(資料 1-10 9 参照)

12. 国指定・選定の文化財の保存等に係る財政支援について [廃案] (平戸 市ほか全市)

国指定・選定の文化財について、万全の保護を実行するため、保存修理・整備や 防災事業に対する国の助成措置を受けた事業に対し、長崎県の「指定文化財補助金」 の制度に沿って、市町等への補助金の交付を確実に行って頂きたい。

なお、県から令和3年10月に単年度総事業費が1億円以上で起債を伴う事業に おいて、国庫補助残のうち交付税措置相当額を除いた額(いわゆる真水部分)に対 し県費補助を行う通知が出されたが、これは県の当年度での現金支出が減額する一 方で、市町の地方債借入額が増加することになることから、従来の支給方法による 交付を継続すること。

その場合においても、単年度事業費で2億円を超える部分を県費補助の対象外と している取扱いを改めること。

また、文化財の本質的価値を踏まえて活用し、地域の活性化や交流人口の拡大に つなげるため、国の助成措置を受けた文化財の公開活用事業を支援することができ るよう、長崎県の「指定文化財補助金」の制度を見直すこと。

さらに、国指定・選定の文化財保存・活用に係る国庫補助事業 (ハード事業) の 地方負担については、一般補助施設整備等事業債の対象とされ、元利償還金に対す る交付税措置が平成30年度より拡充されているが、更なる一般財源の負担軽減の ため、国に対し地方債充当率及び交付税措置の嵩上げを実現するよう働きかけること。

特に、平成27年に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」や平成30年に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産は、長崎の宝であるばかりでなく世界の宝となっていることから、その保全に関しては、優先的に財源を確保するなどの財政支援措置を講じること。

(説明)

提言しない(平戸市ほか全市)

・議題に対する県の回答を見ても、真摯に対応しているものと判断でき、今後は、県の会議等 の機会において対応できると判断し、今回の議題提出については見送るもの。 (平戸市)

1311. 市街地再開発事業に対する財政支援措置について [継続 5 回]

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、老朽建築物の建替えにより大震火災等の災害の抑制につながり、都市の再生にあたり非常に効果の高い取り組みである。一方で、事業推進のためには財政負担も非常に大きく予算措置に苦慮しているため、安全で快適な生活環境の実現、都市活力の維持・向上及び県全体の経済浮揚の観点から、必要な財源の確保を国に働きかけるとともに、県においては、事業の採択要件・補助の対象・補助金の算定方法等について、国の要綱に準じた取扱いを行い、地方自治体負担分については県・市同額とすること。

1412. 空き家対策への支援について [継続 4 回]

各市町では国の空き家再生等推進事業及び空き家対策総合支援事業を活用し、老朽した危険な空き家の除却に要する経費の一部に国と市・町とで補助を行っているところであり、各市町において増え続ける空き家の除却等に一定の成果を得ております。

また、空き家の除却は、治安の低下や犯罪の誘発、防災機能の低下、雑草繁茂や 衛生害虫の発生といった公衆衛生の低下、景観の悪化や地域イメージの低下などの、 外部不経済の解消につながり、また、都市のスポンジ化が進む地域において、市場 への流通促進にも反映されることが予想されるため、長崎県地域住宅計画における 良好な住環境の形成等を推進する有効な住宅施策でもあります。

人口減少等により、今後も空き家の増加が予想される中、今まで以上に県からの 支援と協力が不可欠なものになってくるため、空家等対策の推進に関する特別措置 法第二十九条に「国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助等、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする」と規定されていることから県補助制度を創設すること。

1513. 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について [継続2回]

平成28年4月の熊本地震を教訓とし、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の本庁舎や総合支所等については、早期に建替えを実施する必要がある。

しかしながら、新庁舎や総合支所等の整備は、財政負担が大きく、また、 市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必要とする。 ついては、大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る恒久的 な財政支援制度を新たに創設するよう国に働きかけること。

1614. ふるさと納税に係る返礼品について [継続4回]

平成31年4月の地方税法改正に伴うふるさと納税制度に関する規制の中で、寄 附額に占める経費率5割以下と定められた。この経費率には、返礼品の送料も含め ることとされているが、関東からの寄附が半数を占める現状の中で、地方と関東近 県とでは送料に大きな差がある。このことから、当該送料に関しては経費率の対象 から除外するよう国に働きかけること。

1715. 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について

[更新](松浦市、長崎市、佐世保市、諫早市、平戸市、五島市、西海市、雲仙市、壱岐市、対馬市) 災害の激甚化・多発化により、避難所開設においては、より多くの避難所確保が 求められている。また、地域の防災活動では行政のみならず、地域住民全体の取り 組みによる自主防災組織の役割が重要となっている。避難所開設においては、ウイルス等の感染症発生により、3密を避けるために分散避難が重要となり、より多くの避難所確保が求められている。

従来の公設避難所での受け入れには限界がきているため加え、地区所有の自治公民館など民間施設を自主防災組織の運営により避難所として活用できるように、避難所としての安全性確保に向けた施設の改修費用に対する補助制度を創設すること。(松浦市)

(説明)

提言する(松浦市、長崎市、佐世保市、諫早市、平戸市、五島市、西海市、雲仙市、壱岐市、対馬市)

・災害の頻発化により避難先の確保が重要だが、避難者が大幅に増加した場合においては、 避難所確保が充分でない状況にある。民間所有の自治公民館は有効な避難先になり得るが、 設備の補強など改修が必要な施設が多く、その財源確保に苦慮している。迅速な施設改修 を実施し住民の安全・安心な避難の実現を図るためには、県による補助制度の創設が必要 である。(松浦市)

1816. 犯罪被害者等支援の充実について [更新] (長崎市、佐世保市、島原市)

犯罪被害者等の支援については、犯罪被害者等基本法により国及び地方公共団体の責務が定められ、県内各全市においては、犯罪被害者等支援条例のが制定されている。やこの条例に基づき、犯罪被害者等に対する見舞金制度の取組みが進められている支給されることになるが、家賃助成金の給付、及び転居費用助成の給付制度を設けている市もあり、その取組みには自治体間で差異が生じている。

現在、長崎県においては、犯罪被害者等に対する直接的な経済的支援はないが、 県内のどこにいても同じ支援が受けられるためには、県による支援が必要不可欠で あることから、見舞金等の支給にかかる財政的支援及び支援体制の整備や従事する 人材の育成など実効性を確保するための支援を行うこと。(長崎市)

(説明)

提言する(長崎市、佐世保市、島原市)

・長崎市のみ家賃助成金の給付及び転居費用助成の給付を行っている状況を反映した修正を行う もの。(長崎市)

1917. ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について [継続 5 回]

ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政が一丸となった取組みが 求められている中で、再生可能エネルギー導入拡大をはじめとする各分野の脱炭素 社会の実現には、複数年にわたり「まちづくり」として一体的に実施する必要があ る。

脱炭素社会の実現に向けた取組みを継続的かつ着実に推進できるよう、次の事項 について国に強く働きかけること。

(1) 既存の補助制度は、単年度ごとに補助対象が見直しとなり、複数年度にわたる長期的な計画を立て機動的に取り組むことが困難となっている。また、脱炭素先行地域では複数年にわたる継続的、包括的な支援がなされる仕組みがあるが、ゼロカーボンシティ宣言を行った自治体が1,000以上ある中では選定数が限られている。

このことから、省エネルギーの更なる推進や再生可能エネルギーの導入・拡大など、地域の特性や実情に応じた脱炭素地域づくりに取り組む自治体を多年度にわたり安定的に支援できるよう、総合的な財政支援の拡充を図ること。

- (2) 地方財政計画において、各自治体が実施する脱炭素化に係る財政需要を適切に見込み、全ての自治体が脱炭素化に向けた取組みを着実に行うことができるよう、必要な一般財源を確保すること。
- (3) 地域の脱炭素化の推進については、地域の現状、特性を踏まえた政策立案が必要であり、専門的知見を有する人材の確保・育成が課題となっている。令和4年度より地方創生人材支援制度においてグリーン専門人材の派遣が行われているが、これは主にマッチング支援であり自治体側の費用負担も大きいことから、国において地域の特性に応じたきめ細やかな対応を行う相談窓口の設置や、更なる人材育成支援の充実を図ること。

県内各市の償却資産(機械及び装置)とゴルフ場利用税交付金の現状

(単位:千円)

	団 体 名		償却資産(機械及び装置)	置) ※税額試算(1.4%)	ゴルフ場利	用税交付金
			令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
長	崎	市	1,777,376	1,988,955	52,377	54,158
佐	世	果 市	1,231,341	1,233,852	42,054	40,403
島	原	市	204,018	199,534	0	0
諫	早	市	2,917,126	3,999,583	39,486	39,336
大	村	市	907,586	1,447,165	21,186	20,237
平	戸	市	212,137	213,752	0	0
松	浦	市	178,997	176,925	0	0
対	馬	市	284,362	308,153	0	0
壱	岐	市	153,469	159,176	2,236	2,134
五	島	市	366,315	355,445	4,905	4,497
西	海	市	346,103	337,696	29,622	31,018
雲	仙	市	248,298	241,524	11,154	10,276
南	島原	京 市	160,774	173,263	7,315	7,606
	県内13市の1	合計	8,987,902	10,835,023	210,335	209,665

[※]償却資産(機械及び装置)の、「税額試算」は令和4年度及び令和5年度の概要調書上の価格(課税標準額:県より)に1.4%を乗じたものである。 また、償却資産(機械及び装置)については、大臣・知事配分を合算している。

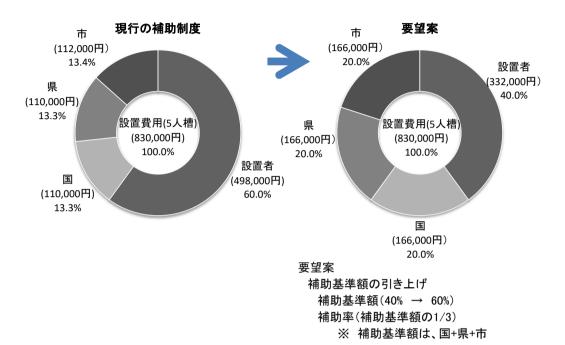
令和5年度 長崎県内(13市)における浄化槽基数等

	浄化槽基数(R6.3.31現在)									令和5年度実績	
市名	住马	宅用途(基	数)	住宅月	用途以外(基数)		合計		国庫補助	国庫補助 対象経費
		合併	みなし		合併	みなし		合併	みなし	基数	(千円)
長崎市	2,761	2,441	320	459	322	137	3,220	2,763	457	16	5,856
佐世保市	13,517	10,310	3,207	1,994	1,075	919	15,511	11,385	4,126	184	81,512
島原市	7,052	6,277	775	1,179	955	224	8,231	7,232	999	434	301,925
諫早市	7,350	6,941	409	940	679	261	8,290	7,620	670	117	58,998
大村市	1,240	1,207	33	245	195	50	1,485	1,402	83	11	4,842
平戸市	3,729	3,091	638	665	415	250	4,394	3,506	888	75	32,376
松浦市	1,564	1,428	136	353	224	129	1,917	1,652	265	30	7,400
対馬市	2,029	1,839	190	323	107	216	2,352	1,946	406	33	19,209
壱岐市	2,614	2,494	120	343	275	68	2,957	2,769	188	60	16,502
五島市	9,009	7,496	1,513	1,004	491	513	10,013	7,987	2,026	244	145,186
西海市	2,526	2,445	81	640	517	123	3,166	2,962	204	21	7,518
雲仙市	3,518	3,251	267	541	390	151	4,059	3,641	418	100	55,503
南島原市	5,758	4,890	868	60	43	17	5,818	4,933	885	134	87,858
合計	62,667	54,110	8,557	8,746	5,688	3,058	71,413	59,798	11,615	1,459	824,685

○浄化槽設置整備事業の補助制度概要

現行の補助制度

区分	設置費用	設置者	玉	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	60.0%	13.3%	13.3%	13.4%	40.0%
5人槽	830,000 円	498,000 円	110,000 円	110,000 円	112,000 円	332,000 円
6~7人槽	1,035,000 円	621,000 円	138,000 円	138,000 円	138,000 円	414,000 円
8~10人槽	1,370,000 円	822,000 円	182,000 円	182,000 円	184,000 円	548,000 円



〇【参考】1世帯当たりの浄化槽維持管理経費(佐世保市の場合)

(単位:円)

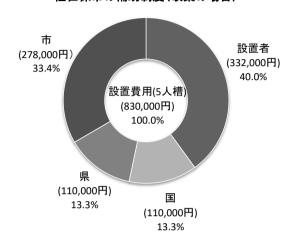
\\\—\(\mathrea{\pi}\)							
	保守点検		法定検査		維持管理経費合計		
人槽		保守点検	清掃	^帚 1年目	2年目以降	()は下水道(使用料との差
			144		2年日以降	1年目	2年目以降
5人槽	16,800	21,900	10,000	5,000	48,700 (27,838)	43,700 (22,838)	
7人槽	16,700	24,400	10,000	5,000	51,100 (30,238)	46,100 (25,238)	
10人槽	24,000	35,000	10,000	5,000	69,000 (48,138)	64,000 (43,138)	

- ※1世帯当たりの平均下水道使用料(R5年度)···年間約20,862円 水道局営業課業務係確認
- ※維持管理費については、R5年度の維持管理委託契約書からの平均値
- ※法定検査料改訂(平成28年4月1日) 5~10人槽(1年目 10,000円 2年目以降 5,000円)

【参考】佐世保市の補助制度(申請者居住住宅 改築の場合)

区分	設置費用	設置者	玉	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	40.0%	13.3%	13.3%	33.4%	60.0%
5人槽	830,000 円	332,000 円	110,000 円	110,000 円	278,000 円	498,000 円
6~7人槽	1,035,000 円	414,000 円	138,000 円	138,000 円	345,000 円	621,000 円
8~10人槽	1,370,000 円	548,000 円	182,000 円	182,000 円	458,000 円	822,000 円

佐世保市の補助制度(改築の場合)



佐世保市浄化槽設置補助金額(国+県+市)

(単位:千円)

通常	申請者原	居住住宅	申請者居住住宅以外					
人槽区分	改築	新築	改築	新築				
5人槽	498	374	249	187				
6~7人槽	621	466	311	233				
8~50人槽	822	617	411	309				

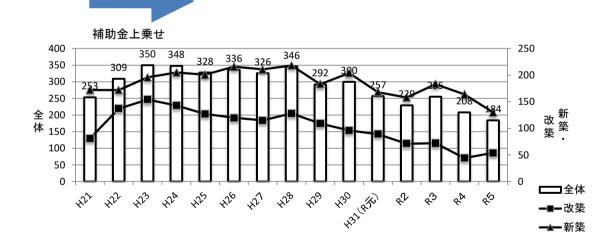
(単位:千円)

高度	申請者周	居住住宅	申請者居住住宅以外		
人槽区分	改築	新築	改築	新築	
5人槽	526	402	263	201	
6~7人槽	669	514	335	257	
8~50人槽	859	654	430	327	

◎平成22年度から補助金を上乗せした結果

(単位:基)

結果	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(R元)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
補助基数	253	309	350	348	328	336	326	346	292	300	257	229	255	208	184
うち改築	81	137	154	143	201	120	115	128	109	96	89	71	72	44	54
うち新築	172	172	196	205	127	216	211	218	183	204	168	158	183	164	130



公共下水道事業概要(R5.3.31現在)

項目	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
(1) 行政区域内人口(人)(A)	398,747	237,686	42,765	134,380	98,120	28,910	21,182	27,854	24,578	34,542	25,620	41,447	42,178
(2) 下水道処理区域内人口(人)(D)	376,668	144,093	計画廃止	90,774	88,603	未着手	5,194	未着手	3,390	計画廃止	3,323	13,713	5,536
(3) 水洗便所設置済人口(人)(E)	366,521	133,604		77,811	87,023		3,915		1,949		2,341	9,159	3,549
(4) 全体計画面積(ha)(H)	6,914	4,211		3,437	2,933		424		188		136	611	225
(5) 普及率													
ア 下水道普及率 D/A×100(%)	94.5	60.6		67.6	90.3		24.5		13.8		13.0	33.1	13.1
イ 接続率 E/D×100(%)	97.3	92.7		85.7	98.2		75.4		57.5		70.4	66.8	64.1
(6) 総事業費(千円)(J)	345,916,112	139,007,064		104,512,783	81,450,358		8,769,278		6,676,716		8,716,942	22,122,044	13,764,945
同上財源													
ア 国庫補助金(千円)	113,614,067	52,758,536		34,302,212	29,709,695		3,642,508		2,946,650		3,926,739	9,506,939	5,889,991
イ 企業債(千円)	183,927,953	72,055,340		52,446,366	41,585,859		4,168,500		3,053,000		3,997,483	9,968,500	5,655,400
ウ 受益者負担金(千円)	4,284,772	3,938,019		5,058,942	2,720,979		123,962		90,673		77,837	153,993	172,943
エ その他(千円)	44,089,320	10,255,169		12,705,263	7,433,825		834,308		586,393		714,883	2,492,612	2,046,611
同上のうち使途内訳													
ア 管きょ費(千円)	202,945,368	91,066,017		73,201,621	56,053,450		6,965,612		4,206,514		6,327,069	13,963,192	7,167,606
イ ポンプ場費(千円)	20,611,519	5,886,630		4,194,642	4,652,232				203,423			921,397	1,616,012
ウ 処理場費(千円)	107,529,734	40,080,037		20,954,061	20,135,868		1,770,801		2,248,079		2,389,873	6,808,854	3,907,577
工 流域下水道建設費負担金(千円)				4,553,412	285,099								
オ その他(千円)	14,829,491	1,974,380		1,609,047	323,709		32,865		18,700			428,601	1,073,750
(7) 補助対象事業費(千円)(K)	213,463,314	0		68,647,231	54,254,996		6,909,769		6,641,316		7,926,689	17,962,151	11,612,705
(8) 補対率K/J×100(%)	61.7	0.0		65.7	66.6		78.8		99.5		90.9	81.2	84.4
(9) 下水管布設延長(km)	1,845	707		539	518		48		43		46	177	72
(10) 終末処理場数(ヶ所)	11	4		5	1		1		2		2	4	2
(11) 計画処理能力(㎡/日)(L)	145,700	101,500		35,680	51,600		6,100		2,740		3,500	10,550	2,700

[※]算定根拠:令和4年度決算統計(令和5年3月31日)

資料1-4

◎各市における浚渫事業の現状

+	件	数	事業費(千円)			
市	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度		
長崎市	12	3	5, 187	682		
佐世保市	7	11	37, 678	48, 460		
島原市	1	1	18, 000	69, 000		
諫早市	42	40	79, 362	75, 837		
大村市	7	11	120, 000	73, 000		
平戸市	5	4	4, 138	10, 000		
松浦市	4	6	712	2, 143		
対馬市	26	27	9, 009	7, 971		
壱岐市	4	1	9, 089	3, 122		
五島市	8	5	24, 813	25, 540		
西海市	3	1	9, 718	10, 839		
雲仙市	1	4	5, 113	21, 899		
南島原市	27	24	171, 452	129, 772		
計	147	138	494,271	478,265		

[※]各市実績調査結果による。

令和5年度 地方バス路線維持対策に関する自治体補助実績一覧

1. 乗合バス事業者に対する補助

No.	市	国庫補助路線に関する補助		県単補助	路線に関する補助	市単独補助路線に関する補助		
IVU.	נוי	路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)	
1	長崎市	8	0	0	0	10	103,395,863	
2	佐世保市	2	22,153,000	0	0	6	25,516,000	
3	島原市	0	0	1	1,121,000	14	17,897,000	
4	諫早市	6	57,788,000	0	0	62	267,729,000	
5	大村市	2	5,082,000	0	0	13	109,461,000	
6	平戸市	3	59,276,000	0	0	3	34,135,000	
7	松浦市	2	36,661,000	0	0	11	74,988,000	
8	対馬市	3	60,003,536	2	4,629,799	26	95,837,218	
9	壱岐市	0	0	1	2,045,000	30	74,965,000	
10	五島市	3	19,041,459	0	0	25	76,387,541	
11	西海市	1	4,337,661	0	0	9	84,569,339	
12	雲仙市	1	699,000	0	0	20	33,662,000	
13	南島原市	0	0	1	5,836,000	22	36,459,000	
	合計		265,041,656		13,631,799		1,035,001,961	

2. 地域内フィーダー系統確保維持事業

No.	市	車両数	市補助額(円)
1	長崎市	31	27,745,114
2	佐世保市	2	4,208,186
3	島原市	0	0
4	諫早市	0	0
5	大村市	0	0
6	平戸市	0	0
7	松浦市	7	29,993,911
8	対馬市	5	1,930,448
9	壱岐市	0	0
10	五島市	1	3,921,584
11	西海市	0	0
12	雲仙市	0	0
13	南島原市	0	0
	合計	46	67,799,243

急傾斜地崩壊対策事業 市別箇所数一覧表

		令和4年度事業 実施箇所数	県営•県	. 費補助	令和5年度事業 実施箇所数	県営·県費補助	
1	長崎市	36	県営	27	33	県営	26
'	这幅引门	30	県費補助	9	33	県費補助	7
2	/ ##/	75	県営	44	1 79 ⊦	県営	46
	佐世保市 	73	県費補助	31		県費補助	33
3	諫早市	7	県営	1	8	県営	1
3	₩ <u>+</u> III	,	県費補助	6		県費補助	7
4	大村市	0	県営	0		県営	0
4	נוי ניזיא	0	県費補助	0	U	県費補助	0
5	島原市	0	県営	0	0	県営	0
5	西冰川		県費補助	0		県費補助	0
6	松浦市	0	県営	0	0	県営	0
0			県費補助	0		県費補助	0
7	対馬市	3	県営	3	3	県営	3
/			県費補助	0		県費補助	0
8	 壱岐市	5	県営	4	5	県営	4
0	它吸巾		県費補助	1		県費補助	1
9	五島市	0	県営	0	1	県営	1
9			県費補助	0		県費補助	0
10		1	県営	0	0	県営	0
10	ナンロ	平戸市 1	県費補助	1	U	県費補助	0
11	本包旧古	0	県営	0	0	県営	0
11	南島原市	lı O	県費補助	0		県費補助	0
12	電仙古	0	県営	0	+	県営	0
12	雲仙市		県費補助	0		県費補助	0
13	西海市	2	県営	1	2	県営	1
13	四本미		県費補助	1	2	県費補助	1
合計		120	県営	36	131	県営	36
		計 129		18	101	県費補助	16

国内のジェットフォイル(22隻)

【川崎重工製】



KJ01 929-117 つばさ

建告: 1989年3月 運航: 佐渡汽船



KJ06 929-117 ロケット3

建造: 1990年7月

運航: 種子屋久高速船/コスモライン



KJ11 929-117 レインボージェット

建造: 1991年6月

保有: 隠岐広域連合 運航:隠岐汽船



KJ02 929-117 S.I. 友

建造: 1989年6月 運航: 東海汽船



KJ07 929-117 ペがさす2

建造: 1990年10月 運航: 九州商船



KJ12 929-117 トッピー2

建造: 1992年4月

運航: 種子屋久高速船/いわさき



KJ03 929-117 ビートル三世

KJ08 929-117 ビートル二世

建造: 1989年9月 運航: JR九州高速船

建造: 1991年2月

運航: JR九州高速船



KJ04 929-117 ペがさす

建告: 1990年3月 運航: 九州商船



建告: 1990年4月 運航: JR九州高速船



KJ09 929-117 ヴィーナス

建造: 1991年3月 運航: 九州郵船



KJ14 929-117 **S.I. 大漁**

建造: 1994年6月 運航: 東海汽船



KJ10 929-117 すいせい

建造: 1991年4月 運航: 佐渡汽船



KJ15 929-117 ロケット

建造: 1994年6月

運航: 種子屋久高速船/コスモライン



KJ16 929-117 S.I. 結

建造: 2020年6月 運航: 東海汽船

【ボーイング製】



建造: 1978年6月 運航: 種子屋久高深船/いわさき 運航: 佐渡汽船



BJ15 929-115 ぎんが

建造: 1979年11月



KJ13 929-117 トッピー3

運航: 種子屋久高速船/いわさき

建造: 1995年3月

BJ17 929-115 S.I. 愛

建造: 1980年8月 運航: 東海汽船



BJ19 929-115 S.I. II

建造: 1981年2月 川崎重工神戸工場にて上架中



BJ23 929-115 ロケット2

建造: 1984年6月 運航: 種子屋久高速船/コスモ



BJ25 929-117 ヴィーナス2

建造: 1985年4月 運航: 九州郵船

ジェットフォイルの就航状況

(2020年8月 現在)

川崎重工業建造ジェットフォイル

トッピー3

ロケット

(13)

(14)

(15)

種子屋久高速船

種子屋久高速船

東海汽船

東海汽船

ボーイング社建造ジェットフォイル

NO.(KJ)	オペレーター	船名	引渡		<u>ボーイン:</u>	グ社建造ジェットフェ	オイル
	在渡汽船 JR九州高速船 九州商船 JR九州高速船 九州商船 JR九州高速船 租子屋久高速船 九州商产路船 九州郵船 佐渡汽船 飯岐汽船 種子展久高速船	施正 つばさ セブンアイランド友 ビートル三世 ペがさす ビートル ロケット 3 ペがさす 2 ビートル二世 ヴィーナス すいせい レインボージェット トッピー2	1989 / 04 / 26 2013 / 03 / 14 2001 / 03 / 21 1990 / 03 / 06 1998 / 04 / 02 2006 / 04 / 18 1997 / 02 / 01 1991 / 03 / 25 1991 / 04 / 14 1991 / 04 / 28 2014 / 01 / 07 1992 / 04 / 29	NO.(B) 11 15 17 19 23 26	オペレーター 種子屋久高速船 佐渡汽船 東海汽船 川重神戸工場にて上架 種子屋久高速船 九州郵船	<u>船名</u> トッピー7 ぎんが セブンアイランド愛	引渡 2003/12月 1986/01月 2002/04月 2020/08月 2005/04月 2000/12月

1995 / 04 / 29

2004 / 10 / 15

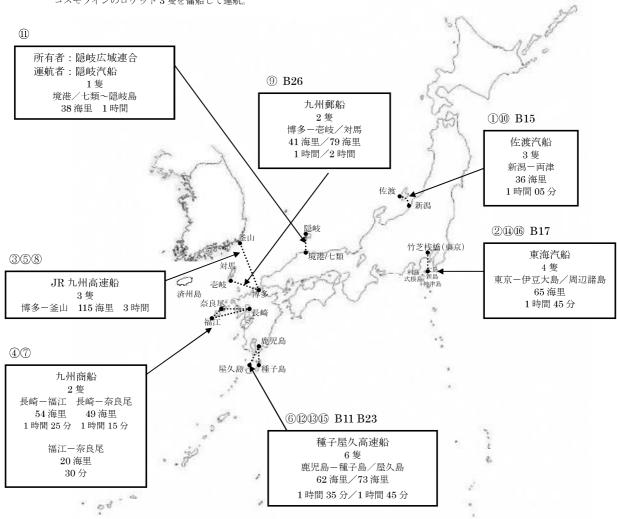
2020 / 06 / 30

◎ 船主名上の丸番号は川崎重工業建造ジェットフォイル番号を、 B××はボーイング社ジェットフォイル番号を示す。

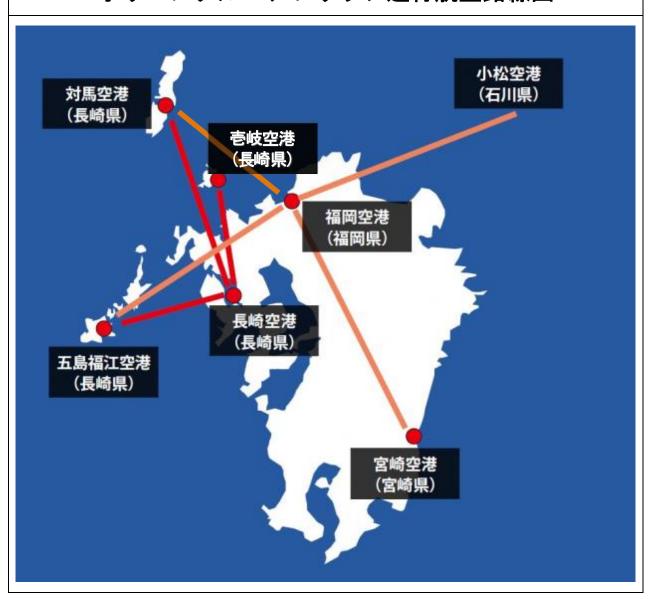
【注】種子屋久高速船はいわさきコーポレーションのトッピー3 隻及び コスモラインのロケット3隻を傭船して運航。

セブンアイランド結

セブンアイランド大漁 2014 / 12 / 25



オリエンタルエアブリッジ運行航空路線図

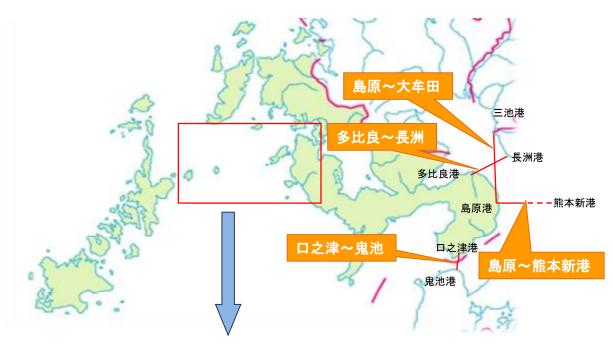


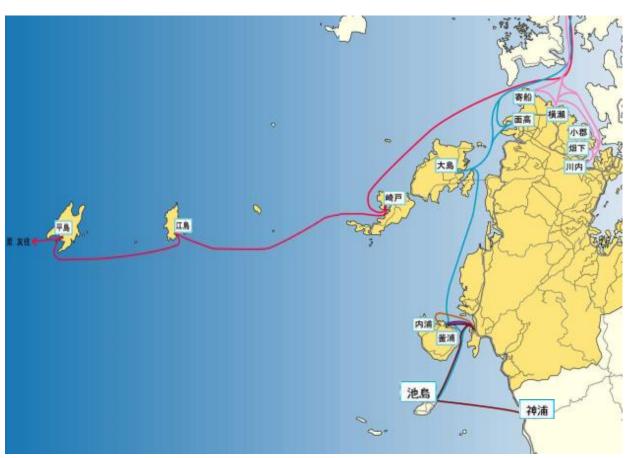
航空路線の機体整備による欠航の状況

年度	対馬-長崎	対馬-福岡	壱岐-長崎	五島-長崎	五島-福岡	福岡一宮崎	福岡一小松	計
H27	5	_	2	1	5	_	_	1 3
H28	4	_	1	8	5	_	_	18
H29	1 1	_	7	1 2	2	2		3 4
H30	1 8	_	6	6	5	6	2	4 3
R1	1 6		7	1 0	4	2	2	4 1
R2	4	2	1 0	1 2	3	5	5	4 1
R3	8	1	1 1	1 4	4	3	3	4 4
R4	9	5	0	1	8	2	2	2 7
R5	6	3	7	5	2	5	1	2 9

資料1-9

半島航路の維持・確保について





第2号議案

国民健康保険制度に関する提言

国民健康保険制度の健全かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な 措置を講じるよう強く要請する。

1. 国民健康保険制度について [更新] (島原市ほか全市)

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、県においては、制度改正 に伴う臨時的財政負担等への支援が可能となるよう、新たな財政措置を 講じること。

また、被保険者の相互扶助により成り立つ国民健康保険制度の本質を念頭におくとともに、都道府県単位化における県の役割である市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化の推進を踏まえ、「長崎県市町国保連携会議」や「作業部会」において引き続き、市町と制度の広域化等に向けた協議をすすめること。また、協議においては、市町の意見を十分反映すること。

さらに、国に対しては、法改正により国の責任が明確になったことから、国民健康保険制度の安定化に向けて、引き続き財政支援について強く要請すること。(島原市)

(説明)

提言する (島原市ほか全市)

・平成30年度からの県単位化に伴い県が財政主体となったことにより、今後における安定的な国保財政運営のため、臨時的財政負担等の県の支援を求める必要があるとともに、県及び市町で構成された連携会議等での協議・調整を継続し、保険料水準の統一等の課題解決を図る中で市町の意見を十分に反映してもらうよう要望するもの。

また、同様に国に対しても引き続き財政支援等を強く要請する必要があるため。(島原市)

第3号議案

地域医療保健の充実強化に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 地域医療提供体制の確保について [継続1回]

(1) 医師確保対策等について

全国的に医師や、看護師・助産師等の医療従事者が不足し、地域間や診療科目間で偏在している実態を踏まえ、医学部入学者の定員増や各種養成機関の充実、 労働環境の改善を図るための支援策及び財政措置を講じること。

本県の離島、へき地や半島などでは、大変厳しい医師不足が生じている。特に 二次離島などの過疎地域においては、医療体制についての不安が増しており、島 内のみで、住民にとって必要な医療を提供することは、既に限界にきていると言 っても過言ではない。その結果、島外の病院への入・通院を余儀なくされ、高齢 化した住民の不安と経済的負担が大きくなっている。

安心で安定的な医療サービスを提供するためには、離島等への医師や看護師等の勤務の誘導策などが早急に必要であり、県においては、これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じるよう国に働きかけること。

また、新専門医制度については、医師偏在を助長することがないよう検証を行うとともに必要な措置を講じるよう国に働きかけること。

(資料 3-1 参照)

(2) 長崎県離島医師確保補助金等について

県においては、「長崎県離島・へき地医療支援センター」を設置し、県職員として採用した医師を常勤医師として派遣するなど、離島医師確保対策を進めているが、県の事業である「長崎県離島医師確保補助金」について、平成20年度に補助上限額が引き下げられていたが、令和2年度において更に引き下げとなっている。

また、二次救急医療体制を担う病院群輪番制病院における医療提供体制整備等のための「医療提供体制推進事業費補助金」についても、減額が行われている状況である。

ついては、離島及びへき地や半島地域における医師確保対策及び地域医療提供体制を確保することの重要性を認識し、適正な補助額の確保を図ること。

(3) 医師養成・派遣システムの充実について

県において実施している「医師養成・派遣システム」の充実や、長崎大学の「国境を越えた地域医療支援機構」への支援強化を図ること。

(4) 啓発事業の実施について

重篤患者の措置の遅延や、勤務医の過重な疲弊を招かないよう、県民が安易に 救急部門を受診することなく、自らの症例に応じた適正な医療機関の選択・利用 を図るための啓発事業を実施すること。併せて休日・時間外の医療相談体制の充 実を図ること。

(5) 自治体病院・診療所への支援について

自治体病院・診療所が安定的に質の高い医療を提供することができるよう、地域の実情に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるよう国に働きかけること。

また、地域医療構想に係る取組みの推進については、地域住民の不安や医療 現場の混乱を招かぬよう慎重かつ丁寧に行うとともに、地方の取組みに対する 必要な支援を行うこと。

特に、自治体病院が有床診療所化した場合においても、運営が成り立つように 診療報酬や医師確保等の対策を講じるとともに、地方交付税所要額を確保するよ う国に働きかけること。

(6) 医師派遣体制の整備について

長崎県病院企業団については、医師確保による医療水準の維持向上を目的としていることから、県においては、引き続き養成医の配置を行い、併せて医師派遣体制の整備に努めること。

(7) 看護職員に対する支援体制の整備について

県においては、看護職員の計画的な育成、確保、定着及び資質向上が図られるよう、育成機関の充実や育児休暇後の円滑な職場復帰等、労働環境の整備など適切な措置を講じるよう努めること。

(8) 医療計画における基準病床数算定について

医療計画における基準病床数は、国で定めた全国一律の基準により算定されているが、その算定にあたっては、地域の実情、特に、県外流出入院患者数が多いという離島・山間地域における特殊事情が十分に反映されていないことなどの理由から、既存病床数が基準病床数を上回る結果となり、今後の病院整備計画にも支障をきたし、地域医療の充実が図れない状況である。

よって、医療計画の策定者である県においては、離島振興法第10条第8項の 規定も踏まえたうえで、離島・山間地域における医療の特殊事情をはじめとする 地域の実情を考慮して基準病床数の算定方法の見直しを図ること。

(9) 感染症対策について

新型コロナウイルス感染症<u>に関するこれまでの取組を踏まえ、新興・再興感染</u>症などの重大な健康被害が想定されるような感染症への対応について、迅速かつ的確に対応するために、県が主導的役割を果たすこと。

2. がんとの共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について [継続3回]

がん患者に対するアピアランスケアについては、国において診療連携拠点病院等との連携による相談支援体制の充実や情報提供等が進められてきているが、がん患者がかつらや乳房補正整具等のケア用品を購入する際の費用助成についても、国において支援措置を講じるよう国に働きかけること。

また、県において、県内で助成を実施する市に対する支援措置を講じること。(長 崎市)

(説明)

・誤字を訂正するもの。(長崎市)

資料3-1

従業地別医師数·施設数

医梅圈区八叫	1.0	医師数 (実数)	人口10万人対率	内医療施設従業	施設数			
医療圏区分別	人口			地別医師数	病院	一般診療所	有床	無床
長崎医療圏	493,061	2,232	452.7	2,096	53	615	71	544
佐世保北医療圏	299,971	1,285	428.4	779	34	268	58	210
県央医療圏	263,449	870	330.2	842	32	249	51	198
県南医療圏	122,776	260	211.8	249	17	106	30	76
五島医療圏	33,233	83	249.8	80	4	39	7	32
上五島医療圏	18,872	40	212.0	38	1	21	1	20
壱岐医療圏	23,938	51	213.1	48	5	16	0	16
対馬医療圏	27,271	57	209.0	55	2	34	1	33
長崎県合計	1,282,571	4,878	380.3	4,187	148	1,348	219	1,129
全国		339,623	269.2					

[※]厚生労働省医療統計(R4.10.1)より抜粋

[※]医師数(実数)には、その他の職業に従事する者及び無職の者も含む

第4号議案

子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言

だれもが地域の一員としてともに生きる社会の実現を図るため、安心して子どもを産み育てる環境づくりをはじめとする福祉施策の充実強化に関し、国の責任において次の事項について特段の措置を講じるよう国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 子ども・子育て施策の充実強化について [継続3回]

(1)子ども福祉医療費制度について

各都道府県の要綱等に基づき実施している子ども福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。この制度は少子化対策として、子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、住んでいる自治体によって制度格差が生じないように、全国一律の制度として創設するよう国へ働きかけること。

また、県内各自治体における子ども福祉医療については、県において令和5年度から高校生世代への助成が行われることとなったが、全市町が単独で実施している小・中学生についても助成を行うこと。

(2) 妊産婦医療費助成制度の創設について

だれもが安心して妊娠し出産できる環境づくりを国が責任をもって行うこととし、妊産婦への医療費の助成について国の制度として創設するよう国へ働きかけること。

(3) 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について

放課後児童クラブの量の確保及び質の向上の推進を図るため、次の事項について、早急に措置を講じるよう国への働きかけを強く要請する。

- ① 父母がいない児童、母子・父子家庭児童及び低所得世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。
- ② 小規模なクラブへの支援の拡充を行うこと。
- ③ 借家で運営しているクラブへの賃借料の助成について、子ども・子育て支援新制度以降に新設したクラブのみが補助対象となっているが、新制度開始前から 運営していた既存クラブについても補助制度の対象とすること。

(4) 保育料の完全無償化について

保育料における全国的な動きとして、国による幼児教育・保育無償化の対象外となる子育で家庭の経済的負担の軽減を図るため、各自治体が独自に「完全無償化」や「第2子以降の無償化」等に取り組んでいる事例があり、他県では県内統一して「第2子以降の無償化」に取り組む事例も見受けられるが、本来、こどもを産み育てる環境は、地域によらず平等であるべきであり、自治体間によって差異があることは望ましくないため、全国一律の制度として実施するよう、国に働きかけるとともに、こと。

また、国が保育料の完全無償化について<mark>措置するまでの間、県内自治体の格差</mark> 是正を図るためにも県独自の支援制度を設け、県内自治体の格差を是正すること。 (長崎市)

(説明)

賛同する(佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、五島市、西海市)

- ・少子化の進行に歯止めがかからない中、保育料の「完全無償化」や「第2子以降の無償化」など独自の子育て支援策を打ち出す自治体もあり、他県では、「第2子以降の保育料」を無料(県と市が半額ずつ負担)とし、多子世帯の経済的負担軽減を図るための県独自の取り組みを実施するなど、負担のあり方そのものに差異が生じる事態となっている。
- ・子育て世代の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境の充実を図ることは、少子化対策として有効な施策と考えられるため、保育料の無償化を、国において全国一律の制度として実施するよう国への働きかけを要望するとともに、県においても、国が措置するまでの間、県内自治体の格差是正を図るためにも、県独自の支援制度を設けるよう要望するもの。(長崎市)
- ・副市長会議での協議結果を受け、一部文言の表現について修正するもの(事務局)

第5号議案

介護保険制度等に関する提言

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について、国に対して積極的に検討を加えるよう強く働きかけること。

1. 第1号被保険者の保険料について (更新) (諫早市ほか全市)

第1号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。(諫早市)

(資料 5-1 参照)

(説明)

提言する(諫早市ほか全市)

・少子高齢化の進展は、今後も給付費の増加とそれを支える現役世代の減少をもたらす。現 行の負担割合のままでは保険料の上昇は避けられず、第1号被保険者の負担能力を超えた 保険料となることや保険料未納者の増加が懸念されるなど、介護保険財政の持続的かつ安 定的な運営に支障をきたす恐れがある。国の責任において、財源構成を含め財政的な対策 を講じ、第1号被保険者の負担がこれ以上過重とならないように引き続き提案するもの。 (諫早市)

2. 介護従事者の人材確保について (更新) (長崎市ほか全市)

人口減少、少子高齢化の進展により、生産年齢人口の減少と介護ニーズが高い後期高齢者数の増加が見込まれるが、介護の現場においてでは慢性的な介護従事者の不足が問題になっている中、人口減少や高齢化が急速に進行しており、人材不足による介護サービス提供体制の確保への影響やサービスの質の低下やサービス提供体制の確保への影響が懸念されていることから、介護従事者の人材確保、育成及び定着と一層の処遇改善につながる対策に加えて、介護ロボット・ICTの導入による負担軽減、外国人材の受入れ及び申請手続の簡素化などの支援を引き続き確実に実施すること。(長崎市)

(説明)

提言する(長崎市ほか全市)

・介護サービスを支える人材は慢性的に不足しており、勤続3年未満の離職者が全体の6割を占め、介護サービス事業を運営する上で良質な人材の確保が難しい状況にある。また、長崎県では令和7年度以降75歳以上の後期高齢者数がピークを迎えることとなり、介護ニーズも高まってくることが想定されるが、介護従事者は令和8年度の推計値で1,470人の不足が見込まれる。

このような中、令和6年度介護報酬改定では、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行

いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、プラス1.59%の改定率となったものの、生産年齢人口の減少により人材不足はさらに深刻になると見込まれており、人材の確保、育成及び定着は引き続き厳しい状況が見込まれることから、より一層の処遇改善につながる対策を講じるとともに、介護ロボット・ICTの導入による負担軽減、外国人材の受入れ及び申請手続の簡素化などに係る支援についても確実に実施するよう提案するもの。(長崎市)

資料5-1

長崎県内の介護保険料基準額の状況

(単位:円)

	第8期 (R3~R5)	段階数	第9期 (R6~R8)	段階数	改定率
長崎市	6,800	10	6,800	13	0.0 %
佐世保市	5,822	9	5,817	13	△ 0.1 %
諫早市	5,970	9	5,970	13	0.0 %
大村市	5,800	9	5,800	13	0.0 %
平戸市	5,875	9	5,508	13	△ 6.2 %
松浦市	5,700	11	5,500	13	△ 3.5 %
対馬市	6,400	10	6,500	14	1.6 %
壱岐市	6,490	9	6,490	13	0.0 %
五島市	6,660	9	6,780	13	1.8 %
西海市	5,925	9	5,925	13	0.0 %
島原地域広域市町村圏組合	6,500	9	6,300	13	△ 3.1 %
平均	6,177	_	6,126	_	△ 0.8 %

第6号議案は欠番(県への提言がないため)

第7号議案

九州新幹線等の整備促進に関する提言

九州新幹線等の整備を促進することにより、県内の経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料 7-1 参照)

1. 九州新幹線西九州ルートの着実な整備について [継続1回]

九州新幹線西九州ルートに関しては、武雄温泉~長崎間が令和4年9月23日に開業を迎えたものの、新鳥栖~武雄温泉間については、未だに整備方針が決定していない。著しい人口減少が課題になっている各市にとって、全国の新幹線ネットワークとつながり交流人口を拡大させることは非常に重要であり、その実現には全線をフル規格で整備する必要があると考えるため、次の事項について国に強く働きかけること。

- (1) 国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという事情 を考慮して地方負担や並行在来線等、想定される課題の解決に向けた方策を示 すこと。
- (2) 新鳥栖〜武雄温泉間が早期着工できるよう、関係者の理解を得て早急に環境影響評価に着手すること。
- (3) 西九州新幹線(武雄温泉・長崎間)の開業を機に、沿線各市が取り組むまちづくりに関する各種公共事業及び県全体へ新幹線開業効果を波及させるための 官民が行う取組への支援拡充を行うこと。

2. 県下幹線鉄道の整備改善について [継続1回]

九州新幹線西九州ルートの整備に際しては、JR佐世保線を新幹線鉄道直通線 同等のものと位置付け、長崎県において平成4年11月に示された「九州新幹線(長 崎ルート)等の整備に関する基本的考え方」を踏まえた佐世保線及び大村線の輸 送改善のため、国及び沿線自治体並びにJR九州との積極的な協議・調整を行い、 次の事項の実現に努めること。

- (1) 西九州ルートの全線フル規格を要望されていくうえで、佐世保~武雄温泉間 を含めた並行在来線問題についても、一体的なものとして取り扱うこと。
- (2)長崎市〜福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときは、これまでの歴史的背景を踏まえ、佐世保市から運行時間が短縮できる西九州ル

- ートへの直通運行を視野に入れた、佐世保線の輸送改善方策を推進すること。
- (<u>3</u>) 西九州新幹線の開業効果を県内全域に波及させるため、長崎県下の都市を結 ぶ大村線の表定速度改善など輸送力の強化を図ること。
- (<u>4</u>) 佐世保線及び大村線について、通勤、通学などの需要を鑑みた、普通列車の 運行確保を行うこと。

3. 地域鉄道に対する支援策の充実について [継続1回]

鉄道輸送の安全確保のためには、車両を含めた一体的な鉄道施設の整備が必要 不可欠であるが、地域鉄道関連の国庫補助について予算が確保できず、要綱に基づ く確実な補助が受けられない状況となっている。

また、地域鉄道においては、慢性的な運転士不足により、ダイヤ削減が行われるなど、運行の維持が難しい状況に陥っている。

施設整備の補助制度においては、社会資本整備総合交付金の基幹事業として「地域公共交通再構築事業」が創設されたところであるが、引き続き、車両検査を含めた鉄道施設の整備に対し必要な予算を確保されるともに鉄道運転士不足の解消に向け、次の事項の実現について国へ働きかけること。

- (1) 国の要綱に定める補助率上限での補助交付
- (2) 地域鉄道支援に関する国庫補助事業の補助率嵩上げ
- (3) 施設整備費用の地方負担に係る財源措置の拡充
- (4) 鉄道運転士不足に対応した支援措置等の創設



暫定開業時の博多~長崎間の所要時間

最速 1 時間 20分(従来の「特急かもめ」最速 1 時間 50分より 30分短縮)

【国土交通省試算】

第8号議案

高速道路網等の整備促進に関する提言

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料 8-1 参照)

1. 道路網の整備について「継続1回〕

- (1) 高規格道路の整備について
- ① 西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、 本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を 講じること。

- ア 松浦佐々道路(松浦 I Cから佐々 I C)の早期供用開始に向けた事業促進
- イ 佐世保道路(佐々ICから佐世保大塔IC)の4車線化の供用開始に向けた 事業促進
- ウ 武雄佐世保道路(佐世保大塔ICから武雄南IC)の4車線化の早期着工

② 島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早IC間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

- ア 島原市出平町から有明町間の早期供用に向けた事業促進
- イ 島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期供用に向けた事業促進
- ウ 雲仙市瑞穂町から吾妻町の早期供用に向けた事業促進
- エ 諫早市森山町から小野町間の早期供用に向けた事業促進
- オ 諫早市小野町から長野町の調査検討
- ③ 島原天草長島連絡道路(深江町~口ノ津港間)の早期事業化
- ④ 西彼杵道路、長崎南北幹線道路の整備促進

本路線は、<u>長崎県新広域道路交通計画</u>に位置付けられ、長崎市と佐世保市を約 1 時間で結び、西彼杵半島地域の自立的発展、さらには長崎県の発展に不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 西彼杵道路の整備促進

- (ア) 西海市西彼町平山郷から西海市西彼町白似田郷間の事業促進
- (イ) 残る調査中区間の事業化
- イ 長崎南北幹線道路の整備促進
 - (ア) 長崎市茂里町から長崎市滑石2丁目間の事業促進
 - (イ) 残る調査中区間の事業化
- ウ アクセス道路(主要地方道長崎畝刈線(長崎市滑石2丁目~時津 町野田郷間))の事業促進
- ⑤ 長崎南環状線(新戸町~江川町工区)の早期完成
- 56 有明海沿岸道路(諫早市~鹿島市間)の調査検討
- ⑥⑦ 東彼杵道路(佐世保市∼東彼杵町)の早期事業化 (有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討)
- (78) 島原半島西回り道路 (雲仙市~南島原市) の調査検討
- (2) 幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動に寄与するとともに、交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

- ① 一般国道205号の早期整備 針尾バイパス4車線化(江上交差点からハウステンボス入口交差点)の整備促進
- ② 長崎南環状線 (新戸町~江川町工区) の早期完成 (1)へ移動
- ②② 一般国道57号の早期整備
 - ア 一般国道 5 7 号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備
 - イ 一般国道 5 7 号愛野町から小浜町までの現道改良による機能強化安全対策の 促進及び富津防災事業の整備促進並びに愛野・小浜バイパスの調査検討
- ④③ 一般国道34号の早期整備
 - ア 大村諫早拡幅の整備促進
 - イ 大村拡幅の早期完成
 - ウ 諫早北バイパスの4車線化の早期事業化
 - エ 新大工・馬町交差点改良事業の早期完成
- 54 一般国道207号の早期整備

- ア 佐瀬拡幅の早期整備
- イ 佐瀬拡幅の延伸(多良見町佐瀬地区から長与町岡郷間)
- ウ 東長田拡幅の早期整備
- ⑥⑤ 一般県道諫早外環状線(都市計画道路破籠井鷲崎線)の早期事業化
 - ア 一般国道207号長田バイパス交差部から一般国道34号
- ⑦⑥ 一般国道202号福田(仮称)バイパスの早期事業化
- ❸7 一般国道499号(栄上工区)の早期完成
- ●8 一般国道382号の整備促進
- ●9 一般国道384号の整備促進
- ●●● 一般国道389号(雲仙市多比良港~南島原市口ノ津港間)の整備促進
- ₩Ⅲ 主要地方道佐世保日野松浦線([仮称] 椋呂路トンネル)の早期事業化
- 43/12 主要地方道野母崎宿線の整備促進
- 44.13 主要地方道厳原・豆酘・美津島線及び上対馬豊玉線の整備促進
- 毎年 主要地方道福江富江線の整備促進
- (大亀矢代工区)の早期整備 主要地方道小浜北有馬線(大亀矢代工区)の早期整備

(3) 架橋の実現について

架橋は、離島や半島の地域の経済・文化の発展、さらには、医療・教育の向上 等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

- ① 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進
- ② 嫦娥三島大橋と原島大橋架橋の実現
- ③ 松島架橋の早期実現
- ④ 大村湾横断道路構想の推進

(資料 8-2 参照)

2. 地方における無電柱化事業の促進について [継続 5 回]

無電柱化事業においては、これまで歩道が広い幹線道路などを中心に整備が進められてきたが、近年の社会情勢の変化により、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成等を図る上でも事業の必要性はより一層増加している。

さらには、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に、電柱倒壊による道路閉塞のリスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化が重点的に取り組むべき対策として盛り込まれた。また、令和3年5月には、無電柱化を一層推進するための新たな「無電柱化推進計画」が策定されている。

しかしながら、無電柱化事業の主な整備手法である電線類地中化は、事業コストが高く道路管理者及び電線管理者の財政負担も大きく、事業期間が長期にわたるなど、円滑な事業進捗に支障をきたしている。

また、地方においては、歩道が無く、狭小な道路が多く存在しており、地上機器の設置スペースなどの技術的な課題の解決が必要不可欠となっている。

このようなことから、国家的な重要プロジェクトである無電柱化を着実に推進するため無電柱化の推進を国家的重要プロジェクトに位置付け、関係予算を確保するとともに、無電柱化に係る技術的進歩を促し、地方の負担を軽減しながら無電柱化を促進するための総合的かつ積極的支援に取り組むよう国に要請すること。(平 戸市)

(説明)

賛同する(長崎市、佐世保市、島原市、雲仙市)

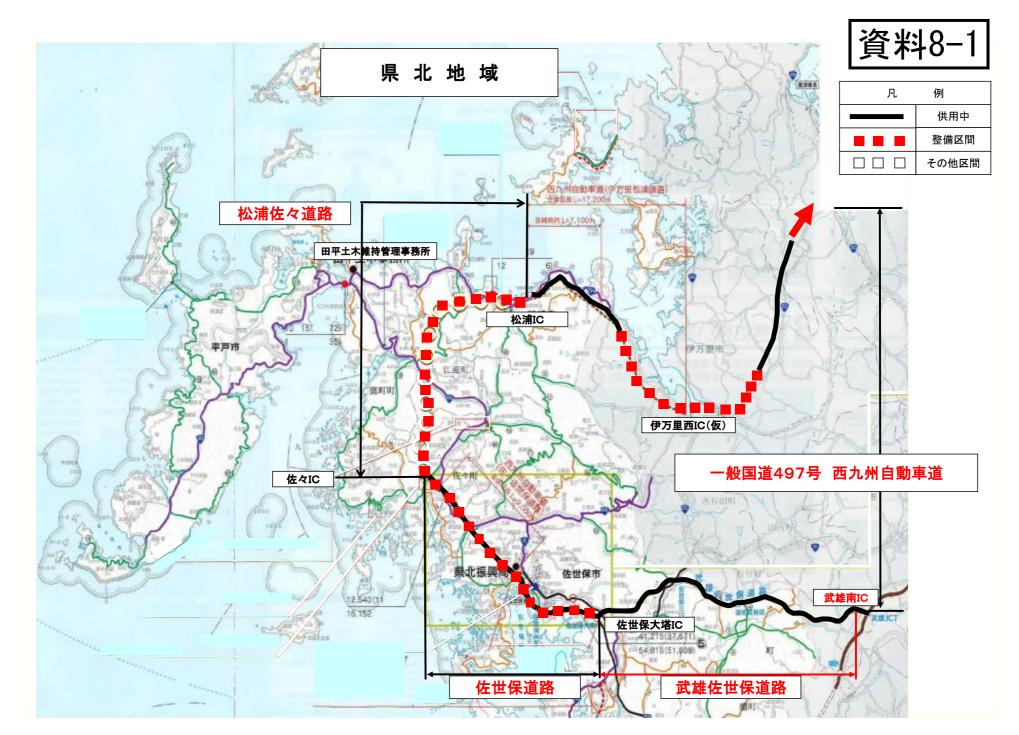
・「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策に関する中長期目標一覧」及び令和5年6月8日「無電柱化を推進する市区町村長の会」決議文の記載内容に文言を合わせるもの。(平戸市)

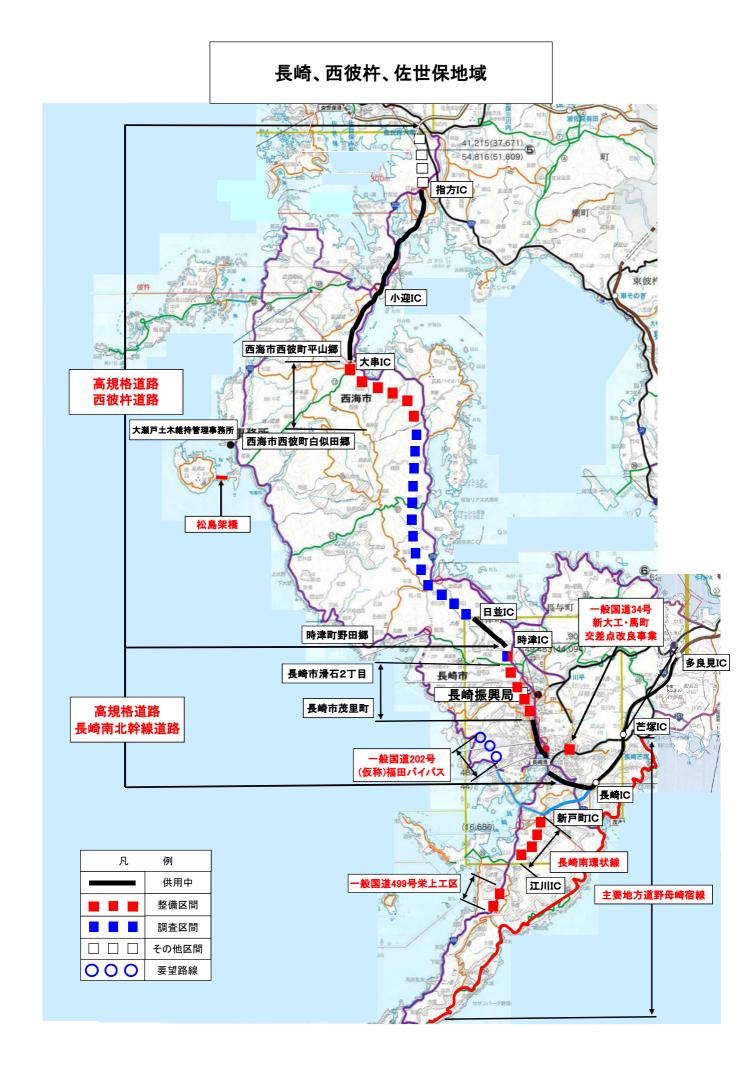
3. 港湾の整備促進について [継続1回]

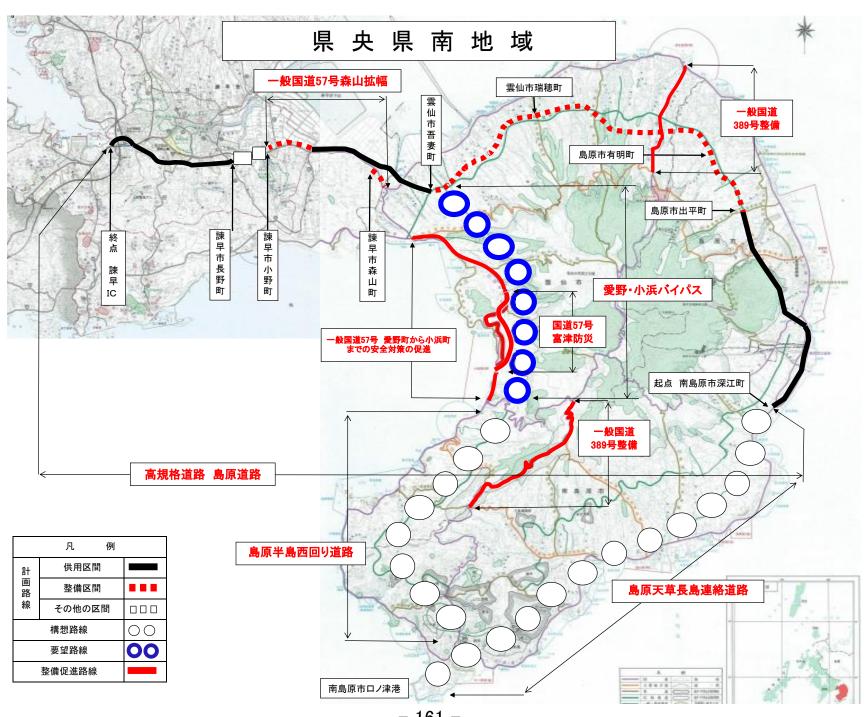
港湾は、産業活動や生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化や産業再生、観光振興、離島振興等を進めていくためには、施設の維持管理を含め港湾の整備が不可欠である。

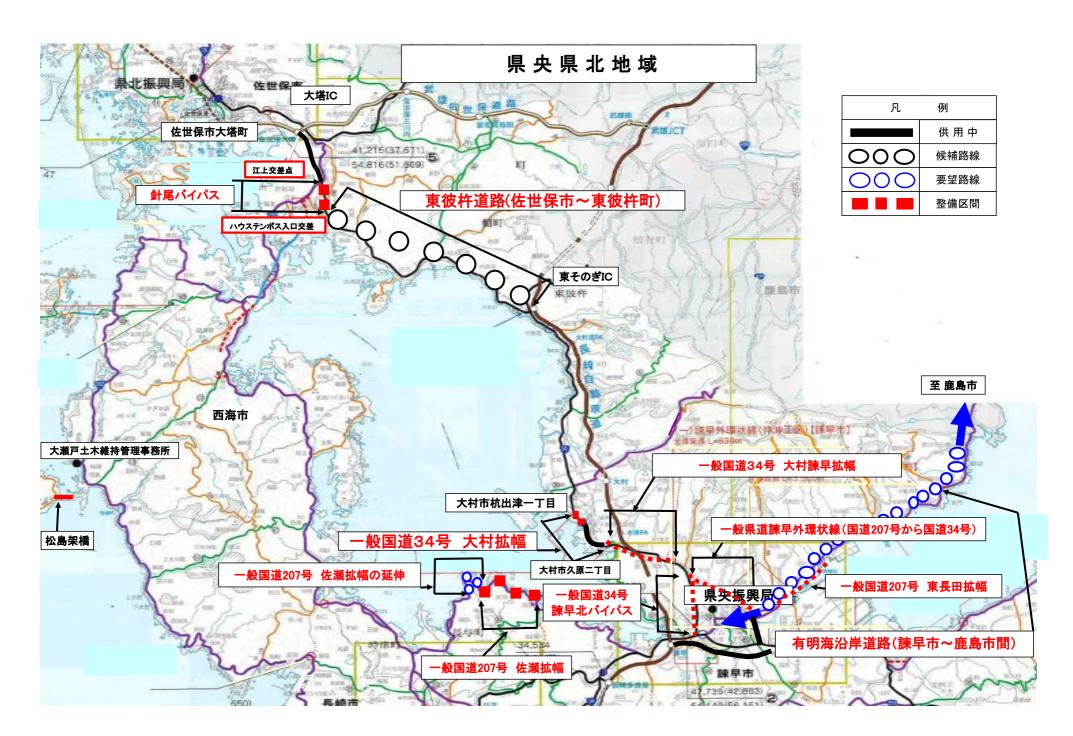
このようなことから、整備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾及び地方港湾の整備促進を図ること。

- ・重要港湾(長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港)
- ・地方港湾(島原港、大村港など77港あり)

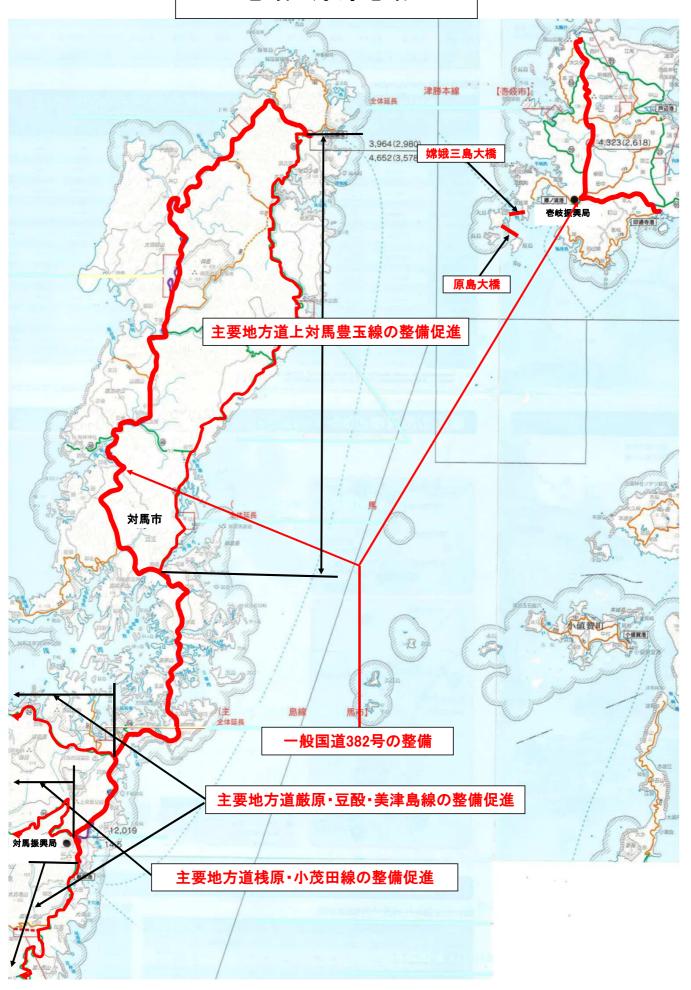






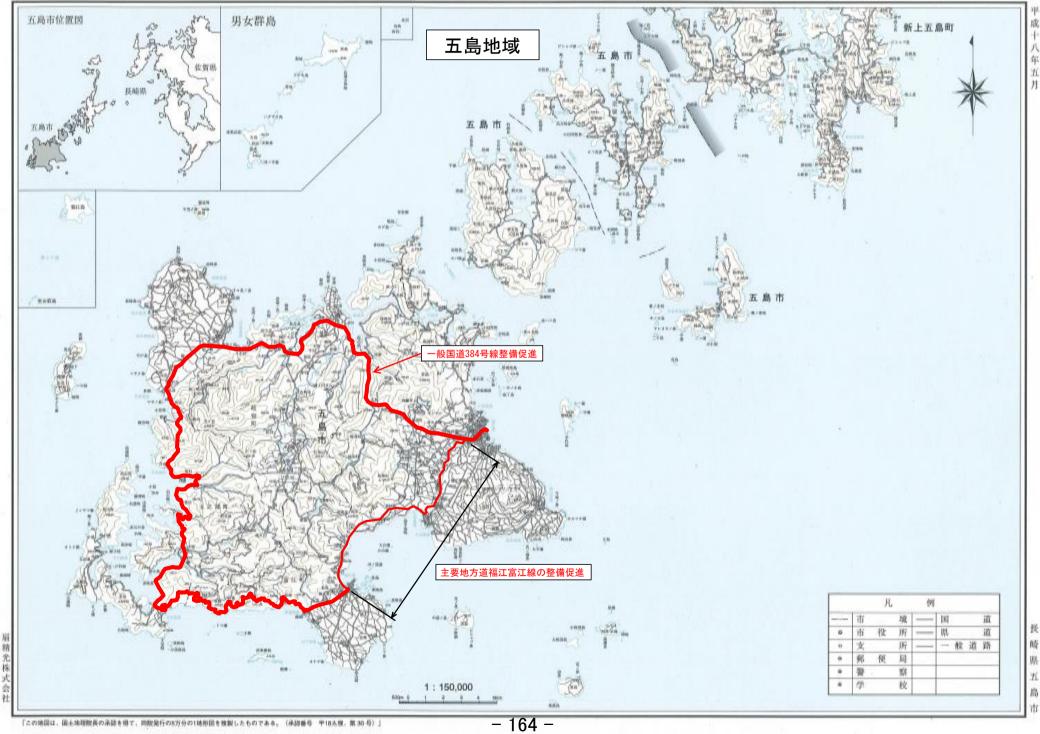


壱岐・対馬地域



五島市全図

(県) 資料8-1





第9号議案

農林水産業の振興に関する提言

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 農業の振興対策について (更新)

(1)経営所得安定対策について

経営所得安定対策は、地域農業を支える中心的政策である。

同対策は、担い手農家の経営安定に資するようゲタ・ナラシ対策を実施し、また食料自給率の維持向上を図るため、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物や、地域特産品野菜等の転作に対し助成する制度となっており、市町は、関係機関で構成されている協議会の構成員として実施要綱で定めている役割に基づき、交付金の手続き等大きい事務負担を担っている。

県は、国へ、土地利用型作物の生産が困難である中山間集落を多く抱える長崎 県の状況を踏まえ、地域の営農形態に合った制度対象作物の拡充を図るとともに、 農家が安心して加入できるよう制度を法制化し、市町の事務の負担軽減を図るよ う国に働きかけること。(五島市)

(説明)

提言する (五島市ほか全市)

- ・経営所得安定対策では、対象となる作物を生産する場合に面積に応じた交付金を交付している。対象作物については拡大改善がなされているが、地域の実情を踏まえ、更なる 拡充を要望する。
- ・本交付金は、農家にとって制度や事務手続きが煩雑であり、申請にあたっては市町が事務補助を行わざるを得ず、事務の負担の一因となっていることから、負担軽減を国に対し働きかけを求めるもの。(五島市)。

(2) 農業農村整備事業の安定的な予算の確保について

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適正に管理するための農業農村整備事業については、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図るよう国に働きかけること。(五島市)

(説明)

提言する(五島市ほか全市)

・補助事業を活用した県営事業(県が事業主体)、団体営事業(市または土地改良区が事業主体)により農地の基盤整備や老朽化した土地改良施設の更新を行うことで、担い手農

家への農地の集積、営農の省力化、高収益作物の導入等により農業経営の安定化が図られるため、今後も引き続き安定的な予算の確保を要望するよう国への働きかけを求めるもの。(五島市)

(3) 有害鳥獣被害対策について

イノシシ被害については、農作物だけでなく生活環境へも及ぶなど、依然として深刻である。

イノシシ等有害鳥獣捕獲対策については、これまで県内市町で広域横断的な「捕獲報奨金制度」を設けてきたことで、捕獲対策の強化につながってきた。しかしながら、令和元年度より、特別交付税が市町の有害鳥獣対策に交付されていることを理由として、「捕獲報奨金制度」が廃止された。有害鳥獣対策経費が、特別交付税として考慮されていることは事実であるが、市町への交付総額は変わらないことから、厳しい財政状況にある市町にとって財政的影響は避けられない。

有害鳥獣の捕獲頭数が減少していない中で、今後も市町が連携して捕獲対策を 実施していくためにも、捕獲報奨金制度の廃止による市町負担増加額と同額程度 の財源を活用した支援を継続的に講じていくこと。

さらに、アナグマ、カラス等による農作物被害<u>額は依然多い</u>ことから、国の鳥 獣被害防止総合対策交付金における、それら獣種の上限単価の見直しや捕獲経費 及び処分経費等の補助についても充実するよう働きかけること。

また、イノシシの捕獲頭数の増加により、単独自治体での取り組みでは効率も 悪く限界があるため、処理施設及び加工施設建設の検討など、広域的かつ総合的 な被害防止体制の充実強化を図ること。(五島市)

(資料 9-1 参照)

(説明)

提言する(五島市、長崎市、島原市、諫早市、松浦市、対馬市、壱岐市、西海市、南島原市)

- ・捕獲頭数の拡大に取り組みたいものの、捕獲報奨金制度廃止により市の財政負担が大きくなることから困難な状況である。
- ・イノシシ・シカ以外の有害鳥獣については、報奨金等の支援がないため、事業拡大をす ることが出来ない。
- ・広域的な取り組みとして、処理施設及び加工施設建設など具体的な施設整備が行なわれていないため、捕獲したあとは埋設処分しか方法が無く、病気や虫の発生の可能性もある等、残渣処分に苦慮していることから国への財政支援の働きかけと県への体制強化を求めるもの。(五島市)

(4)農業用機械及び施設の更新や長寿命化に係る支援について [見直し]

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、

既存事業で導入した施設・農業用暖房器等の付帯設備・農業用機械等の更新や長寿命化についても、例えば、今後10年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。(五島市)

(説明)

提言する(五島市、長崎市、島原市、諫早市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、雲仙市、南島原市)

・既存事業で購入した施設・機械等の更新については、国庫・県単事業双方において補助 の対象とはなっていないため、引き続き要望するもの。(五島市)

(5) 環境保全型農業直接支払交付金の予算の確保について

地球温暖化防止など自然環境の保全に効果の高い農業生産活動を支援するための環境保全型農業直接支払交付金については、取組主体や取組面積が拡大する中、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図るよう国に働きかけること。(五島市)

(説明)

提言する (五島市ほか全市)

・環境保全型農業直接支払交付金は、堆肥の施用や有機農業の取り組みなど環境負荷を低減する取組に対し、その圃場面積に交付単価を掛けた額の交付金を交付するものである。 しかし、国の予算不足から、算定額から減額されての支給となっていることから、算定額満額が交付されるよう、国への予算確保の働きかけを要望するもの。(五島市)

2. 水産業の振興対策について [更新] (松浦市ほか全市)

(1) 養殖無の国内外での消費拡大と養殖共済の充実・加入促進について

新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行後、消費活動の活発化、国内経済の回復により、水産物の国内需要が回復してきているようであるが、昨今の燃油・配合飼料等の価格高騰により、養殖業者にとって厳しい状況が続いている。また、赤潮の発生により甚大な被害が発生しているが、共済単価と実勢価格との乖離が大きく、共済金のみでは生産の再開が著しく困難な状況にある。

一方、世界の人口増加に伴い、海外における国産水産物へのニーズは高まっている。

こうした状況を踏まえ、養殖魚の国内外での消費拡大に向け、ブランド化や産 地PRなど、販売活動への支援を行うこと。併せてそれを支える養殖業者の経営 安定を図るため、安心して経営を継続できるように、養殖共済の国の掛金補助の 補助限度率の引き上げや共済単価の実態に即した金額への見直しなど、共済制度 の充実を国に働きかけ、養殖共済への加入を促進すること。 令和5年7月末から8月にかけて、長崎市や雲仙市の沿岸の橘湾で大規模な赤 潮が発生し、トラフグやマダイなど養殖魚が大量にへい死した。赤潮による被害 額はおよそ11億円に上り県内の赤潮被害としては過去最大を記録した。

また、赤潮による被害は橘湾だけに限らず、県北部の伊万里湾や佐世保市の沿岸等においても発生しており、県内の各地において甚大な被害をもたらしている。 被害を受けた養殖業者の早期経営再建のためには中間魚を購入するなど再建に係るまとまった資金が必要であり、養殖業者が安心して養殖業を営むためには充実した共済制度が必要である。

近年、県内の沿岸等で大規模な赤潮が発生しており、トラフグやマダイなど養殖魚が大量にへい死し、多額の被害が発生している。

しかしながらそのような中、共済掛金が高額であり、物価高騰の影響など漁業経営を取り巻く環境は厳しくが苦しい経営体においては、漁業共済への加入することが困難な状況にあり、加入率を下げている要因となっているうえに。また、養殖共済については、加入していたとしても、共済単価と実勢価格との間に乖離があり、養殖漁業者が安心して経営を再建できるとは言い難い状況にある。ひとたび赤潮による大規模な被害が発生すれば、そのため、フグ類やクロマグロなど全国有数の生産量を誇る本県の養殖産地の存続に関わる問題となりかねない。

こうした状況を踏まえ、養殖業者の経営安定を図るため、安心して経営を継続できるように、養殖共済の国の掛金補助の補助限度率の引き上げや共済単価の実態に即した金額への見直しなど、共済制度の充実を国に働きかけ、養殖共済への加入を促進すること。(松浦市)

: (説明)

提言する(松浦市ほか全市)

・養殖共済の共済単価と実勢価格との間の乖離が大きく、補助限度額が60~75%となっており養殖業者の早期経営再建に支障をきたす恐れがあることから、引き続き要望するもの。(松浦市)

(2) 放置船等に関する対策について 〔廃案〕 (松浦市ほか全市)

;

船舶等が放置されることによる漁業活動や環境、景観等への影響が懸念される中、各市において監視や指導に永年取り組んできたが、多大な行政コストが課題となっており、現行制度では放置船削減の実行性が不十分である。 このため、次のような対策及び制度の充実を図ること。

- ① 海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則の強化
- ② 登録抹消や変更登録等の申請時における当該船舶の確実な状況確認

(資料 9-2 参照)

(説明)

提言しない(松浦市ほか全市)

・要望事項に対する一定の回答を得られているため提言を取り下げるもの。(松浦市)

(32) 漁業就業者対策の充実について

① 漁業就業者の減少と高齢化の進行により安定的な水産物供給と漁村の活力維持に懸念が持たれていることから、新規漁業就業者の受入体制整備、円滑な着業保進及び着業後のフォローアップ等の漁業就業者対策の充実を図ること。(松浦市)

(説明)

提言しない(松浦市ほか全市)

- ・要望事項に対する一定の回答を得られているため提言を取り下げるもの。(松浦市)
- ② 漁業と漁村を支える人づくり事業の新規漁業就業者研修期間終了後は、漁船や漁具の取得など過大な出費があり、自らの漁業収入では生計が成り立たず、漁業を断念する就業者も少なくない状況である。農業においては営農開始後の支援制度があることから、漁業においても新規漁業就業者に対して経営確立を支援する制度を創設するよう国に働きかけること。

漁業者の高齢化、後継者不足などにより漁業就業者数は減少の一途をたどっており、漁業の担い手確保は喫緊の課題である。またさらに、漁場環境の変化や資源の減少に加え、漁業資材の高騰などにより、漁業経験の浅い新規就業者を取り巻く環境は厳しい状況にある。

漁業においては、経営体育成総合支援事業などの長期研修終了後、独立して新規に漁業経営を始める者には漁船取得など相当な資金が必要であり、漁業開始から自らの漁業収入だけでは生計がままならない状況である。

農業においては、おける営農開始後の支援制度があることから、と同様に、漁業においても新規漁業就業者に対して経営確立を支援する制度を創設するよう 国に働きかけること。

また、県事業である漁業就業実践研修事業において、多くの業種において人手 不足が懸念されている昨今の社会情勢下で、個人経営体に対して所得要件を設け ることは、他の職種への流出等も懸念されるため、漁業継承コースの対象漁家の 「直近3カ年平均の漁業所得が500万円未満」の要件を廃止すること。(松浦市)

(説明)

提言する(松浦市ほか全市)

・新規漁業就業者の実践研修後、漁船取得など過大な出費があり、生計が成り立つまで漁業への定着に不安要素がある。経営が安定するまで支援が必要であることから引き続き要望するもの。(松浦市)

(被害金額、単位:千円)

令和4年度野生鳥獣による農作物の被害状況

【県内の被害状況】

被害量(t) 被害面積(ha) 被害金額(千円) 鳥獸種類別 R4-R3 R4-R3 (前年展出) (前年高比) R3 (前年度出) 增減 增減 增減 イノシシ 108 68 62% 883 604 ▲ 279 141, 437 99.800 **▲** 41,637 71% ▲ 41 カラス 7 4 A 2 64% 77 67 **▲** 11 86% 16,985 15.827 **▲** 1, 158 93% ヒヨドリ 1 2 250% 7 20 13 303% 1.331 4, 544 3. 213 341% シカ 4 3 **▲** 1 74% 79 19 **▲** 60 24% 3.933 3.013 **▲** 920 77% 2 アナグマ 1 160% 17 23 133% 4.177 10.649 6.472 255% タヌキ 0 1 1 857% 1 16 15 1333% 263 5.492 5. 229 2088% 2 25 アライグマ 1 229% 9 16 265% 2, 105 7, 243 5, 138 344% スズメ 0 0 235% 1 2 238% 197 499 253% 0 302 カモ 44 38 A 7 329 188 ▲ 141 36, 512 24.668 ▲ 11.844 68% 85% 57% その他の鳥獣類 1 A 0 89% 6 2 A 4 32% 4.065 1.080 2.985 27% 82% 合 計 166 118 A 48 71% 1409 966 ▲ 444 69% 211, 005 172, 815 **▲** 38, 190

主要鳥獣の年別農作物被害状況(平成5~令和4年度)

年 度	イノシシ	シカ	カラス	その他	合 計
H 5	56, 160	84, 030	201,000	146, 810	488, 000
H 6	55, 850	104, 630	333, 500	140, 120	634, 100
H 7	103, 650	131, 700	258, 020	128, 350	621, 720
Н8	143, 890	178, 310	196, 990	231, 610	750, 800
Н9	149,000	155, 870	225, 590	123, 470	653, 930
H10	136, 640	150, 230	207, 230	256, 350	750, 450
H11	158, 330	143, 510	189, 110	63, 910	554, 860
H12	203, 070	169, 070	186, 790	77, 680	636, 610
H13	225, 120	104, 460	228, 750	73, 100	631, 430
H15	250, 030	75, 980	272, 890	54, 720	653, 620
H16	457, 220	25, 100	234, 080	105, 790	822, 190
H17	307, 590	22, 790	162, 200	44, 790	537, 370
H18	380, 358	27, 330	132, 205	23, 738	563, 631
H19	209, 897	15, 513	69, 293	19, 230	313, 933
H 20	266, 213	4, 491	93, 380	35, 685	399, 769
H21	191, 603	12, 514	49, 449	36, 978	290, 544
H22	405, 539	11, 724	47, 537	61, 448	526, 248
H 23	398, 271	8, 829	60, 898	31, 174	499, 172
H24	327, 644	12, 851	26, 377	33, 618	400, 490
H 25	239, 298	4, 695	21, 938	21, 309	287, 240
H26	193, 029	17, 591	19, 110	31, 807	261, 537
H27	191, 418	6, 632	9, 002	22, 652	229, 704
H28	230, 477	6, 523	10, 883	53, 057	300, 940
H29	143, 662	9, 906	15, 420	47, 384	216, 372
H30	141, 744	7, 837	8, 430	50, 403	208, 414
R1	81, 573	4, 855	14, 689	40, 721	141, 838
R2	190, 834	6, 841	16, 578	81, 155	295, 408
R3	141, 437	3, 933	16, 985	48, 650	211, 005
R4	99, 800	3, 013	15, 827	54, 175	172, 815
備考	県内全域で 被害が発 生。	五島市、対馬 市、長崎市、 佐世県市、新 上五島町で被 害が発生	県内全域で 被害が発 生。		

[※] データの標記について、表示単位未満で四捨五入しています。 「0」は四捨五入して1に達しないものを示しています。

第10号議案

地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

1. 地域経済牽引事業への支援措置について [継続1回]

<u>民間設備投資の推進等のために</u>地方税を減免した自治体への<u>支援として、</u>普通交付税の減収補てん措置の対象となる資産に償却資産(機械及び装置)を追加するよう国に働きかけること。

(資料 10-1 参照)

2. 工業団地の整備について [継続4回]

市町営工業団地整備支援制度を堅持すること。

また、その条件の緩和及び補助率や補助対象の拡充など、更なる財政支援を行うこと。

3. V・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカへの支援について [更新] (長崎市 ほか全市)

長崎に全県をホームを置くタウンとするV・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカ (以下「両クラブ」という。)について、県民を挙げての応援環境づくりを推進する とともに、地域の活性化につなげていくため、次の項目について要請する。

- (1) 長崎県及び県内全市町で構成する「プロスポーツクラブ長崎自治体連携会議」にて、長崎県が中心的な役割を担い、県内各自治体の連携を推進し、V・ファーレン長崎両クラブを県内自治体全体で応援する取り組みを図ること。
- (2) V・ファーレン長崎両クラブと自治体が連携し、V・ファーレン長崎両クラブ の地域貢献活動等を広く県内に展開するため、長崎県が県内自治体の窓口として V・ファーレン長崎両クラブとの連携を図ること。
- (3) 県民応援DAYを県内自治体の観光・物産のPRの機会として引き続き実施するとともに、ホームゲームを県内自治体の観光・物産のPRの機会ととらえ、アウェイサポーター及びアウェイブースターを観光客として呼び込むため、長崎空港内のブースや主要駅前で県内自治体の観光・物産のPRを行うなどの新たな取組みを図ること。

(4) ホームゲームの応援に行きやすくなるよう、離島など交通費及び宿泊費等の負担が大きい地域への支援を行うこと。

(資料 10-2 参照)

(説明)

提言する(長崎市ほか全市)

・長崎県及び県内全21市町で構成する「プロスポーツクラブ長崎自治体連携会議」においては、「V・ファーレン長崎」だけでなく「長崎ヴェルカ」を含めた両クラブの集客支援や自治体と両クラブの連携等について定期的に協議しており、両クラブの応援機運が高まっているところである。

令和6年10月に長崎スタジアムシティが開業することに伴い、両クラブの応援機運を更に 高めるため、本提言において、「V・ファーレン長崎」と「長崎ヴェルカ」への支援につ いて、提言するもの。(長崎市)

4. 県と市町の連携による広域観光の活性化について [継続2回]

国内観光については国や各自治体の旅行支援の効果もあり、各地の観光需要はコロナ禍前の状況に回復しつつある。

また、入国規制緩和や客船の受け入れ再開等に伴い訪日外国人数も堅調な回復が見られている。

この機を逸することなく、長崎県内への誘客や消費拡大をさらに促すために、長崎県を中心としたこれまで以上の広域観光の活性化に向けた取組みについて、次のとおり要請する。

- (1) 広域観光の取組みについて、企画段階からの意見交換や方向性の確認など、これまで以上に県と市町の連携強化を図ること。
- (2) 国内観光において、長崎県内のみならず北部九州各県との連携した相互送客 や広域周遊観光の促進に取り組むこと。
- (3) 国内で開催される大規模イベント等を契機とした訪日外国人観光客の長崎県内への誘致促進に取り組むこと。
- (4) 離島・半島地域に対する食のブランド化の推進や旅行支援の造成など、地域の魅力の掘り起こしや来訪を促す施策の拡充を図ること。

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 (通称:地域未来投資促進法)」(平成29年7月31日施行)

<主な支援措置>

- ①税制による支援措置
 - 〇地方税の減免に伴う補てん措置
 - ・固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん

(対象資産:土地、建物、構築物)

- ○課税の特例
- ・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置
 - ⇒機械・装置等:40%特別償却、4%税額控除

(上乗せ要件を満たす場合50%特別償却、5%税額控除)

⇒建物等 : 20%特別償却、2%税額控除

- ②予算による支援措置
 - ○地域中核企業・中小企業等連携支援事業
 - ・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援
 - ○地方創生推進交付金の活用
 - ・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画について は、内閣府と連携し、重点的に支援
- ③金融による支援
 - ○資金供給の円滑化
 - ・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期(20年、7年以内)かつ固定金利での融資
 - ・地域経済活性化支援機構、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設
 - ・信用保証協会による債務保証
- ④情報に関する支援措置
 - ○候補企業の発掘等のための情報提供
 - ・地域経済分析システム(RESAS)等を活用
- ⑤規制の特例措置等
 - ○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応
 - ・工場立地法の環境施設面積率、緑地面積率の緩和
 - 一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加
 - ○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮
 - ○事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

◆固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん措置の対象資産 対象資産:土地、建物、構築物



機械及び装置が補てん対象となっていない

第11号議案

学校教育の充実に関する提言

学校教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置の拡大について (更新) (大村市ほか全市)

きめ細かな指導の充実や豊かな個性と創造性に富んだ人材を育成するため、次の 事項について適切な措置を講じること。

- (1) 少人数学級編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、小学校においては令和7年度までに段階的に35人に引き下げられるが、小学1、2年生を30人学級とするとともに、中学校においても35人学級とすること。
- (2) 現状として、少人数指導のための加配教員が少人数学級編制のための教員(担任)として配置され、本来の目的が果たされていないことから、少人数指導のための教職員の加配措置を拡大すること。
- (3) 複式学級の解消、あるいは編制基準の引き下げを実施するための教職員を増員すること。(大村市)

(説明)

提言する (大村市ほか全市)

・少人数学級編制に関して、政府は令和3年度からの5年間で小学校の全学年を35人学級にすることとしているが、現在までに正式な通知がないこと、本提言のうち小学1、2年生を30人学級とすること及び中学2、3年生を35人学級とすることについては今回の政府決定において網羅されていないことから、引続き提言するもの。

また、少人数指導のための教職員の加配措置の拡大や複式学級の編制基準の引き下げについても、依然として状況が変わらないことから、引続き提言するもの。(大村市)

2. 少人数学級編制に伴う財政支援措置について (更新) (大村市ほか全市)

社会状況等の変化により、学校は児童生徒に対するきめ細やかな対応が必要となっている。日本語指導などを必要とする子どもや障がいのある子どもへの対応、いじめや不登校に関する生徒指導等、学校現場での課題は多岐にわたる。

ついては、このような重要な課題の解決に向けた少人数学級編制実施のための学 校施設等の整備について県独自の財政支援措置を講じること。(大村市)

(説明)

提言する (大村市ほか全市)

・少人数学級編制実施のための学校施設等の整備に関する県独自の財政支援措置について、 依然として状況が変わらないことから、引続き提言するもの。(大村市)

3.派遣指導主事の配置に伴う財政支援措置について (更新) (大村市ほか全市)

指導主事は、学習指導要領に基づく教育課程の適切な編成・実施及び学力向上、いじめや不登校に関する生徒指導等への対応など、学校教育に対する多様な要求に 応える指導体制を充実するために、極めて重要な役割を担っている。

各市においては、合併による学校数の増加や教育事務所の廃止に伴う指導業務及 び事務量の増大に対応し指導主事を増員しているが、各市の財政負担が大きくなっ ている。ついては、県教育委員会から派遣指導主事を各市へ配置するなど財政的な 支援措置を講じること。(大村市)

(資料 11-1 参照)

(説明)

提言する(大村市ほか全市)

・ 県教育委員会から各市への指導主事の派遣等による人的支援について、依然として状況が 変わらないことから、引続き提言するもの。(大村市)

4. 養護教諭の配置について〔更新〕(大村市ほか全市)

分校及び3学級未満の本校においては、養護教諭が定数化されておらず、養護教諭が加配されていない場合は、専門以外の担任等が保健業務を担う状況となるため 養護教諭の配置を定数化することを国に強く要望すること。

なお、それまでの間は未配置の本校及び島部にある分校については優先的に配置 を行うこと。(大村市)

(説明)

提言する(大村市ほか全市)

・分校及び3学級未満の本校における養護教諭の配置の定数化について、依然として状況が 変わらないことから、引続き提言するもの。(大村市)

5. 学校事務職員の配置について [更新] (大村市ほか全市)

学校事務職員は、予算等の会計管理や教職員の福利厚生に関する事務等を含めた 学校内の総務・財務等に関する重要な役割を担っている。 そのような中、分校及び4学級未満(中学校においては3学級未満)の本校においては、事務職員が配置されておらず、教頭が本来の職務に加えて教科も持ちながら学校事務を行っている状況にあるため、事務職員の配置を行うこと。(大村市)

,....

(説明)

提言する (大村市ほか全市)

・分校及び4学級未満(中学校においては3学級未満)の本校における事務職員の配置について、依然として状況が変わらないことから、引続き提言するもの。(大村市)

6. 小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー(SC)、 スクールソーシャルワーカー(SSW)」等配置に係る財政支援措置 について (更新) (大村市ほか全市)

教育相談員に関しては、現在、県においては、対策が図られているものの、高度な資格が必要とされ、かつ、少ない人員配置のなかでの活動のため、ふれあう時間・回数も限られ、相談を必要とする児童・生徒の多くが心を開いて相談できるまでの信頼関係を構築することは困難な状況であり、各市においては、高度な資格を要しない相談窓口として「心のケア教育相談員」等を単独事業として配置している。

SC、SSWに関しては、現在、県の派遣事業を活用し、不登校対策等において 大きな成果をあげている。市町によってはこのような資格を有する人材の確保が難 しい状況にあり、県のSC、SSWの派遣事業を拡張し、配置を増員すること。

また、県において策定された、いじめ防止基本方針では、いじめの防止の対策に 専門的知識を有する者の確保のため、必要な措置を講ずることが盛り込まれた。

県においては、こうした現状に応じた財政支援措置を講じること。(大村市)

(資料 11-2 参照)

(説明)

提言する (大村市ほか全市)

・小中学校における教育相談員、SC、SSW等の配置に係る県独自の財政支援措置等について、 依然として状況が変わらないことから、引続き提言するもの。(大村市)

7. **学校栄養職員・栄養教諭の配置について** [更新] (大村市ほか全市)

栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は給食管理を主眼としているが、食育指導や食物アレルギーへの対応を推進するため、配置の基となっている業務の考え方を見直す必要があることから、県においては、食育指導等の推進のための配置拡充について、国に強く要望すること。また、加配等による増員について県独自の対策を継続し、更に拡充すること。(大村市)

(説明)

提言する (大村市ほか全市)

・食育指導等の推進のための学校栄養教員・栄養教諭の配置等について、依然として状況が 変わらないことから、引続き提言するもの。(大村市)

8. 学校図書館充実のための司書教諭の配置について [更新] (大村市ほか全市)

図書館教育をはじめとする読書に関わる教育の充実のために、主に学校図書館の経営及び指導面を担当し、学校図書館の機能を活用する学習指導、読書指導、情報活用能力の育成指導等を支援する司書教諭の配置は不可欠である。

ついては、学校図書館法(昭和28年法律第185号)附則第2項及び学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令(平成9年政令第189号)の規定により、12学級以上の全ての学校に司書教諭の資格を持つ教諭を配置されたところだが、12学級未満のすべての小・中学校においても司書教諭の配置を行うこと。(大村市)

(資料 11-3 参照)

(説明)

提言する (大村市ほか全市)

- ・12学級未満のすべての小・中学校における司書教諭の配置について、依然として状況が 変わらないことから、引続き提言するもの。(大村市)
- 9. I C T 教育環境整備に係る教職員に対する研修の充実と I C T 支援 員配置のための財政支援について [更新] (平戸市、島原市、諫早市、大村市、松浦市、 対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市)

各自治体において学校のICT教育環境整備を推進しているところであるが、は整いつつあるものの、さらにICT機器を効果的に活用するためには、機器の導入のみならず教職員のスキルアップが必要不可欠である。は研修等を通じそのスキル向上に努めている。しかしながら、教職員の負担が減ることはなく、ICT機器を用いる学習準備(学習系)や校務処理のためのICT機器利用(校務系)に追われることも多い。

そこで、県においては、引き続き教職員のICT支援教育に関する研修をより一層充実させるとともに、ICT教育支援を全県的に取り組むため、熱意のあるICT支援員の育成などにより、学校における充実させるとともに、「ICT支援員」の配置の拡充に努め、ICT教育環境の充実を図ること。(平戸市)

(資料 11-4 参照)

(説明)

提言する (平戸市ほか全市)

・教職員の研修の機会は、昨年度までに充実し、教職員のスキルアップもある程度見込まれたものと判断しており、ICT支援員配置については残る課題も多く、いち早くその増員を図り充実したICT教育環境に努めるため引き続き提言するものである。それに併せて提言事項名も変更するもの。(平戸市)

10. 長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援について [更新] (大村市ほか全市)

(1)長崎県中学校体育連盟への県の補助金については平成20年度に減額された後、 従前の水準まで回復していない状況である。長崎県中学校体育連盟の財政運営の厳 しさを鑑み、平成22年度の郡市分担金については増額したところであり、更に平 成28年度からは、県大会参加費も求められることとなった。中学生の健全な育成 のためには、県と市が連携して推進すべきものであることから、県においては、長 崎県中学校体育連盟への補助金を増額すること。

(資料 11-5 参照)

(2)長崎県中学校文化連盟が更に充実・発展するためには十分な助成が必要である。 長崎県中学校総合文化祭の充実及び活性化を図るため、全国中学校総合文化祭の成 果等を踏まえ、更なる発展に努めるとともに、県代表として九州大会・全国大会に 出場する際の実費補助のため、県においては引き続き十分な財政的支援を行うこと。 (大村市)

(資料 11-6 参照)

(説明)

提言する(大村市ほか全市)

・長崎県中学校体育連盟及び文化連盟への県からの財政支援について、依然として状況が変 わらないことから、引続き提言するもの。(大村市)

11. 特別支援学級編制基準の弾力化について [継続 6 回]

特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加しており、また、障害の多様化も進んでいることから、状態が異なる複数の児童生徒への対応を教員1人で行うことは困難な状況にある。

ついては、児童生徒個々の状態に応じたきめ細かな指導・対応を行うため、現在8人で1学級となっている特別支援学級の編制基準を、6人以下の少人数学級編制で、実態に応じた弾力的な学級編制ができるよう見直しを行うこと。

12. 統合型校務支援システムの導入について [継続6回]

教職員の業務改善のため、県内の公立小中学校において統合型校務支援システムの共同利用の促進が図られるよう、システム導入の効果について各市町に対して積極的な情報提供を行うこと。

また、導入及び運用に係る経費に対して引き続き財政支援措置を講じるよう国に働きかけること。

13. 中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について [継続3

回〕

近年の小中学校管理職員の選考試験における教頭志願者の倍率は低下傾向にあることや、県における教職員の女性管理職の割合は全国と比較し低い状況であるなど、今後の管理職希望者不足が懸念される。その原因の一つが教頭の長時間労働だとされているため、教頭が本来の職務に注力できるよう教頭業務を見直し改善を図ること。特に、中学校教頭における時間外勤務が多いことから、この改善を図るため、中学校教頭を義務標準法による教科定数外として配置することや教頭業務を補佐する職員を配置すること。

また、これが難しい場合には、中学校教頭と同教科教員の加配配置や教頭の授業時数が多い場合に非常勤講師を配置するとともに、大規模校には副校長、主幹教諭を配置するなど、教頭が働きやすい環境を整えるための措置を講じること。

14. 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について [継続 5 回]

各自治体では、老朽化した施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送る ための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められているところであり、計 画的な改修・整備を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このことから、児童生徒の安全で安心な教育環境を着実に整備できるよう財源の確保及び補助単価の増額、補助率の嵩上げを図るよう、次の事項の実現について国に強く働きかけること。

(1)校舎等の外壁改修、屋上防水改修については、改修周期から同時期に実施するが、 長寿命化改良事業については、補助対象となっているものの、防災機能強化事業に ついては、外壁改修のみ補助対象となっていることから、屋上防水改修についても 補助対象とすること。

また、学校施設を支える法面については、学校建設当初から手を加えていない箇所がほとんどであり、近年の大雨被害の激甚化を鑑みると、崩落などにより施設そ

のものや近隣住宅などへ被害を与える恐れがあるものもあるため、法面の整備についても、防災機能強化事業として補助対象とすること。

- (2) 学校施設の新増改築について、補助単価の嵩上げ措置がなされたものの、労務単価や資材単価の上昇傾向は続いており、いまだ実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。
- (3)特別支援の対象となる子どもたちの入学に併せて設置するエレベーターなどの障害児等対策については、入学予定の子どもたちの状況を事前に把握し、設置に合わせて国庫補助の申請を行っている。しかし、入学予定の子どもが事故等により急に肢体不自由になったり、また、市外からの転校などにより、急きょエレベーターを設置する必要性が生じた場合、国庫補助の内示後に事業に着手すると、迅速な対応ができなくなるため、緊急的な事業の実施が必要な場合は、個別に補助手続きを可能にする枠組みを設けるなど、柔軟な対応を行うこと。

また、エレベーターの増設工事について、実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

(4)屋内運動場への空調設備の整備については、断熱性確保工事と併せて補助対象とされているが、既存の屋内運動場の多くは断熱性確保工事が必要となり、現行の大規模改造空調整備事業における補助対象工事費上限額を超えることが見込まれる。補助単価の嵩上げは行われているものの実工事費との乖離が大きいため、補助対象工事費上限額の引上げ及び補助単価の増額を行うこと。

また、空間上部など必要のない部分を除き、断熱性確保工事を行わずとも必要な活動範囲のみに効果を行き届かせることができるスポット的な空調設備の整備についても補助対象とするなど、補助要件の緩和を行うこと。

15. 学校給食費の無償化について [継続2回]

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであり、全ての子どもたちに対して国の責任において実施すべきであると考えることから、保護者が負担する学校給食費を無償とし、国の負担とするよう、引き続き国に働きかけるとともに、こと。

また、一部都県においては、すでに給食費無償化に取り組む自治体への助成を 行っていることから、国が措置するまでの間、本県においても県内自治体の格差 是正を図るためにも、国が学校給食費の無償化について措置するまでの間、県独 自の支援制度を設け、県内自治体の格差を是正すること。(長崎市)

(説明)

賛同する(島原市、諫早市、対馬市、西海市、南島原市)

- ・学校給食法第2条に規定する「適切な栄養の摂取による健康の保持促進」や「我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解」などの目的を達成することは、我が国の子どもたちの健やかな発達を保障することであり、すなわち国の責務であると考える。しかしながら、学校給食費は、学校給食法に基づく保護者負担として各自治体において額を定め、食材費等に充てられており、その額は自治体により差異がある。
- ・一部の自治体においては、保護者の負担軽減の観点から学校給食費を公費負担に切り替えるところもある。本来、子どもは地域によらず等しく平等であるべきであり、自治体間で差異があることは望ましくないことから、国による学校給食費の無償化について国への働きかけを要望するとともに、県においても、国が措置するまでの間、県内自治体の格差是正を図るためにも、県独自の支援制度を設けるよう要望するもの。(長崎市)
- ・副市長会議での協議結果を受け、全国的な事例の追加及び一部文言の表現について修正するもの(事務局)

資料11-1

派遣指導主事の配置について

各市の指導主事配置状況

令和6年5月1日現在

市名	学校数	数(校)	児童生徒数(人)	児童生徒数(人) 計	指導主事数(人)
巨岭士	小学校	68	17,762		
長崎市	中学校	37	8,341	26,103	36
	小学校	44	12,058		
佐世保市	中学校	24	6,084		
	義務教育学校	2	42	18,184	34
自店士	小学校	9	2,219		
島原市	中学校	5	1,119	3,338	6
諫早市	小学校	28	7,383		
	中学校	14	3,477	10,860	12
大村市	小学校	15	6,416		
(中学校	6	3,041	9,457	11
平戸市	小学校	15	1,315		
十户巾	中学校	8	702	2,017	6
松浦市	小学校	9	1,016		
【公用1】	中学校	7	562	1,578	5
対馬市	小学校	15	1,203		
以 為 (1)	中学校	11	637	1,840	7
壱岐市	小学校	18	1,298		
它吸巾	中学校	4	697	1,995	6
五島市	小学校	11	1,330		
— 五型山 —	中学校	9	777	2,107	8
西海市	小学校	9	1,136		
四州山	中学校	5	593	1,729	6
雲仙市	小学校	17	1,999		
비베균	中学校	7	980	2,979	7
南島原市	小学校	15	1,807		
用海冰川	中学校	8	960	2,767	7
	小学校	279	57,846		
計	中学校	148	28,174		
	義務教育学校	2	47	86,067	148

小中学校における「教育相談員等」配置に係る財政支援措置について

※人数欄の()内の数字は県派遣の数字

令和6年5月1日現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	# *
				#がかいませ	心巴끼知十茂	備考
	コウンセラー 派遣	会計年度 任用職員	0 60回程度	希望校に対し事案に応じた人材を市教委が人選。3 時間/回程度。(問題行動等の対応のための児童生 徒、保護者、学校への相談業務、いじめ調査)	H16	県配置SC配置校以外の学校を中心 に派遣。いじめ調査のため派遣など
学 —	学校相談員	非常勤職員	20	1日4時間、週2~3日勤務、中学校20校に配置。(問題行動等の未然防止を目的とした相談業務)	H16 (H10~15 国の事業と して配置)	H21~H30 中22校 R01 中21校 R02~04 中20校
	学校サポー zー	非常勤職員	小61校161 人 中18校27人	・小中ともに1日2時間、週2日程度、年間70日・小学校においては全小学校に配置予定(児童の学習支援・教育活動支援、相談活動等)・中学校においては10学級以上ある16校を対象に配置予定(配布文書の印刷・仕分け、採点業務の補助など)	小H16 中R02	H21 小38校 H29 小58校 H22 小38校 H30 小61校 H23 小38校 R01 小64校 H24 小48校 R02 小50校、中4校 H25 小63校 R03 小61校、中18校 H26 小62校 R04 小64校、中18校 H27 小60校 R05 小61校、中22校 H28 小58校 R06 小61校、中18校
長崎市シ	スクールソー シャルワー コー	会計年度 任用職員	12(0)	週30時間6人、週20.25時間6人 計12人配置。 (問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築)	H23	令和6年度から長崎市雇用が12人体 制となる。
教	改育相談員	会計年度 任用職員	3(0)	1日6時間、週5日勤務。教育研究所に3人配置。(不登校児童生徒及び保護者の来所・電話による教育相談を行う。)	Н9	令和元年度から3人体制となる。
道	学びの支援 マンター(旧 適応指導教 室)	会計年度 任用職員	2(0)	1日6時間、週5日勤務。教育研究所に2人配置。(学びの支援センターにおいて小集団による相談指導を行い、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行う。)	H27	令和5年度から2人体制となる。
	スクール コウンセラー	会計年度 任用職員	0(29)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	Н7	H29 小26校 中34校 H30 小28校 中34校 R01 小31校 中34校 R02 小35校 中34校 R03~04 小44校 中34校 R05 小68校 中37校
	心の教室相 炎員	非常勤職員	12	1日半日程度、年間100日	H10	教育委員会からの委嘱
シ	スクールソー シャルワー コー	パートタイム 会計年度 任用職員	7	年間840時間以内勤務、青少年教育センターに配置。 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関 係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内に おける組織体制の構築、支援	H22	H22 1名 R2 6名 H23~H27 2名 R3~R5 7名 H28~H29 3名 H30~R1 4名
教	改育相談員	非常勤職員	214回	県配置SCがカバーできない学校を中心に派遣。2時間/回程度。教育相談、カウンセリング、講演会、ワークショップ、事例研究会など	H13	
t	青少年教育 2ンター 改育相談員	フルタイム 会計年度 任用職員	4	1日7時間45分勤務。青少年教育センターにおける教育相談を担当。学校適応指導教室通級生に対する個別支援も行う。	H4	
	学校適応指 算教室担当	フルタイム 会計年度 任用職員	1	1日7時間45分勤務。学校適応指導教室通級生における担任業務を行う。	H13	
	学校適応指 算教室指導 員	パートタイム 会計年度 任用職員	2	月14日以内、1日5時間勤務。学校適応指導教室に おける学習支援や体験活動の指導を行う。	H27	
核	ナテライト学 交適応指導 数室担当	パートタイム 会計年度 任用職員	1	年間174日以内、1日6時間勤務。市内遠方に住む児童生徒や保護者のニーズに応えるサテライト(出張型)学校適応指導教室における学習支援や体験活動の指導を行う。	R3	
y. F	シタルフレン	ボランテイア	17	引きこもりの児童生徒の家庭へ大学生等を派遣し、 会話などを通して関係を築いていき、学校復帰や社 会的自立につなげる。1回2時間の派遣。	H13	
	スクール コウンセラー	県配置会計 年度任用職 員	0(20)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	Н9	
接	交内教育支 爰センター支 爰員	非常勤職員	20	一人年間875時間	R6	教育委員会からの委嘱
	心の教室相 _{炎員}	会計年度 任用職員	5	全中学校に配置。第一、第二、有明中;1日5時間の 週4日。第三、三会中;1日4時間の週3日	H11	
	スクール コウンセラー	県配置職員	0(3)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行 う。中学校を拠点校、小学校をエリア校として、全小・ 中学校に配置。	H24	
スシ	スクールソー シャルワー コー	県配置職員	0(1)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。学校教育課に配置。 1日6時間の35週	H27	
	適応指導教 営相談員	会計年度 任用職員	2	不登校対策として児童生徒の学校復帰を援助する。 1日6時間の週5日を基本。	Н8	

※人数欄の()内の数字は県派遣の数字

	1		※人数欄の()内の数字は県派遣の数字	1	令和6年5月1日現在
市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備考
	心の相談員	パートタイム 会計年度任	20	週3日程度、概ね年間120日 全小学校(28)に兼務で配置	H14	児童生徒や保護者が悩みなどを気
		用職員		週3日程度、概ね年間120日 全中学校(14)に兼務で配置	H10	軽に相談できるための配置
諫早市	ポート 東早市 少年相談員 会計4 用語		5	1日7.5時間、週4日勤務 諫早少年センターに配置し、相談業務等に応じている。	Н6	嘱託員3名は主に、不登校児童生徒の学習や体験活動に指導にあたっている。他2名は主に、来所及び電話相談等の相談 活動を行っている。また、地域巡回を行っている。
	スクール カウンセラー	県非常勤 職員	0(11)	全中学校14校に11名を配置(中学校区の小学校にも エリア校として兼務し、教育相談、カウンセリング等を 行う。)		県配置(小学校は19年度、中学校は 14年度から)
	スクールソー シャルワー カー	県非常勤 職員	0(1)	1日6時間、週3日勤務 諫早市少年センターに配置し、教育相談、関係機関 との連絡調整等を行う。	H23	県配置
	心の教室相 談員	会計年度 任用職員	18	1日5時間、年間約200日勤務。(悩みを持つ児童生 徒の、相談相手や話し相手となる)	H21	H21〜H23はふるさと雇用再生事業の補助事業として21名雇用
	スクールソー シャルワー カー	会計年度 任用職員 及び <u></u> 旦配置職員	2(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークの構築等。 学校教育課へ配置。	H15	
	教育相談員	会計年度 任用職員	1	1日7.5時間、年間約200日勤務。(市雇用のSSWと連携し、不登校緊急支援チームにおいて関係機関との連絡・調整を図る役割を担う)	H28	
大村市	スクール カウンセラー	県配置職員	0(6)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	Н9	
2017.15	教育支援セ ンター室長	会計年度 任用職員	1	1日6時間、週5日勤務。(学校に行けない児童生徒に 集団生活や学習を指導する)	H29	
	教育支援セ ンター補助指 導員	会計年度 任用職員	4	1日6時間、年間約200日勤務。(学校に行けない児 童生徒に集団生活や学習を指導する)	Н9	
	教育支援セ ンター補助指 導員	会計年度 任用職員	1	週1回、1日3時間勤務。(あおば教室通級者の相談 を行う。)	R2	
	小・中学生 サポートルー ム	会計年度 任用職員	2	1日6時間、週5日間勤務 学校に行くことができないだけでなく、家を出ることが できない児童生徒の居場所として開設	R3	R3. 4. 1開設
	教室支援員	会計年度任 用職員(パート)	3	雇用期間は年間 勤務は週30時間(1日6h×5日) 報酬は月額	H11	
平戸市	スクールソー シャルワー カー	県配置 非常勤職員	0(1)	市教育委員会に配置し、各字校と連絡調整の上、字 校訪問を行う。 様々な課題を抱える児童生徒に対して、置かれた環 境への働きかけや関係機関等とのネットワーク構築	H24	
	スクール カウンセラー	県配置 非常勤職員	0(5)	様々な課題を抱える児童生徒に対して、教育相談・ カウンセリングを行う。	H17	
	適応指導教 室指導員	会計年度 任用職員	2	1日7時間、報酬は月額 平成19年に開設、市費で1名 平成21年から緊急雇用で1名(平成22年度から緊急 雇用分も市費で雇用)	H19	R2年度から会計年度任用職員(市雇用)
松浦市	スクールソー シャルワー カー	会計年度任 用職員(県配 置職員)	0(2)	週1日(1日6時間)の勤務。市内を6地区に分け、地区ごとに派遣日を設定し、要請があった学校に派遣。	H20	
	松浦市ス クールカウン セラー	民間委託	1(4)	市雇用のスクールカウンセラーを市教委に配置(年間35週、210時間、1日6時間)している。県配置のSC がカバーできない学校を中心に勤務している。	H26	R2年度から業務委託契約に変更
	教育相談員	会計年度 任用職員	2	年間173日以内、1日の勤務時間6時間 (中学校4校に各1名配置予定)	H17	児童生徒の学業や友人関係等の悩 みに対する相談活動など
	介助員	会計年度 任用職員	55	年間173日以内、1日の勤務時間6時間 (小学校15校、中学校9校に85名配置予定)	H17	教育上特別な配慮を要する児童生徒 に対する身辺処理、移動等の介助、 学習支援、健康管理、安全の確保等 を行う。
対馬市	教育支援センター指導員	会計年度 任用職員	1	不登校児童・生徒の教育指導及び施設運営業務 1日7時間、週5日	H31	入所者への指導は、月・水・金曜日 の10時から15時まで
	スクールソー シャルワー カー	会計年度 任用職員	1(1)	1日6時間、週3日年間35週を基本。 拠点校の中学校1校に配置	H25	問題をかかえる児童生徒が置かれた環境への働きかけ、学校内における組織体制の構築・支援、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整等
	スクール カウンセラー	会計年度 任用職員	0(2)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校11校に兼務で配置。	H19	児童生徒へのカウンセリング、児童生徒の心の問題等への対応に関する保護者への支援、児童生徒の心の問題等への対応に関する教職員への助言

※人数欄の()内の数字は県派遣の数字

	1	1		令和6年5月1日現在		
市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備考
	心の教室相 談員	非常勤職員	4	1日4時間程度、年間100日(3校)、150日(1校)	H18	中学校4校
	スクール カウンセラー	非常勤職員	0(2)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校4校に配置。	H19	
壱岐市	スクールソー シャルワー カー	県配置職員	0(1)	週3日、1日6時間程度、年間35週を基本。 いじめ、不登校対策等として、教育相談、カウンセリ ング等を行う。学校教育課に配置。人件費(県費)以 外の経費。	H27	
	教育支援教 室指導員	会計年度任 用職員	2(0)	1日5時間程度、週5日勤務、不登校の児童・生徒に対して市の施設で「太陽」を開室。学校復帰に向けての社会適応と学習指導を行う。	H29	
	学校適応支 援員	会計年度 任用職員	1	週4日、1日7時間、年間200日を。他校に要請があった学校へ週1日、1~2校に派遣できる。悩みを抱える生徒の相談に応じ、心の負担軽減を図る。	H29	H29から学校適応支援員へ名称と配 置要領を変更
五島市	スクール カウンセラー	非常勤職員	3(4)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。小学校11校、中学校9校に配置。	H13	小11校は、中学校9校のエリア配置 うち小11校、中9校はグループ配置
<u>ж</u> ап,	スクールソー シャルワー カー	非常勤職員	1(1)	1日6時間、週3日勤務、学校教育課に配置。問題を 抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関 係機関とのネットワークの構築等	H20	
	教育支援教 室指導員	会計年度 任用職員	2	1日7時間、週5日勤務、市の施設に開設した「たけの こ」において、学校不適応(不登校)児童生徒を受け 入れ、指導し自立促進を図る。	H22	
	心の教室相 談員	会計年度 任用職員	4	生徒の悩み相談や話し相手、必要により家庭訪問を 実施して、学校における教育相談を行う。 1日4時間、年間195日程度、離島を除く全中学校に 配置	H17	H22~H23 中6校 H24 中5校 H25~ 中4校
西海市	教育支援セ ンター指導員	会計年度 任用職員	2	不登校の児童・生徒に対して、個々の実態に応じた 社会生活適応指導及び学習指導を行う。 1日6時間、週5日	H19	
四海川	スクールソー シャルワー カー	会計年度 任用職員	1(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整等	H25	H21~H24県配置 H25.5~H26 1名雇用 H27~県配置 H30~ 市雇用1名
	スクール カウンセラー	会計年度 任用職員	0(3)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行 う。全小・中学校に配置。	H18	R5~全校配置
	スクールサ ポーター	会計年度 任用職員	27	1日5.5時間、年間190日を上限とし、全小中学校に配置。(複数配置は小学校3校、中学校0校)学習活動支援、教育相談活動等の職務と兼務。	小学校:H18 中学校:H19	
雲仙市	訪問指導員	会計年度 任用職員	2	不登校対策として、訪問指導や相談活動など直接的 な支援活動を行う。	H22	
Z IIII	スクールソー シャルワー カー	会計年度 任用職員	0(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整等	H25	
	スクールカウ ンセラー	会計年度 任用職員	0(6)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行 う。各小中学校に配置。	H17	
	心の教室相 談員	非常勤	11	児童生徒が抱える悩みや不安等の相談にあたり、児童生徒のストレスを和らげる。 小学校4人、中学校7人 週4日・4時間勤務。年間勤務日数140日(上限)	H18	
南島原市	スクールソー シャルワー カー	(県)会計年 度任用職員	0(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークの構築等。	H27	
	適応指導教 室指導員	(市)会計年 度 任用職員	3	不登校の状態又はその傾向にある児童・生徒に対して、指導・支援を行う。 1日5時間45分	R3	令和2年度まで「心の教室施設相談員」 として任用していたが、適応指導教室を 開設したことで、適応指導教室指導員と して令和3年度から配置した。
	スクール カウンセラー	(県)会計年 度任用職員	0(5)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行 う。中学校を拠点校、小学校をエリア校として、全小 中学校に配置。	H18	

学校図書館充実のための財政支援措置について

市費による学校図書館への司書、図書支援員等の配置状況

令和6年5月1日現在

市名	区分	職種	人数(人)	勤務内容等	配置開始年度	備考
長崎市	学校図書館 司書	会計年度 任用職員	43	1日4時間45分週5日勤務、原則2校に1 人、合計43人配置	H21	H21·22···4人 H23···18人 H24~26···36人 H27~30···43人 R01~06···43人
佐世保市	学校司書	パートタイム 会計年度任 用職員	23	1日7時間、週5日勤務、小学校44校、中学校24校、義務教育学校2校に配置	H17	
島原市	学校司書	会計年度 任用職員	14	1日6時間、週3日勤務、小学校は21年 度、中学校は22年度に全校に配置	H21:9人 H22:5人	
諫早市	学校図書館 運営支援員	パートタイム 会計年度任 用職員	42	全小・中学校42校に配置 ・1日3時間、週4日勤務	H20~ 学校司書4人 H24.9~ 学校図書館運営支援 員42人	
大村市	学校司書	会計年度 任用職員	15	1日5時間、年間約200日勤務(課業日のみ)、全小中学校に配置(うち6名は複数校に配置)。	H24	
平戸市	学校図書館 支援員	会計年度任用職員(パート)	6	週29時間勤務、6校を拠点校として全小中学校に配置(巡回)	H21	
松浦市	学校図書支 援員	会計年度 任用職員	4	年間230日間(1日7時間)、各学校を週1 または2回巡回して勤務	H26年7月~	R6から4人
対馬市	学校図書館 支援員	会計年度 任用職員	13	市内小・中学校26校に配置 1日4時間、年間200日勤務 1人あたり2校勤務(100日×2校)、1人1 校勤務(100日×1校)	H25	
壱岐市	学校司書	パートタイム 会計年度 任用職員	4	1日6.5時間 月14~20日程度 小・中学校22校を巡回(1人5~6校)	H25	H25···2人 H26~29···3人 H30~4人
五島市	学校図書館 支援員	会計年度 任用職員	4	小学校3校、中学校1校をベース校とし、 他の学校からの依頼によって訪問し、サポート等を行う。 ・週29時間程度、年間242日上限	H25	
西海市	学校図書館 司書 学校図書館 運営補助員	会計年度 任用職員	4	司書(3人)は1日6時間、週5日勤務、中学校3校・小学校4校に配置。(中学校1校、小学校1~2校を兼務) 図書補助員(1人)は1日4時間、年間195日程度勤務、小学校3校に配置	H21学校図書館司 書 H23学校図書館運 営補助員	
雲仙市	図書支援員	会計年度 任用職員 (スクールサボーター)	27	1日5.5時間、年間190日を上限とし、全小中学校に配置。(複数配置は小学校3校、中学校0校)学習活動支援、教育相談活動等の職務と兼務。	小学校:H18 中学校:H19	
南島原市			0	本市の市立図書館職員を週に1度、学校	等所管へ派遣	

長崎県内のICT教育環境整備状況

令和6年5月1日現在

		令和6年5月1日現在
市名	電子黒板等大型提示装置	児童生徒用タブレット及び授業支援ソフト
長崎市 (小68、中37)	R4年度に以下の教室に電子黒板を導入 ・普通教室・理科室に各1台 ・知的学級・情緒学級に各1台 ・通級指導教室を有する学校に1台 ※旧大型提示装置は特別教室等で活用	小中学校への1人1台学習者用端末(Chromebook)整備 ※授業支援ソフト: 小1〜小3ば「ロイロノート・スクール」 ※すべての学年で「Google Workspace for Education」を利用
佐世保市 (小44、中24、 義務2)	全小・中・義務教育学校に2台整備済 必要に応じて学校配当予算で整備	全小・中・義務教育学校の児童生徒用Chromebook整備済 通信方式はLTE(5GB/月)を使用し、通信費は市費で負担する。 授業支援ソアトはGoogle Workspace for Educationを利用する。 オンラインドリルとして「eライブラリアドバンス」を利用
島原市 (小10、中5)	小・中学校各校1台 大型モニター普通教室各1台	小・中学校への1人1台学習者用端末(Chrombook)※3, 140台 電子黒板 小・中学校各校1台整備 夫型提示装置 各小・中学校普通教室1台、各特別支援教室1台整備 Google Workspace for Educationを活用 タブドリLive!(東京書籍)を導入
諫早市 (小28、中14)	【大型モニター等】 市内各小・中学校 普通教室 各 1台 6特別教室 各 1台 ※校内LANI二無線接続	【児童生徒用タブレット】 市立小中学校の児童生徒に1台ずつ整備 【授業支援ソアト】 「Google Work Space for Education」を利用 「Win Bird」を全校に導入 【学習ドリル】(令和4年4月~) 学校に応じて保護者負担でデジタルドリルを導入 (導入していない学校もあり)
大村市 (小15、中6)	【大型提示装置(大型テレビ等)】 小:2816 中:113台 ※ 令和元年度以降は、必要に応じて学校配当予算で追加整 備	市内全児童生徒に1人1台整備(chromebook) Google Workspace for Education eライブラリアドバンス
平戸市 (小15、中8)	大型提示装置、普通教室1台 特別支援学級を有する学校に1台 理科室に全台導入。	【児童生徒用タブレット】 市内全児童生徒に1人1台導入済み 【授業支援ソフト】 「Google Work Space for Education」を利用 「Win Bird」を全校に導入 「オウリンク」「ムーブノート」を小学校に導入 【学習ドリル】 ドリル型学習教材を市内全児童生徒に導入
松浦市 (小9、中7)	[電子黑板] 普通教室各1台 特別教室各校2台	Chromebook(LTE方式5GB/月)の整備済 授業支援ソフトは「Google Workspace for Education」を利用
対馬市 (小 16、 中11)	プロジェクターを各小学校3台、中学校は学級数台数導入済。 タブレットとの無線接続により電子黒板として利用。	小:一人一台導入済(LTE方式)中:一人一台導入済(LTE方式)ロイロノート(小、中) AI型電子ドリル(小、中)
壱岐市 (小18、中4)	小: 学校規模に合わせ、4~6台 中: 普通教室全でに導入	市内全児童生徒に1人1台整備済(chromebook) Workspace for Educatin、ミライシードを活用
五島市 (小11、中9)	市内小中学校すべての普通教室に電子黒板つきプロジェクターを完備	(現在配置) ・Ipad 小学校:147台、中学校: 77台 ・GIGAスクール対応端末整備完了(Chromebook) ・小:1716台(教師用含む) ・投業支援ソフトは、GoogleWorkspaceを利用。 ・R4、有償の授業支援ソフトを導入済み。(InterCLASS Cloud)
西海市 (小13、中6)	全ての学校の普通教室と特別教室3室(理科室・音楽室・学校 裁量の場所)に電子黒板を整備している。	・全ての児童生徒に対して、1人1台ずつChromebookを整備・授業支援ソフトは「Google Workspace for Education」を利用している。・授業支援アフリ「ロイロノート(か1~小6、中1~中3)」・投業支援アフリ「スカイネニュー(か1~小6、中1~中3)」・AIドリル「eライブラリアドバンス(小1~小6、中1~中3)」
雲仙市 (小17、中7)	全校の普通教室と理科室に1台常設	Chromebook (wi-fi)を導入済 【当初導入台数 ・小:2.312台(教師用、予備含む) ・中:1,100台(教師用、予備含む) ・中:1,100台(教師用、予備含む) ドリル教材は『eライブラリアドバンス』、授業支援ソフトは『Google Workspace for Education』を利用
南島原市 (小15、中8)	【電子黒板】 普通教室・特別教室 小:118台(普通教室1台程度) 中:59台(普通教室1台程度) 【大型モニター】 普通教室・特別教室 小:31台 中:34台 ※R4~R7 通常学級及び理科室に各1台常設になるよう、不足台数の購	R2: 小(1,114台・小4~小6、教師用) R2: 中(1,146台・中1~中3、教師用) R3: 小(31台・教師用) R3: 小(939台・小1~小3、教師用) R3: 中(51台・教師用) ※Windows OS、Wi-Fi雄末(2,624台)、LTE端末(657台) 当面は有償の授業支援ソフトは整備せず、Microsoft Teams for EducationとL-Gate(無償版)を活用する方針
	入及び更新を行う予定。	

市名	デジタル教科書	ICT支援員	タブレットPCの通信料(家庭)の負担
長崎市 (小68、中37)	小:国語、社会、理科、外国語(その他教科書付属の道徳、書写) 中:社会、理科、英語(その他教科書付属の道徳)	ICT支援員6名を業務委託「て配置 ※別途「GIGAスクール運営支援センター」の運 営支援員として6名配置	Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを 無償貸与(通信費は原則保護者負担。準要保 護世帯で利用を希望する場合は、長崎市が定 ある基本プランく月額70円>を支続、法院 護世帯には借用の有無を問わず実費相当額を 支給)
佐世保市 (小44、中24、 義務2)	小国語、算数(指導者用) 他教科は必要に応じて学校予算で対応 中: 国語、数学、英語を整備(指導者用) 他教科は新教科書購入時に付属しているものを利用、または必要に応じて学校予算で対応 ・18支部科学省「学習者用デジタル教科書普及促進事業」を活用し、英語を小中全 70校・小学校算数23校・中学校数学13校に導入	令和3年~令和6年までの4力年事業・令和4~6年度・18名(市内70校に対し4校に1名配置の割合)	市負担(1台につき5G/月)
島原市 (小10、中5)	小学校:社会5・6年、算数1~6年、理科3~6年、生活1・2年、図工3~6年、英語 3~6年、道徳1~6年 中学校:文部科学省実証事業のみ(英語は全中学校、数学は希望校に導入) 他教科は、各学校予算で購入	R2:1名雇用 R3:2名雇用(ICT支援員)+GIGAスクールサポーター(3名) R4:1名雇用(ICT支援員) R5:2名雇用(ICT支援員) R6:2名雇用(ICT支援員)	家庭負担 ※Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルー ターを無償貸与(通信費は保護者負担)
諫早市 (小28、中14)	指導者用 小学校 各学校(国語、算数、社会、理科、生活、音楽、図工、家庭、保健、外国語)を導入 中学校 各学校(国語、社会、数学、理科、英語)を導入 学習者用 ・小学校は算数、外国語、中学校は数学、英語のデジタル教科書を希望校に導入	令和5年度より1名 会計年度任用職員として任 用	家庭内で使用する場合の通信料は家庭負担 (就学援助世帯に対し、オンライン学習通信費 を扶助)
大村市 (小15、中6)	【指導者用】 小:全教科(全学年) 中:国語、数学、英語(全学年) 【学習者用】 【外国語]:全小学校(5・6年)と中学校 【算数・数学]:小学校(5・6年))校と中学校3校 ※(算数・数学)は、令和6年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する 実証研究事業」を活用	R6年度:1名 時給1245円×6時間(市雇用)	・家庭負担 ・Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は保護者負担)
平戸市 (小15、中8)	【指導者用】 小:算数(1~6年生)、理(3~6年生)、社(5~6年生) 中:国語、社会、数学、理科、英語 【学習者用】 令和5年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」を活用	GIGAスクール運営支援センター設置	家庭負担 ※要保護・準要保護家庭のうち、Wi-Fi環境がない家庭にモバイルルータを資与。
松浦市 (小9、中7)	[指導者用] 小:算数、理科 中:社会、数学、理科、英語 [学習者用] 小:英(5·6年)全校、算(5·6年)4校 中:英(全学年)全校、数(学年)3校	未配置	市負担(5G/月)
対馬市 (小 16、 中11)	小:外国語(指導者用)導入済 小:算数(全学年) 中:数学(全学年)	ハードウェアー、各アプリ、運用保守にサポートセンター設置(ICT支援員配置予定なし)	市負担
壱岐市 (小18、中4)	小: 英語(18校)、算数(9校) 中: 英語(4校)、数学(2校)	未配置	未定
五島市 (小11、中9)	小: すべての小学校全学年に算数科デジタル教科書(指導者用)を配置済み中: すべての小学校全学年に数学科デジタル教科書(指導者用)を配置済み ※他教科については、学校配当予算でも購入している。 実証事業の活用により全小中学校に英語の学習者用デジタル教科書を導入済み。 また、各校プラス1教科を導入済み。	H29:2名(市雇用1名、業者委託1名) H30:1名(業者委託) R元:2名(市雇用1名、業者委託1名) R2:2名(市雇用1名、業者委託1名) R3:3名(市雇用1名、業者委託2名) R4:3名(市雇用1名、業者委託2名) R5~:4名(市雇用1名、業者委託3名)	R4~基本的に各家庭の回線に接続する。就学 援助家庭への通信費補助を行う。(就学援助家 庭、特別支援学級在籍児童生徒の家庭: 14000円/年)
西海市 (小13、中6)	【指導者用】 小: 国語、社会、算数、理科、英語 中: 国語、社会、数学、理科、英語 【学習者用】 R8: 小(英語・算数) R8: 中(英語・数学) ※学びの保証・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業を活用	令和6年度は、GIGAスクールサポーター2人を 市内14校に合計192回(各校10回程度)訪問 で業務委託。	就学援助対象家庭に対して、「オンライン通信 費」として、年額14000円を上限に補助する。
雲仙市 (小17、中7)	【指導者用デジタル教科書】 ・小国語(書写)、社会(地図】、算数、理科、英語、家庭、保健 ・中国語、社会(地理、歴史、公民、地図】 数学、理科、英語(令和3年度整備済) (学習者用デジタル教科書) (学習者用デジタル教科書) (学別数、学別・小学校(5-6年)と全中学校 (算数、数学)・小学校(5-6年)と全中学校 (算数、数学)・小学校(5-6年)とをからめの学習者用デジタル教科書実証事業」を活用	R5年度にICT支援員(会計年度任用職員)を1 名配置予定。	家庭負担 ※Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルー ターを無償貸与(通信費は保護者負担)
南島原市 (小15、中8)	指導者用デジタル教科書(教師用指導書に付属) R6:小(全教科) R3:中(音楽・器楽・技術・家庭・道徳) 学習者用デジタル教科書 R6:小(英語・算数) R6:中(英語・数学) ※学びの保証・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業を活用	H29~R3:ICT支援員(2~4名)を市で雇用 R4~:市内業者に業務委託	通信環境がある家庭 Wi-Fi端末を整備し、各家庭のWi-Fiに接続。 通信環境がない家庭 LTE端末を整備し、通信料については、市負担。 (1台につき5G/月)

資料11-5

長崎県中学校体育連盟に対する県補助金の推移

(単位:千円)

/ - ::-	人同工加定連曲	日本公共明忠書	がもにきま	古な口字光曲	(単位:干円)
年度	全国・九州派遣費	県中総体開催費	離島派遣費	事務局運営費	合 計
S52	2,000	1,000	1,200	300	4,500
53	2,000	1,000	2,420	285	5,705
54	2,000	1,000	2,884	300	6,184
55	3,000	1,000	2,884	300	7,184
56	3,000	1,000	3,809	300	8,109
57	3,000	1,000	4,200	285	8,485
58	3,000	1,000	4,715	270	8,985
59	3,000	1,000	5,030	270	9,300
60	2,700	900	5,334	240	9,174
61	3,318	1,200	5,382	_	9,900
62	2,700	1,200	5,400	-	9,300
63	2,700	1,200	5,400	_	9,300
H元	2,700	1,300	5,400	-	9,400
2	2,700	1,300	5,400	-	9,400
3	2,700	1,300	5,400	-	9,400
4	2,700	1,300	5,400	-	9,400
5	2,700	1,300	6,880	_	10,880
6	2,700	1,300	6,880	_	10,880
7	2,700	1,300	6,880	_	10,880
8	2,700	1,300	6,880	_	10,880
9	2,700	1,300	6,880	_	10,880
10	2,700	1,300	6,880	_	10,880
11	2,700	1,300	6,880	_	10,880
12	2,700	1,300	6,880	_	10,880
13	2,700	1,300	6,880	_	10,880
14	2,700	1,300	6,880	_	10,880
15	2,700	1,300	6,880	_	10,880
16	2,200	1,100	6,880	_	10,180
17	2,200	1,100	6,880	_	10,180
18	2,200	1,100	6,880	_	10,180
19	2,200	1,100	6,880	_	10,180
20	1,980	990	6,192	_	9,162
21	1,980	990	6,192	_	9,162
22	1,980	1,100	6,192	_	9,272
23	1,980	1,100	6,192	-	9,272
24	2,280	1,100	6,192	_	9,572
25	2,280	1,100	6,192	_	9,572
26	2,280	1,100	6,192	_	9,572
27	2,052	990	6,192	_	9,234
28	2,052	990	6,192	_	9,234
29	2,052	990	6,192	_	9,234
30	2,052	990	6,192	_	9,234
R元	2,052	990	6,192	_	9,234
2	2,052	990	6,192	-	9,234
3	2,052	990	6,192	_	9,234
4	1,952	990	6,192	-	9,134
5	1,852	990	5,944	_	8,786
6	1,852	990	5,944	-	8,786

資料11-6

長崎県中学校文化連盟に対する県補助金の推移

(単位:千円)

																· · · · · ·		
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
長崎県中学校総合文化祭 開催費補助事業	1,000	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	0	900	900	900	900	900	1,100
長崎県中学校総合文化祭 離島地区中学校参加費補 助事業	800	720	720	720	720	720	720	742	742	742	742	0	742	742	742	742	742	540
全国中学校総合文化祭派 遣費補助事業	1,000	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	0	900	900	900	900	900	900
長崎県中学校文化活動推 進校指定事業	1,350	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,415
全国中学校総合文化祭長崎大会開催事業補助金												4,332						
合 計	4,150	3,735	3,735	3,735	3,735	3,735	3,735	4,057	4,057	4,057	4,057	5,847	4,057	4,057	4,057	4,057	4,057	3,955

(3)令和5年度長崎県市長会収支決算書(案)について

令和5年度長崎県市長会収支決算書(案)

収入額 25,485,001 円 支出額 18,220,936 円

差引残額 7,264,065 円(翌年度繰越額)

(収入の部)

(単位:円)

項目	予算額 ①	収入済額 ②	差引額 ②一①		摘要		
負担金	12,325,000	12,325,000	0				
(内訳)				1	各市負担金		
各市負担金	12,325,000	12,325,000	0		長崎市	1,454,000	12,325,000
					佐世保市	1,166,000	
					島原市	858,000	
					諫早市	1,043,000	
					大村市	940,000	
					平戸市	858,000	
					松浦市	858,000	
					対馬市	858,000	
					壱岐市	858,000	
					五島市	858,000	
					西海市	858,000	
					雲仙市	858,000	
					南島原市	858,000	
交付金等	7,040,000	7,216,576	176,576	1	(公財)長崎県市町村振興協	会助成金	1,820,000
					団体助成金(地域活性化センター	·)	
				2	(公財)長崎県市町村振興協会	会助成金	4,000,000
				3	全国市長会交付金		770,000
				4	共済事業説明会開催補助金	•	440,226
				5	市長行政研修参加者負担金		186,350
諸収入	1,000	154	△ 846	1	預金利息(一般•管理費)		154
繰越金	6,173,000	5,943,271	△ 229,729	1	前年度繰越金		9,738,271
				2	各市負担金返還金		△ 3,795,000
合計	25,539,000	25,485,001	△ 53,999				

(支出の部) (単位:円)

(文田の間)					(十四:11/
項目	予算額 ①	支出済額 ②	差引額 ①-②	摘要	
事務費	14,090,000	12,590,542	1,499,458	1 事務費	10,613,121
				2 会議費	1,977,421
事業費	7,355,000	5,630,394	1,724,606	1 国への要請活動費	396,272
				2 国・県への要望費	598,730
				3 研究・研修費	2,814,622
				4 補助費(地域活性化センター)	1,820,770
予備費	4,094,000	0	4,094,000		
合計	25,539,000	18,220,936	7,318,064		

監査報告

長崎県市長会会則第5条第7項の規定に基づき、令和5年度会務報告及び決算報告の監査を関係書類、帳簿及び預金残高証明を基に実施しましたところ、収入・支出とも適正に処理されていると認めます。

令和6年6月27日

長崎県市長会監事

西海市長



2 協議事項



(1) 口座振替促進キャンペーン等の連携実施について

(提案市 長崎市)

(議 題)

口座振替促進キャンペーン等の連携実施について

(現状・問題点)

- ・国では、成長戦略フォローアップにおいて、令和 7 年 6 月までにキャッシュレス決済比率を 40%程度とすることを目標としている。
- ・そのような中、長崎市では令和 5 年度に全庁の納付書払い債権のキャッシュレス化を行ったものの、キャッシュレス納付の浸透は途上である。
- ・一方で、金融機関においても、窓口収納事務に係る事務負担やコスト縮減が課題となっており、公金振込手数料の有料化と同様、公金の窓口払いに係る手数料の大幅な見直しが示唆され、今後自治体の負担増が見込まれる。
- ・国においては、令和 6 年 5 月 30 日に、国税庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、地方税共同機構、金融業界団体等と共同で「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言」を行い、国税・地方税におけるキャッシュレス納付の一層の普及に向け、共同で推進していくこととしている。
- ・また、国は令和6年6月27日付で都道府県知事あてに「地方税における キャッシュレス納付の推進について」の依頼を行い、eL-QR を活用した スマートフォン決済アプリ等及び口座振替の活用促進に重点的に取り組 むことや、取組みに当たっては、都道府県、市区町村、税務署、金融機 関等が連携して取組を進めることが有効と考えられるため、連携体制の 整備を依頼している。【資料①】

(提案理由)

- ・税及び公金におけるキャッシュレス納付の利用を促進するにあたり、他 都市では、県を挙げてキャンペーンを行うことで、自治体、商工会、金 融機関などの官民連携した取組みを行っている。【資料②】
- ・長崎県下でも、関係機関が連携して口座振替を始めとした県内における キャッシュレス納付の推進を図るため、県において連携体制を整備する などの積極的な取組みを要請したいが、これにあたり各市のご意見を伺 いたいもの。

総 税 電 第 7 号 令和6年6月27日

各都道府県知事 各政令指定都市市長 殿 (各都道府県税務・市町村担当課 各政令指定都市税務担当課 取扱い)

総務省自治税務局長 (公印省略)

地方税におけるキャッシュレス納付の推進について(依頼)

平素より、地方税務手続の電子化に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。 令和2年7月 17 日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」においては、 「令和7年(2025年)6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程 度とすることを目指す」とされており、令和5年(2023年)の同比率は、 39.3%と堅調に上昇しています。

一方、地方税の納付において、キャッシュレス納付の普及拡大は、納税者の利便性向上や社会全体のコスト縮減に資するものでありますが、令和4年度のキャッシュレス納付比率(件数ベース)は 31.2%(道府県税:21.9%、市町村税:32.4%)となっております。令和5年度からは地方税統一QRコード(eL-QR)による納付の仕組みが導入されましたが、令和5年度において、eL-QRが実際に利用された件数のうち、窓口納付受付後の事務処理で利用された件数が過半を占め、キャッシュレス納付で利用された件数を上回っております。

こうした中、令和6年5月30日には、国税庁、全国知事会、全国市長会、全国市村会、地方税共同機構、金融業界団体等と共同で「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言」(別紙)を行い、国税・地方税におけるキャッシュレス納付の一層の普及に向け、共同で推進していくこととしております。

これに合わせ、各地方団体におけるキャッシュレス納付の推進に向けた取組事例を取りまとめたところです。各地方団体におかれては、当該取組事例を参考にしつつ、以下の取組を進めていただくようお願いします。

- ・ 地方税の納付件数の大宗を占める賦課課税税目(普通徴収)及び申告税目 等も含めた督促分については、eL-QR を活用したスマートフォン決済アプリ やクレジットカードによる納付の利用促進に取り組んでいただくとともに、 改めて、従来からの口座振替の活用促進に重点的に取り組んでいただくよう お願いします。
- ・ 法人二税及び個人住民税(特別徴収)については、eLTAX ダイレクト納付の利用促進に取り組んでいただきますようお願いします。
- ・ こうした取組に当たっては、都道府県、市区町村、税務署、金融機関等が 連携して取組を進めることが有効と考えられますので、連携体制の整備を併 せてお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても速やかに以上の 旨をご連絡いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に 基づく技術的助言であることを申し添えます。

【添付資料】

別紙 国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言

参考1 地方税のキャッシュレス納付割合の現況等

参考2 地方団体におけるキャッシュレス納付の推進に向けた取組事例

国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言

社会全体のデジタル化は、国民生活の利便性を向上させ、官民の業務の効率化や 生産性の向上に資するものであり、その推進は、私たちにとって共通の課題です。

これまで、国税当局、地方税当局及び関係団体においては、キャッシュレス納付の利便性向上と普及促進に向けて、様々な取組を進めてまいりました。また、金融界においても、税・公金収納の効率化・電子化に向けて、様々な関係者に働きかけを行ってまいりました。

こうした取組のもと、キャッシュレス納付の利用割合については、年々上昇傾向にありますが、未だ普及の余地が大きい状況にもあります。

より多くの方々がキャッシュレス納付の恩恵を享受し、誰一人取り残されることのないデジタル社会を実現できるよう、また、事業者の業務のデジタル化など社会全体のデジタル化が実現できるよう、私たちが一層連携し、協力して取り組んでいくことが重要であると認識しています。

私たちは、こうした共通認識のもと、キャッシュレス納付の一層の普及に向けて、共 同して推進していくことを宣言します。

令和6年5月30日

[共同宣言者]

本 銀 行 一般社团法人全国銀行協会 一般社団法人全国地方銀行協会 一般社团法人第二地方銀行協会 一般社団法人全国信用金庫協会 一般社団法人全国信用組合中央協会 一般社団法人全国労働金庫協会 林中央金庫 農 日本マルチペイメントネットワーク推進協議会 日本マルチペイメントネットワーク運営機構 金 融 庁

日本税理士会連合会 一般社団法人全国青色申告会総連合 公益財団法人全国法人会総連合 全国間税会総連合会 全国納税貯蓄組合連合会 公益財団法人納稅協会連合会 全 国 知 会 全 国 市 長 会 全 国 町 村 会 地 方 税 共 同 機 構 総 務 省 国 庁 税

キャッシュレス納付比率に係る政府目標

- ○「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定) 2025年(令和7年)6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とする ことを目指す。
- オンライン利用率引上げに係る基本計画(財務省、令和3年10月18日) 国税納付手続
 - ・ オンライン利用率目標:40%
 - ・取組期間(達成期限):令和7年度末まで
 - ・アクションプランとして「国税及び地方税のキャッシュレス納付割合を向上させるため、金融機関や総務省等と定期的に意見交換を行い、協働して対応策を検討・実施する。」

(参考) オンライン利用率引上げに係る基本計画(総務省、令和3年4月21日・9月30日HP公表)

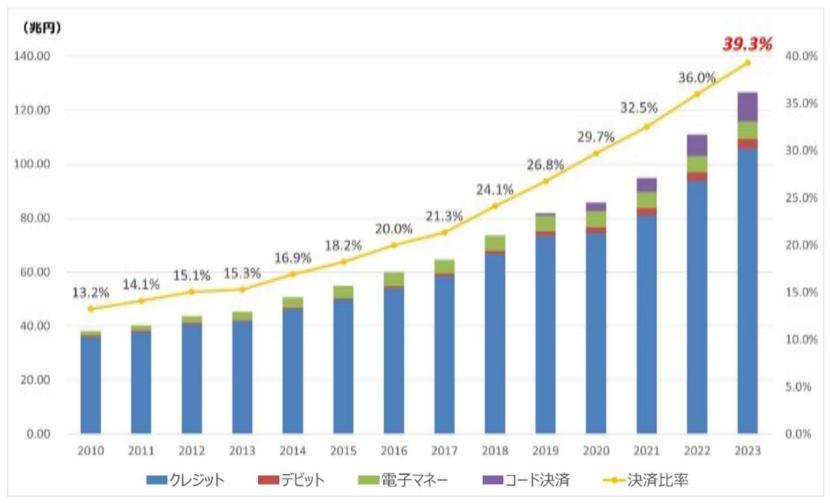
- ・中小法人における法人住民税・法人事業税の電子申告(eLTAX) オンライン利用率目標85%(令和5年度末まで)
- ・eLTAX(地方税ポータルシステム)で申告・申請等が可能である税務手続

給与支払報告書の提出についてオンライン利用率目標65%(令和5年度末まで)、同様に、償却資産の申告について50%、事業所税の申告について35%等

我が国のキャッシュレス決済額及び比率の推移

2023年のキャッシュレス決済比率は堅調に上昇し、39.3%(126.7兆円)となりました。その分子の内訳は、クレジットカードが83.5%(105.7兆円)、デビットカードが2.9%(3.7兆円)、電子マネーが5.1%(6.4兆円)、コード決済が8.6%(10.9兆円)でした。

我が国のキャッシュレス決済額及び比率の推移(2023年)



<成長戦略フォローアップ>【2019年6月21日閣議決定】

(抜粋) 2025年6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指す。

(出典) 経済産業省HPより

- 令和5年度において、eL-QRが実際に利用された件数(総数約0.82億件)のうち、
 - ・窓口納付受付後の事務処理で利用された件数0.49億件が最も多い
 - ・一方、クレジットカード納付・スマホアプリ決済で利用された件数は0.15億件、eLTAXダイレクト納付等で利用された件数は0.18億件に留まっている
 - ※これらに地方団体独自の納付手段によるものを足しても、キャッシュレス納付比率の大幅な上昇にはならない見込み

<地方税納付件数 約4.7億件の内訳(令和4年度推計)>

令和4年度推計値に令和5年度eL-QR導入による影響を置いたもの



令和5年度の

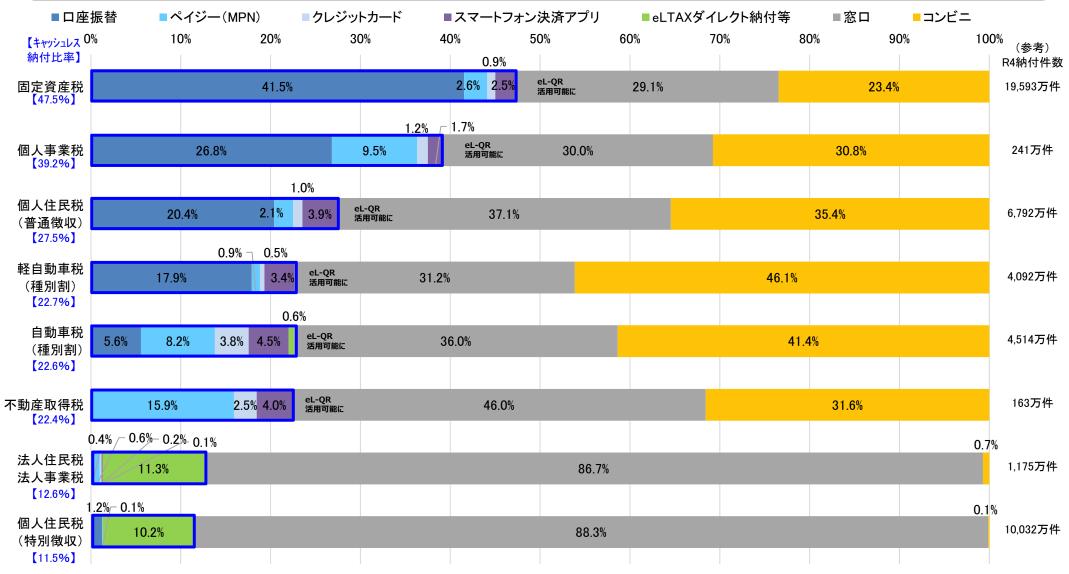
eLTAX処理件数:約0.82億件

納付件数の約31%がキャッシュレス納付(上図の太枠部分、令和4年度推計)

- 注1 納付件数は、総務省「地方税の収納・徴収対策等に係る調査」より(eLTAXに係るものは地方税共同機構における集計による)
- 注2 納付件数に地方消費税、国民健康保険税等は含まれていない
- 注3 賦課税目の件数は、個人住民税(特別徴収)以外の賦課税目の件数
- 注4 賦課税目で窓口納付されている1.13億件には、eL-QRは印字されているもののeLTAX処理されない納付(ゆうちょ銀行のカク公納付書(ゆうちょ銀行と地方団体の間で直接処理)、今後eL-QR対応予定の金融機関であるJA・JF系統金融機関等での納付)を含む
- 注5 個人住民税(特別徴収)で窓口納付されている0.89億件には、大部分の金融機関が提供するインターネットバンキングによる納付の仕組み(地方税納入サービス等)を利用して電子的に納付されている件数が相当数含まれうる(当該調査**205**金融機関から地方団体に納入済通知書(紙又はDVD)で送付されたものは窓口納付に計上)

地方税のキャッシュレス納付割合の現況等(令和4年度・税目別)

- 〇 令和4年度の地方税のキャッシュレス納付比率は約31%(件数ベース) ※eL-QR導入前
- 〇 口座振替が活用しやすい税目(固定資産税等)はキャッシュレス納付比率が高く、法人住民税・法人事業税や個人住民税(特別徴収)は低位



- ※ 納付件数は、総務省「地方税の収納・徴収対策等に係る調査」より(eLTAXに係るものは地方税共同機構における集計による)
- ※ 個人住民税(特別徴収)で窓口納付されている0.89億件には、大部分の金融機関が提供するインターネットバンキングによる納付の仕組み(地方税納入サービス等)を利用して電子的に納付されている件数が相当数含まれうる(当該調査では、金融機関から地方団体に納入済通**知**を(紙又はDVD)で送付されたものは窓口納付に計上)

地方税のキャッシュレス納付割合の現況等(令和4年度・地域別)

○ 令和4年度の地方税におけるキャッシュレス納付比率は、道府県税が平均21.9%、市町村税が平均32.4% ※eL-QR導入前

<キャッシュレス納付比率(納付件数ベース)> キャッシュレス納付比率が高い順

				,,,,,,,,,,	1 (4131311 22)
		道府	県税		
1	東京都	38.3%	25	北海道	15.9%
2	群馬県	37.5%	26	長野県	15.8%
3	栃木県	34.6%	27	大分県	15.4%
4	兵庫県	32.6%	28	宮崎県	15.2%
5	静岡県	30.9%	29	山口県	14.6%
6	奈良県	30.8%	30	滋賀県	14.5%
7	島根県	29.4%	31	愛媛県	13.7%
8	香川県	28.8%	32	福岡県	13.6%
9	神奈川県	28.8%	33	岐阜県	13.4%
10	愛知県	27.9%	34	新潟県	13.0%
11	千葉県	27.4%	35	鹿児島県	12.8%
12	三重県	23.9%	36	秋田県	11.9%
13	和歌山県	23.8%	37	茨城県	11.8%
14	石川県	22.7%	38	山梨県	11.3%
15	富山県	22.4%	39	沖縄県	11.3%
16	宮城県	21.4%	40	京都府	11.3%
17	鳥取県	20.6%	41	岩手県	10.8%
18	佐賀県	20.2%	42	長崎県	10.8%
19	広島県	17.9%	43	青森県	10.5%
20	岡山県	17.5%	44	熊本県	10.0%
21	山形県	17.0%	45	福島県	8.9%
22	福井県	16.5%	46	徳島県	8.3%
23	埼玉県	16.5%	47	高知県	2.7%
24	大阪府	16.2%		平均	21.9%

市町村税					
1	富山県	51.0%	25	長崎県	31.8%
2	新潟県	44.0%	26	千葉県	31.8%
3	長野県	43.4%	27	広島県	31.5%
4	島根県	42.2%	28	岡山県	31.2%
5	静岡県	41.6%	29	大分県	31.2%
6	山形県	41.0%	30	栃木県	31.0%
7	群馬県	39.9%	31	埼玉県	30.6%
8	石川県	38.8%	32	北海道	29.7%
9	岐阜県	37.7%	33	奈良県	29.6%
10	愛媛県	37.5%	34	秋田県	28.9%
11	東京都	37.0%	35	福島県	28.2%
12	三重県	36.4%	36	宮城県	27.9%
13	熊本県	36.0%	37	山梨県	27.9%
14	山口県	35.3%	38	茨城県	27.9%
15	宮崎県	34.5%	39	岩手県	27.2%
16	佐賀県	33.9%	40	京都府	26.7%
17	滋賀県	33.8%	41	和歌山県	26.7%
18	福岡県	33.8%	42	徳島県	26.3%
19	福井県	33.2%	43	愛知県	26.0%
20	神奈川県	33.2%	44	高知県	25.0%
21	香川県	32.9%	45	大阪府	24.1%
22	鹿児島県	32.6%	46	沖縄県	20.2%
23	兵庫県	32.6%	47	青森県	18.7%
24	鳥取県	32.4%		平均	32.4%

(注)東京都の値には、都が徴収する特別区の固定資産税を含む

^{- 207 ※} 納付件数は、総務省「地方税の収納・徴収対策等に係る調査」より

- 本資料は、地方団体におけるキャッシュレス納付の推進に向けた取組事例について、「口座振替」「eLTAXダイレクト納付」「スマホ決済アプリ・クレジットカード納付」ごとにまとめた事例集である。
- また、以下の方策も参考として、利用促進に取り組んで頂きたい。

地方税のキャッシュレス納付比率の向上に有効と考えられる方策(案)

- ① 第一に、eL-QRが活用可能な税目では、スマホアプリ決済やクレジットカード納付の利用促進に取り組んで 頂きたい
- ② 第二に、従来からの手法である口座振替は、今後も有効な方策。口座振替を活用しやすい税目である<mark>固定資産税等には、従来からの手法ではあるが、改めて口座振替に重点的に取り組む意義が大きい</mark>
 - ◆ 近年、多くの金融機関が口座振替に協力的であるため、協働した取組が有効
 - ◆ 口座振替不能により、地方団体が早期に死亡を覚知するきっかけになり得るため、納税義務者の特定に資する可能性
- ③ 第三に、eL-QRも口座振替もいずれも活用困難な税目(法人二税等)は、eLTAXダイレクト納付の利用促進に取組む必要性が高い
 - * 法人二税等では、いち早く電子納付の環境が整備されたにもかかわらず、納税者である事業者の活用 は低位に留まっている
 - ◆ 事業者へのeLTAXダイレクト納付の利用促進をする際には、都道府県において、広域行政の観点から、市町村が徴収している個人住民税(特別徴収)についても併せて普及啓発することを考えて頂きたい
 - * <mark>個人住民税(特別徴収</mark>)は、毎月納付されること等から、事業者の納税手法がeLTAXダイレクト納付に移行した場合、キャッシュレス納付率の向上に寄与する可能性が高い

News Release

Yamanashi Chuo Bank



2024年6月13日 株式会社 山梨中央銀行

地方公共団体諸税等の納税に係る 「山梨県下一斉『納付書レス・キャッシュレス納付推進プロジェクト』2024」を実施します

株式会社山梨中央銀行(頭取 古屋 賀章)は、昨年度に引き続き、山梨県、県内全 27 市町村および県内に本・支店を置く全金融機関ならびに経済機関等との協働による「山梨県下一斉『納付書レス・キャッシュレス納付推進プロジェクト』2024」(以下、「本プロジェクト」といいます)を実施します。

本プロジェクトは、政府が掲げる行財政事務効率化と DX 促進を背景とした、納税者の利便性向上と効率的な収納事務の実現に加え、SDG s の達成に向けて「納付書レス・キャッシュレス納付」の普及・利用促進に取り組むものです。3 年目を迎える今年度は、日本銀行甲府支店の参画が決定し、「オール山梨」としてなお一層深度ある取組みを展開する態勢となりました。

当行は、今後も地方公共団体との連携をより一層強化し、県民の皆さまへのサービス向上と持続可能な地域づくりに取り組んでまいります。

1. 本プロジェクトの概要

プロジェクト名	山梨県下一斉「納付書レス・キャッシュレス納付推進プロジェクト」2024
活動内容	県内企業・個人事業主への「電子納付(e-Tax・eLTAX)」普及拡大・利用促進
実施期間	2024年6月13日~2025年3月31日
参画団体	【地方公共団体】 山梨県、県内全 27 市町村 【金融機関】 当行、日本銀行甲府支店、甲府信金、山梨信金、山梨県民信組、都留信 組、JAバンク山梨、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託 銀行、中央労金、ゆうちょ銀行、
協力団体	甲府税務署、山梨税務署、大月税務署、鰍沢税務署 山梨県法人会連合会、甲府法人会、大月法人会、山梨法人会、鰍沢法人会 甲府商工会議所、富士吉田商工会議所、山梨県商工会連合会 東京地方税理士会 山梨県会

2. 具体的な取組み

- (1) 税務署等指導員等との帯同訪問キャンペーン継続実施
- (2) インセンティブ付与による利用普及・拡大
- (3)各種広告媒体を利用した外部発信による利用促進啓蒙
- (4) 参画団体・協力団体間の連携
- (5) 共通パンフレット (別紙) を使用した庁舎・金融機関窓口・渉外活動における納税者への利用 提案・普及拡大
- (6) 地公体・金融機関職員向け導入サポート研修の開催

以 上

個人のお客さま



税金等の納付は

口座振替・スマホ・パソニ





で自動納付



- 1. 納付のための窓口訪問が不要!
- 2. 納付忘れがなく確実!
- 3. 現金不要で安心・安全!



お申し込みはペイジー口座 ay easy 振替受付サービスが便利!

市役所・町村役場窓口で簡単に口座振 替の手続きができます。口座振替依頼 書への記入・押印は不要です。

印鑑押印不要 🗙



スマホで簡単納付



- 1. お持ちのスマホで簡単納付!
- 2. 24 時間 365 日手続き可能!
- 3. 現金不要で安心・安全!

「eL-QR (地方税統 - QR コード)」に よる納付が可能になりました! 決済アプリが豊富で手続きがスムーズ で便利です!決済可能アプリはホーム ページをご覧ください。

【地方税お支払いサイト】



パソコンで電子納付





- 1. 納付のための窓口訪問が不要!
- 2. 申告・納付を一括手続きで スピーディー!
- 3. 現金不要で安心・安全!

e-Tax は国税、eLTAX は地方税を 電子的に納付するシステムです。 詳しくはホームページをご覧ください。





[e-TAX]

[eLTAX]

取扱可能な金融機関・税料目は納付先によって異なります。 詳しくは納付先である各団体へお問い合わせください。

納付書レス・キャッシュレス納付推進プロジェクト2024

本企画は以下の参画機関・協力機関が協働し県下一斉に取り組むプロジェクトです!

■参画機関

山梨県/県内27市町村

山梨中央銀行 / 甲府信用金庫 / 山梨信用金庫 / 山梨県民信用組合 / 都留信用組合 / JA バンク山梨 みずほ銀行 / 三井住友銀行 / りそな銀行 / 三井住友信託銀行 / 中央労働金庫 / ゆうちょ銀行 日本銀行 甲府支店

■協力機関

甲府税務署/山梨税務署/大月税務署/鰍沢税務署/山梨県法人会連合会/甲府法人会/大月法人会 山梨法人会/鰍沢法人会/甲府商工会議所/富士吉田商工会議所/山梨県商工会連合会/東京地方税理士会 山梨県会

法人・個人事業主のお客さま

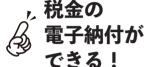


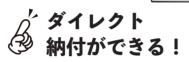


ーネツ まとめて簡 ÉÉ

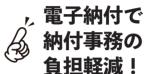
/で一度に















■法人税 ■地方法人税

■消費税および地方消費税 ■申告所得税および復興特別所得税 ■印紙税 ■源泉所得税

STEP1

STEP2

STEP3

開始届出書を提出

電子証明書を取得

専用ページで 作成・送信・納税

eLTAX



■法人住民税

■法人事業税 ■固定資産税

■県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割

■特別法人事業税 (償却資産)■個人住民税(特別徴収)

STEP1

STEP2

STEP3

STEP4

開始届出書を提出

ID・暗証番号を取得

eLTAX 対応 ソフトウェアを取得 納付データを 作成・送信・納税

金融機関職員、税務署 ・山梨県・市町村職員が 導入をサポートします!

「山梨県下一斉『納付書レス・キャッシュレス納付推進プロジェクト』」では、デジタル化・キャッシュレス 化による利便性の高い納税チャネルの普及・利用拡大に取り組んでいます。この取組みの一環として、お取 引金融機関職員、税務署・山梨県・お住まいの市町村職員が導入から利用開始までをサポートします!!

内

①電子納付(e-Tax・eLTAX)の説明

②システムのインストール・初期登録の説明

3利用開始までのサポート



お取引金融機関にお気軽にご連絡く

THE BANK OF SAGA NEWS RELEASE



2023年5月29日

佐賀県における税公金キャッシュレス納付推進プロジェクトを実施します

佐賀銀行(頭取 坂井 秀明)は、佐賀県内における税公金の納付に関係する官(国・地方団体)・民 (商工団体等・金融機関)が連携・協力して「佐賀県・税公金キャッシュレス納付推進プロジェクト」を実施します。





記

【背景·目的】

税公金等の納付については、依然として紙と現金等による窓口納付は一定数残っており、納税者・地方団体・金融機関にとっての社会的なコスト負担に繋がり、共通の課題とされています。このような社会的な課題に国・地方団体・民間団体・金融機関が一層連携し、協力して取組んでいくことが重要であると認識しており、このことは地域経済のデジタル化・生産性向上にも通じるものと考えております。

【概要】

名称	佐賀県・税公金キャッシュレス納付推進プロジェクト
目的	佐賀県内における税公金のキャッシュレス納付の推進に連携・協力して取組むことにより、 地域経済の発展・行政のデジタル化を促進する。
実施期間	2023年6月1日(木)~2025年3月31日(月)
参加団体	佐賀県、県内全 20 市町、佐賀税務署、唐津税務署、鳥栖税務署、伊万里税務署、 武雄税務署、佐賀県商工会議所連合会、佐賀県商工会連合会、 佐賀県中小企業団体中央会、佐賀県法人会連合会、佐賀県納税貯蓄組合連合会、 佐賀ブロック間税会連絡協議会、佐賀県青色申告会連合会、佐賀県酒造組合、 九州北部卸酒販組合佐賀地区部会、佐賀県小売酒販組合連合会、 九州北部税理士会佐賀県地区連絡協議会、佐賀銀行、佐賀共栄銀行、 佐賀信用金庫、唐津信用金庫、伊万里信用金庫、九州ひぜん信用金庫、 佐賀東信用組合、佐賀西信用組合、佐賀県医師信用組合、 佐賀県信用農業協同組合連合会、佐賀県農業協同組合、 佐賀市中央農業協同組合、唐津農業協同組合、伊万里市農業協同組合
協力機関	日本銀行、福岡国税局、佐賀県銀行協会
事務局	佐賀銀行

【具体的な取組み】

- 1. 税務署・県市町窓口・金融機関窓口において、税公金等を現金で納付する方へキャッシュレス納付への切り替えの推進
- 2. 納税者向け共同セミナー等の開催
- 3. 各団体の広報誌等による情報発信

以上

《本件に関するお問い合わせ先》 業務集中支援部 担当: 林田 TEL 0952(22)2116 https://www.sagabank.co.jp

税金等の納付は 口座振替、パソコン、 スマートフォンで!!

簡単便利



口座振替は 手続き簡単



パソコンなら 預金口座から 引落とし



スマホは いつでもどこでも 納付可能!

口座振替で 自動納付!

便利

確実

安心

1 納付のための窓口来店が不要で便利!

2 納付忘れがなく確実!

3 キャッシュレスで安心・安全!



パソコンで電子納付!

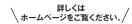
e-Tax

*eL*TAX

1 納付のための窓口来店が不要で便利!

2 全地方公共団体へ一括納付が可能!

3 キャッシュレスで安心・安全!







eLTAX

スマホ_で 簡単納付! 国税スマートフォン/ 決済専用サイト/



1 お持ちのスマホで簡単納付!

2 いつでもどこでも手続き可能で便利

※納付には、バーコードやeL-QR付の納付書と事前にスマホアプリの登録・現金チャージが必要です

3 キャッシュレスで安心・安全!

地方税 \ お支払サイト /



取扱可能な金融機関・税金等は納付先によって異なります。詳しくは納付先である各団体へお問合せください。

佐賀県・税公金キャッシュレス納付推進プロジェクト

本企画は以下の参加団体・協力機関が共同し、県下一斉に取り組むプロジェクトです。

【参加団体】 佐賀税務署/唐津税務署/鳥栖税務署/伊万里税務署/武雄稅務署/佐賀県/県内全20市町 佐賀県商工会議所連合会/佐賀県商工会連合会/佐賀県中小企業団体中央会/佐賀県法人会連合会 佐賀県納税貯蓄組合連合会/佐賀ブロック間税会連絡協議会/佐賀県青色申告会連合会/佐賀県酒造組合 九州北部卸酒販組合佐賀地区部会/佐賀県小売酒販組合連合会/九州北部税理士会佐賀県地区連絡協議会 佐賀銀行/佐賀共栄銀行/唐津信用金庫/佐賀信用金庫/伊万里信用金庫/九州ひぜん信用金庫/佐賀県医師信用組合 佐賀東信用組合/佐賀西信用組合/佐賀県信用農業協同組合連合会/佐賀市中央農業協同組合/佐賀県農業協同組合 唐津農業協同組合/伊万里市農業協同組合

【協力機関】 日本銀行福岡支店/福岡国税局/佐賀県銀行協会

3 報告事項



(1)副市長会からの報告について

① 長崎県副市長会 正副会長の選任について

長崎県副市長会の正副会長の副市長任期満了による退任に伴い、正副会長選任の協議を行った結果、次のとおり、選任された。

会 長 島原市 金子 忠教 副市長

副会長 長崎市 柴原 慎一 副市長

(任期:令和6年7月31日~1年)

② 公金振込手数料の有料化について(経過報告)

- ●R6.4.4 第 134 回長崎県市長会議(西海市開催)において、雲仙市発議よる協議
- ●R6.4.24 4/4 の市長会議で協議した内容を基に市長会長及び町村会長から 十八親和銀行の山川頭取に以下の2項目を要望
 - ・貴行と全自治体等との定期的な協議の場の設定
 - ・自治体等の準備状況を踏まえた猶予措置等の検討
 - ➡古川会長から以降の対応について副市長会金子会長に諮問
- ●R6.5.9 十八親和銀行による全体会議(※市長会は副市長及び会計管理者に出席要請) 十八親和銀行より公金振込手数料の新たな額の提案がなされる 会議終了後、現地参加の副市長による協議により次の3項目について 諾否調査を実施
 - ①公金振込手数料について
 - ②開始時期について
 - ③予算措置状況
- ●R6.5.28 「副市長会の見解」をとりまとめ、副市長会金子会長より<u>市長会古川会長へ</u> 文書で報告

【副市長会の見解】

● 長崎県副市長会としては、令和6年5月9日に開催された全体会議において (株)十八親和銀行により提示された「公金振込手数料に関する提案額」について、 妥当な水準と考える。

また、公金振込手数料有料化の開始時期は、令和6年10月1日が適当である。

●R6.5.31 各市の対応について、十八親和銀行へ市長会事務局から口頭伝達 更に、「定期的な全体会議の開催」、「情報共有について」を引き続き要望 また、町村会事務局も同席し、町村会全員協議会での結果について、市長 会と同様に応諾の旨を口頭伝達

【各市の予算措置状況 (予定含む)】※R6.5.21 現在

当初予算3市:大村市(内国為替制度運営費のみ)、西海市、雲仙市

6月補正 4市:長崎市、佐世保市、島原市、五島市 ※長崎県6月補正

9月補正 7市:諫早市、大村市(当初予算以外)、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、

南島原市

●R6.7.11 十八親和銀行主催「公金振込手数料有料化に係る第4回全体会議」 ※会計管理者ほか関係所管対象

【内容】今後の手数料請求方法、請求頻度、件数の照合方法等の説明

●R6.9月初旬 十八親和銀行主催「公金振込手数料有料化に係る第5回全体会議」(予定) ※会計管理者ほか関係所管対象

【内容】未定